

総務委員会会議録

- 1 期 日 平成28年3月10日(木)～11日(金)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 10日 午前10時11分～午後 4時50分(休憩68分)
- 4 閉会時刻 11日 午前 9時30分～午後 0時17分(休憩 8分)
- 5 出席者
- | | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 鈴木久男 | 副委員長 | 野口安男 |
| 委員 | 内藤澄夫 | 委員 | 栗原通泰 |
| 〃 | 鷺山喜久 | 〃 | 二村禮一 |
| 〃 | 窪野愛子 | 〃 | 松本 均 |
- 当局側出席者 市長、総務部長、企画政策部長、危機管理監、
南部行政事務局長、会計管理者、議会事務局長、
水道部長、消防長、所管課長ほか
- 事務局出席者 議事調査係 赤堀義幸

6 審査事項

- ・議案第 1 号 平成28年度掛川市一般会計予算について
 - 第1条 歳入歳出予算
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第1款 議会費
 - 第2款 総務費(第1項33目のうち所管外部分を除く)
 - 第6款 農林水産業費(第1項2目のうち所管部分、第3項2目)
 - 第7款 商工費(第1項1目のうち所管部分、第1項3目のうち所管部分)
 - 第8款 土木費(第3項4目のうち所管部分、第4項5目のうち所管部分・6目・7目)
 - 第9款 消防費
 - 第12款 公債費
 - 第13款 予備費
 - 第2条 債務負担行為
 - 第3条 地方債
 - 第4条 一時借入金
 - 第5条 歳出予算の流用
- ・議案第 5 号 平成28年度掛川市公共用地取得特別会計予算について
- ・議案第 7 号 平成28年度掛川市簡易水道特別会計予算について
- ・議案第 11 号 平成28年度上西郷財産区特別会計予算について
- ・議案第 12 号 平成28年度桜木財産区特別会計予算について
- ・議案第 13 号 平成28年度東山財産区特別会計予算について
- ・議案第 14 号 平成28年度佐束財産区特別会計予算について
- ・議案第 15 号 平成28年度掛川市水道事業会計予算について
- ・議案第 16 号 掛川市行政不服審査法施行条例の制定について
- ・議案第 17 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- ・議案第21号 掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ・議案第22号 掛川市情報公開条例及び掛川市個人情報保護条例の一部改正について
- ・議案第23号 掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- ・議案第28号 掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- ・議案第29号 掛川市部設置条例の一部改正について
- ・議案第30号 掛川市男女共同参画条例の一部改正について
- ・議案第31号 掛川市森の都ならここの里条例の一部改正について
- ・議案第38号 掛川市火災予防条例の一部改正について
- ・議案第50号 行政不服審査会事務の受託について（小笠老人ホーム施設組合）
- ・議案第51号 行政不服審査会事務の受託について（掛川市・菊川市衛生施設組合）
- ・議案第52号 行政不服審査会事務の受託について（東遠工業用水道企業団）
- ・議案第53号 辺地総合整備計画の策定について
- ・議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市二の丸美術館）

- ・閉会中継続調査の申し出事項 9項目で了承

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成28年 3月11日

市議会議長 竹嶋善彦 様

総務委員長 鈴木久男

議 事

午前10時11分 開議

○委員長（鈴木久男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから総務委員会を開催いたします。

本日の本会議にて、総務委員会に付託されました議案は、分割付託されました議案第1号、平成28年度掛川市一般会計予算についてを初め、23件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長（松井三郎君） 改めまして、おはようございます。

きのう、おとといと一般質問がありまして、いろいろな で執行部が申しあげましたことについては、しっかり

また、この委員会では皆さんと細部に当たっての御審議があろうかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

審査に入る前に、1点、御了承をいただきたい点がございます。通常、議案番号順に審査を進めていくべきであります。効率よく議事を進行するため、お手元に配付してあります審査順序にて審査を進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

次に、報告事項といたしまして、当局より追加資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、お手元に資料を配付してありますので御報告いたします。

それから、1点お願いいたします。

発言の際は、挙手の上、委員長の許可を得てから必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いいたします。質疑はまず、ページと款項目節を示し、明瞭な質疑、簡潔な答弁で一問一答をお願いいたします。

次に、議案第1号、平成28年度掛川市一般会計予算第1条歳入歳出予算のうち、当委員会所管部分、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用についてを議題といたします。

それでは、各担当課から所管する収入、支出部分について説明をお願いします。

まず、財政課の説明をお願いします。

高柳財政課長、お願いします。

○財政課長（高柳 泉君） 財政課でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第1号、平成28年度掛川市一般会計予算について御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんになっていただきたいと思っております。

第1条歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ468億7,000万円と定めるものでございます。第2条は債務を負担することができる事項等について、第3条は発行することができる地方債の目的等について、第4条は一時借入金の限度額、第5条は項を超えて流用できる場合について定めるものでございますが、議場にて総務部長より説明させていただいておりますので、この場では省略させていただきます。

引き続き、事項別明細書により御説明申し上げます。

別冊の28年度掛川市一般会計予算事項別明細書14ページをお開きください。14ページでございます。

第2款地方譲与税ですが、これ以降、財政課所管の地方譲与税及び各種交付金は、国及び県から示された伸び率を参考に算定しております。

1項1目地方揮発油譲与税1億4,100万円は、揮発油に対して課税される地方揮発油税の42%分が前年4月1日現在の市町村道の延長及び面積により按分され、各市町村に交付されます。下段の2項自動車重量譲与税3億3,900万円は、自動車重量税の一部が地方揮発油譲与税と同じ按分方法により交付されるものでございます。

18ページをお願いします。

3款利子割交付金2,600万円は、県の利子割総額から県事務費1%を控除した残額の5分の3が市町に交付されるものでございます。

20ページをお願いします。

4款配当割交付金は、上場株式等の配当等に課せられる県税の配当割収入総額から県事務費1%を控除した残額の5分の3が市町に交付されるものです。

22ページをお願いします。

5款株式等譲渡所得割交付金も、県税の株式等譲渡所得割収入額が配当割交付金と同様に配分されるものでございます。

24ページをお願いします。

6款地方消費税交付金 22億 7,100万円は、国が消費税にあわせて賦課徴収した地方消費税の2分の1に相当する額が市町村に対し人口及び従業者数の割合で交付されるものでございます。

26ページをお願いします。

7款ゴルフ場利用税交付金 7,100万円は、ゴルフ場利用税の70%に相当する額がゴルフ場所在市町村に対して交付されるものでございます。

28ページをお願いします。

8款自動車取得税交付金 1億 4,300万円は、自動車取得税収入額から事務費5%を控除した額の10分の7に相当する額が地方揮発油譲与税と同じ按分方法により市町村に交付されるものでございます。

続いて30ページ。

9款地方特例交付金 7,400万円は、国の施策展開に伴って生ずる地方における減収の影響額を補填するために交付されるもので、住宅借入金等特別減税控除に係る減収補填分を見込むものです。

32ページをお願いします。

10款地方交付税、1節の普通地方交付税は、国の示した算定指針などにより26億5,000万円を見込むものです。なお、本年度より合併算定替えの特例措置が縮減されます。本年度は10%縮減され、縮減額は9,345万6,000円と見込んでおります。

また、2節特別地方交付税は、近年の交付実績から8億円を見込むものでございます。

34ページをお願いします。

11款交通安全対策特別交付金は、交通反則金通告制度に基づいて納付される反則金収入額の3分の1相当額が交通事故件数等の割合に応じて配分されるもので、2,300万円を見込むものです。

少し飛びまして、100ページをお願いします。100ページです。

15款3項6目権限移譲事務交付金 1,103万8,000円は、説明欄にありますように旅券事務や農地法事務のほか、県から事務が移譲された28の事務について、事務処理経費のための交付金を見込むもので、前々年度における事務取扱件数に応じた交付見込額を計上してあります。

112ページをお願いします。

18款1項1目基金繰入金、説明欄1つ目の財政調整基金繰入金18億7,500万円は、28年度予算の編成に当たり、財政需要に対応するため取り崩すものでございます。なお、この取り崩しにより、財政調整基金の28年度末残高は27億317万8,000円となる見込みです。

116ページをお願いします。

19款繰越金 1億700万円は、27年度決算に伴う繰越金を見込むものでございます。

少し飛びまして、140ページをお願いします。

20款4項12目雑入のうち、説明欄の静岡県市町村振興協会市町交付金 2,041万2,000円は、オータムジャンボ宝くじの収益金の一部が交付されるものです。

引き続き、歳出について説明させていただきます。

156ページをお願いします。

2款1項9目財政管理費の主なものは、説明欄記載の(1)の財政管理費で、平成28年度決算より導入する公会計に対応するため、システム整備に要する委託料及び固定資産台帳整備委託料が主なものでございます。また、(2)の基金積立金費は所管する3つの基金の運用利子収入の積立金でございます。

大きく飛びまして、372ページをお願いします。

12款公債です。1項1目元金は47億7,719万5,000円で、前年度に比べ281万4,000円の増となっております。なお、28年度末の起債残高見込額は463億1,581万5,000円となり、27年度末残高見込みと比べ3億5,379万5,000円減少する見込みでございます。

2目利子 5億4,084万8,000円は、前年度に比べ8,371万6,000円の減となりました。

最後に、376ページでございます。

376ページの13款予備費でございますが、今後の予見しがたい歳出予算に対応するため5,125万8,000円を留保させていただくものでございます。

以上、財政課所管の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの財政課の説明に対する質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。特に歳入が多いと思うんですが、歳入等で。

鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 372ページから 373ページですが、預金金利がマイナス金利ということで大変な問題になっているわけですが、普通にいくと預金していても減っちゃうということで、市として何かそのマイナス金利に対する対策等をお考えか、その点を質問をいたします。

○委員長（鈴木久男君） 答弁を願います。
課長、お願いします。

○会計管理者（松浦 充君） 出納局の松浦です。よろしく申し上げます。
基金の運用につきましては、確かに国債等がマイナス金利となっておりますが、通常の預金はまだマイナスにはなっておりませんので、現状と同じような対応でやっていけると。ただいま金利がどのぐらい下がるかということで、金融機関との交渉中でございます。
以上でございます。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。
ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） いいですね。
それではまた総務部たくさんありますので、関連して出てくると思います。
次にまいりたいと思いますが、ありがとうございます。

続いて、議会事務局、赤堀課長、お願いします。

○議会事務局長（赤堀 哲君） すみません。議会事務局です。よろしく申し上げます。
それでは、事項別明細書の 148ページをお願いします。148ページになります。
本年度の予算額につきましては、3億 601万 1,000円であります。前年度と比べまして、2,588万 6,000円の減となっております。この減の主な原因につきましては、説明欄 1の (1)の市議会議員の議員共済費給付費負担金 4,841万 3,000円で、前年に比べまして 2,680万 4,000円の減となります。理由としましては、平成27年度に議員年金制度廃止後、初めての統一地方選挙が行われたことにより、退職一時金の給付がピークを迎えたことによるものです。負担率につきましては、27年度が63.7%、28年度につきましては41%に大幅に減るためであります。

次に、備考欄 2の (2)議員研修費 1,102万 6,000円は各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会が実施します行政視察の調査旅費となります。また、姉妹都市の岩手県奥州市との交流を活発化させ、市政発展に寄与するため、28年度も計画をさせていただいております。

(3)の広報費 810万 1,000円は、議会だよりの発行や議会ホームページへの作成、本会議のインターネット配信委託料が主なものとなっております。

(4)の政務活動費 720万円につきましては、昨年度と同額で、議員 1人当たり月額 2万 5,000円の各会派への交付するものであります。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。
議会事務局の説明が終わりましたので、これから審査をお願いします。
質疑はございませんか。

栗原委員。

○委員（栗原通泰君） 御承知のとおり、議会報告会をそれぞれ開催をしているわけですが、若干の経緯が書かっていると思うんですが、これは議会事務局費の中で賄えられるというような数字なんですか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。
赤堀局長。

○議会事務局長（赤堀 哲君） 広報費のなかで予算計上しています。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、次に進めさせていただきます。
次に、行政課の説明を願います。

中村課長、説明願います。

○行政課長（中村克巳君） 行政課です。よろしく申し上げます。
行政課所管の当初予算について、事項別明細書により主なものについて御説明いたします。
まず、歳入であります。70、71ページをお願いします。

中段の14款 3項 1目総務費委託金の 3節になりますけれども、7月に予定される参議院選挙費委託金 3,997万 6,000円になります。

続いて、96、97ページをお願いいたします。

中段の15款 3項 1目総務費委託金の 3節選挙管理委員会費委託金のうち、説明欄、海区漁業調整委員会委員選挙費委託金 104万 7,000円は、8月14日任期満了に伴う選挙執行費用を県から見込むものであります。

次に、122、123ページをお願いいたします。

中段になります。

20款 4項 1目総務費雑収入のうち、1節の人事管理費雑入 4,665万 4,000円の主なものは、静岡地方税滞納整理機構や静岡県後期医療高齢者医療広域連合等への派遣職員 5人分の人件費 4,060万 4,000円が主なものになります。

以上が歳入で、当課所管の歳入合計は 8,803万 5,000円となります。

続いて、歳出に移ります。

150、151ページをお願いいたします。

2款 1項 1目人事管理費の予算額は16億 1,573万 1,000円で、前年度当初と比較しまして 4,416万 3,000円の減額となっています。この減額の主な要因は、定年退職者が27年度20人から28年度14人と 6人の減となり、マイナス分 1億 2,336万 9,000円になります。

説明欄の主なものを御説明いたします。

まず、1の給与費において、特別職の給与、それから一般職 145人の給与と、普通退職及び定年退職手当を見込んでおりまして、15億 5,611万 3,000円となります。

2の職員管理費 2,973万 4,000円は、採用試験委託料 103万 7,000円や、三菱総合研究所韓国横城郡及び東日本大震災復興業務で石巻市へ派遣する職員などの旅費 299万円及び県から技術職員 1

人の受け入れ負担分 717万 6,000円が主なものになります。

3の人材育成費ですけれども、職員の資質、業務能率の向上を図るため、基本研修、特別研修、派遣研修の各研修に要する経費であり、合わせて 1,186万 5,000円を予定しております。

4の厚生福利費 1,801万 9,000円のうち、(1)の職員健康管理費 1,717万 3,000円の主なものは、健康診断委託料の 804万円、職員人間ドック委託料 855万 7,000円であります。

なお、健康診断委託料には、労働安全衛生法の改正によるストレスチェックを、非常勤職員を含めた 1,100人分を計上しております。

メンタルヘルス相談ですけれども、月 2回を予定するもので、2月末までの今年度の相談件数は35件、30人という状況でした。昨年度が39件、30人ですので、ほぼ同様に利用している状況となります。

めくっていただきまして、152ページ、中段ですけれども、4目の例規管理費は 690万円となりまして、主なものは法規追録代、それから例規データベース更新委託料となっております。

それから、その下の 5目行政法務事務費、こちらの 111万円につきましては、説明欄 1の(2)改正行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会委員 5人分の報酬を新規に計上しています。

また、めくっていただきまして、説明欄 3の(1)顧問弁護士報償費が主なものになります。26年度の相談件数は22件、27年度は 2月末現在で14件の相談となっております。

その下の 6目文書管理費ですけれども、349万 7,000円の主なものは、マスターインク等文具消耗機材費や印刷費となっております。

その下の 7目情報公開費36万円は、情報公開審査会や個人情報審査会の委員報酬や旅費であります。

情報公開開示請求件数は、27年度 2月末現在96件、個人情報開示請求は 8件という状況です。少し飛びますけれども、182ページ、183ページ、下段をお願いいたします。

37目公平委員会費になります。936万 6,000円の主なものは、担当職員の給与費と公平委員会委員の報酬及び公平委員会費になります。27年度においても不服申し立て等はありませんでした。

次に、190ページ、191ページをお願いいたします。190、191ページになります。

中段の 4項 1目の選挙管理委員会費、予算額は 1,159万 4,000円で、委員 4人の報酬と担当職員給与と選挙管理委員会運営費及び海区漁業調整委員会選挙費が主なものとなっております。

説明欄 4の海区漁業調整委員会ですけれども、国や都道府県に置かれる行政委員会の一つで、漁業法その他の漁業関連法の定めるところにより、漁業調整のための必要な指示その他の事務を行うこととされておりまして、海区とは農林水産大臣が告示する海面上の区割りのことで、

全国に66の海区があるということです。静岡県の海区は1つで、全県1区ということになります。15人の委員で構成され、そのうち9人が公選委員で、残る6人は知事選任の委員ということです。また、委員の任期は4年となっております。

めくって、2目の選挙常時啓発費167万5,000円につきましては、前年度より80万円ほど増額となっております。選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことから、新たに選挙権を得る18歳、19歳への通知や18歳へのバースデーカードの発送、また学校、企業等への啓発チラシの印刷費を増額しております。

3目は参議院議員選挙費の経費として3,997万6,000円を予定するもので、説明欄に記載のとおり、主なものは選挙執行管理者や投開票事務に従事する職員、また選挙事務補助をお願いする派遣職員の人件費が主なものになります。ポスター掲示場の設置数は266カ所であります。

以上が歳出予算で、合計額は16億9,020万9,000円となります。

以上、行政課の説明とさせていただきます。よろしく御審査お願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

行政課の説明が終わりましたので、これから審査に入ります。

質疑はございませんか。

二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 151ページですけれども、人材育成費って書いてあるんですけれども、基本研修費とか特別研修費。この3つの、括弧3つあるんですけれども、ちょっとその内容を教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長。

○行政課長（中村克巳君） まず、基本研修ですけれども、こちらにつきましては、それぞれの職員のステージに応じて研修を設けていまして、例えば新規採用、あるいは初級、中級、上級、それから係長になって監督職とか、そういったステージによつての基本研修のメニューがあります。

それから、特別研修につきましては、メンタルヘルスの研修とか、あるいは危機管理研修、それから、接遇研修というか、そういったものをやっております。あと、派遣研修は、それぞれ専門部の知識を身につけるために、千葉県にある市町村アカデミーとか琵琶湖のほうにあります国際文化アカデミーとか、そういったところへ3日とか1週間とか泊まり込みで専門研修を受けてもらうと、そういった研修のメニューを設けています。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 続いて、窪野委員、どうぞ。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員。

○委員（窪野愛子君） すみません、同じ151ページですけれども、その上に東日本大震災云々がありますけれども、その普通旅費、東日本にはこれ、旅費って、ちょっともう少し詳しくお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） お願いします。

中村課長、どうぞ。

○行政課長（中村克巳君） 東日本の大震災復興業務ということで、石巻市に職員を1名派遣しておりまして、その職員がこちらのほうに定期的に帰ってきて報告するとか、そういったときのための旅費ということで、ここには掲載してあります。

〔「はい、わかりました」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

二村委員。

○委員（二村禮一君） 193ページですけれども、選挙常時啓発費って書いてあるんですけれども、これ、ことしから18歳以上が選挙権を持つということで、18歳以上の方が投票にぜひ行っていただくように、何か特別に講義なんか開いていく予定があるんですか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

中村課長。

○行政課長（中村克巳君） それこそ、昨年から18歳以上に投票権が下がったということで、高校生が主に対象になろうかと思うんですけれども、高校へ出向いて、今年度も横須賀高校で3年生全員とか、今度3月16日に2年生全員を対象に選挙啓発を行います。そういった時々啓発グッズをお渡ししますし、あと11月には掛川工業高校で文化祭がありまして、そこで1つ、1教室を借りまして、そこで模擬投票をやるように準備をしまして、そういったことを来年

の4月以降も、学校と、高校と相談しながらやっという事で、今相談しながら進めているところです。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員。

○委員（二村禮一君） 今までそういうことをいろいろ行っていただいたということですが、ちょっと反応はどうですか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

中村課長。

○行政課長（中村克巳君） それこそ、高校生にもそのときアンケートをとらせていただいて、やはり実際に投票してみると難しいとか、実際に自分が投票してみたいとか、そういった生の声をそういうときに聞いていますので、かなりいい効果を上げているんじゃないかというふうな感触を持っております。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 今、その選挙の啓発の話が出ましたけれども、同じ高校生、3年生でも、満年齢に達した人と、要するに選挙権の持っている人、持っていない人があるわけじゃないですか。今度の場合、例えば選挙活動、候補者が選挙活動をやるにおいて、当然学校内ではいけないと思うし、学校から何名 選挙のあれをどうも出しちゃいけないというあれもあるものだから、その辺の中の、例えばそういう選挙にかかわる、要するに候補者の啓発、要するに運動等は、その18歳、高校生あたり、どんなことが考えられるかちょっとわかったら教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 課長、答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） それこそ、選挙にどうかかわるかということは、高校の先生の間でもなかなか難しいということをややはり教材としては言っています、今回の横須賀高校で実際に投票をしてもらう方も、実際にことしの6月というか7月には18歳になるであろうという人を優先的に模擬投票でやってもらおうというようなことも考えているようですので、なかなかその選挙運動まで突っ込んで、高校のほうでですね、どうかかわるかというのはまだはっきりしていないところがあります。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 要は、例えば今言う話で、いろんなアンケート等を見ると、18歳の高校生なり18歳で選挙権を今回持っている人の投票等のアンケートをとってみると、67%の皆さんが投票したいという気持ちを持っていると。大変ありがたい話でありますけれども、基本的に20代の皆さんというのは、市議員の選挙でも県議員でもそうですけれども、なかなか投票率は20%、30%程度であって大変低いと。我々の年代が一番多いということになるわけですが、年を重ねるに従って投票率が高くなるということでもあります。その点その六十何%の人が投票に行ってくれるとなると大変ありがたいわけでありますけれども、問題は、今言ったその啓蒙、啓発というのが先生も非常に難しいということは我々も聞いています。例えばインターネットとかそういう中で選挙の啓蒙等も見ることにはできますけれども、候補者と直接対峙をしたり、選挙運動にかかわるというようなことが、選挙運動イコールそういうことも、実際運動等にかかわることも高校生ができますかどうかですか、その辺どうでしょう。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） それこそ、18歳以上だともう選挙権があるということで、そういった、本当にかかわれるということになっております。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 要は、例えば学校内で、当然そういう時期になれば、告示されれば選挙等の話も出てくると思うんですけども、当然友達同士で、いやこの人投票 かどうかとか、この政党がいいとか悪いとかという話も出てくると思うんですね。ただやっぱり、そういうことは確かにマスコミとかいろんなメディアでは放送しますけれども、直接18歳、特に仕事についている人は別ですけども、学生であると、なかなか面識を持って接する機会というのは非常に少ないと思うんだよね。その辺が今回の選挙の、僕はある意味の盲点かなというふうに思っていますけれども、ただしかし、皆さんは、60%以上の皆さんが投票したいという気持ちがあるというようなアンケートも出ていますので、大事にしくちゃいけないなということと、来年は市長選挙、市議会議員の選挙もありますので、どんな選挙運動が展開できるのか、どんな啓蒙、啓発ができるかというのは、ぜひまたいろんな角度で考えていただきたいというふうに思います。もし が何かあったら答弁ください。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長、答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） やはり、選挙管理委員会としては、投票に行ってもらおうというこ

とが一番ですので、そのために、先ほどもちょっと言ったとおり、選挙啓発につきましては予算を多くとって、印刷、パンフレットを配ったりとか、各学校へもそういった啓発のグッズを配ろうということで、積極的に考えていますので、それがやはり投票率アップ、若年層というかね、そういったものの投票率にアップにつながればということで運動していきたいと、そういうふうに思っております。

〔「終わります」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それじゃ、松本委員、どうぞ。

○委員（松本 均君） 関連といえば関連なんですけれども、前ちょっと高校生のほうでどうですかと、こういう18歳どうですかというようなことを聞いたら、誰に入れていいかわからないし、選挙がわからないというような声がすごく多かったものですから、本当は今定例会の中で、2月の定例会を傍聴へ来ていただけるような動きがあってもいいかなと、そんな感じもしたものですから。県議会のほうには、高校生がたしか傍聴に行つて何時間か見てきたという、そういう声もありましたし、内藤議員が先ほど言いましたように、インターネットが今普及しておりますので、授業の中でその定例会の内容を流すとか、見ていただいて少しでも政治家、どの議員がいいということではなくて、全体的な底上げというか理解をいただくことと、そしてまた、なかなか県と地、国という、まだまだ高校生だと分かりにくいところがあるかと思えますけれども、そういった中で、自分の考えをまとめていただくような手助け、授業等もそうなんですけれども、模擬選挙もそうなんですけれども、そういった、見て感じていたというところが非常にいいと思うものですからね。ぜひとも今度、6月の傍聴には来てほしいなというふうに、そんなふうにも思いますけれども、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 要望でいいですか。

○委員（松本 均君） 要望です。

○委員長（鈴木久男君） じゃ、次に鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） ページ数で151ページの福利厚生費のところ、大きく2つほど質問しますが、最初の1番目は健康診断委託料、厚生福利費の健康診断委託料、約1,100人ということですが、健康診断を全職員の皆さんがしていただくということは当然のことですが、そして、あんたちょっとここが影あるよとか、何か発見されたときに、おれはまだ病院行かんでもいいわということで手おくれになってしまうということもあるものですから、この結果について、あんた早く病院行けよというような指導をちゃんとされて、また結果を、その結果、病院行った結果をちゃんと報告を受けているかどうかというこの点を大きい1番目で質問をいたします。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長、答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） それこそ、なかなか要注意とか要検査とかもらっても行かない人が多いものですから、うちのほうから、もう職員係という係に担当者設けまして、そういった人には直接通知を出して、必ず受診するようにということと、さらに生活習慣病みたいな感じもあるものですから、保健師さんと相談してもらって改善するように努めております。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 公務員の皆さんは、市の職員の皆さんは市民の財産ですので、ぜひそこはしっかり治療に専念をしていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、この4番の福利厚生費の一番下の(3)ですが、その他の福利厚生費が44万6,000円ということで、この、その他の福利厚生費というのは(1)、(2)以外の除いた福利厚生費44万6,000円ということだったと思いますが、ばかに少ないなと、金額が少ないなということ、それから、使い道はこの、その他の福利厚生費の使い道はどんな使い方をされているかということ。

○委員長（鈴木久男君） 課長、答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） この福利厚生費については、主に市の職員もスポーツとか趣味でやっています、それはほかの人と一緒に、その市の対抗の試合があるものですから、そういったところの遠征費とか、あるいはその試合の参加負担金とか、そういったものが入っております。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） そういうことでしたら、特に掛川を有名にするためにも、いろんなスポーツあります。最近はどうも聞くと、そういう全国大会、自治体対抗の全国大会のスポーツも随分減っちゃっているということですので、大いに掛川を主会場にしてやられたらどうかなと思いますので、余分な話ですけれども、ぜひ福利厚生費をたくさんとって、全国の自治体の

職員を、チームを集めて、何のスポーツがいいかわかりませんが、大いにやったらどうかと思いますので、意見として述べておきます。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございますか。

栗原委員。

○委員（栗原通泰君） ぶり返してすみません。193の選挙常時啓発費の関係なんですけれども、この中では白バラ活動に対する支援費というのが中心、主、これ以外にちょっと考えられていないということなんです、18歳、高校生という意味合いから考えれば、県のほうの問題にも大きくつながっていくわけなんですけれども、それを予算云々というわけにはいきませんので、やはり掛川の中のこの予算の中では、中学生ぐらいを対象とした啓発活動というようなものがあっていいんじゃないかと、教育委員会のほうからのそうした予算化については、この中にはのっていないと思っているんですけれども、それは教育委員会のほうにのっているんですか、その予算的なもの。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長、答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） 以前は、選挙のときに保育園に通っているお子様に選挙当日の啓発をしたものを入れた折り紙とか、そういったものを渡したりとか、そういったこともしていますので、若いお父さん、お母さんが割合選挙に行かないというのはあるものですから、そういったお子様を通して、選挙に行くような啓発をしたこともあるものですから、そういった印刷費も含まれております、こういった中には。

○委員（栗原通泰君） それはこの中に含まれているんですか、支援活動費の中に含まれているという。

○行政課長（中村克巳君） 印刷費の中に入っています。

○委員（栗原通泰君） そういことですか。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございますか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子君） その関連で、白バラ会という方がいらっしゃる、二十数人でしょうか、申しわけないんですけれども、だんだん余り変化がないというか、その会が。もう少し活性化して、いろいろ広報なんかでは募集みたいなものもありますけれども、もう少し、今いろいろ皆さんお話しのように、18歳からということがなりますので、新たな発想でその活動が活性化するように検討していただきたいと思います。要望です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

以上で行政課の質疑が終結いたします。ありがとうございました。

続いて、管財課、お願いいたします。

続きまして、管財課の説明を求めます。

笹本課長、お願いします。

○管財課長（笹本 厚君） 管財課です。よろしく申し上げます。

最初に歳入から御説明します。

事項別明細書の40ページをお願いします。

40ページ、13款使用料及び手数料、1項 1目総務使用料の1節行政財産使用料 1,579万 4,000円は、市の所有する土地建物の使用料でありまして、主なものは、土地では民間に売る電柱の設置、建物では大須賀支所の一部を遠州夢咲農協の使用に対する使用料分等であります。

次に、少し飛びまして46ページをお願いします。

46ページ、2項 1目総務手数料、1節総務管理手数料の説明欄の上から2行目、公図閲覧手数料60万円は、本庁及び両支所に備えてあります公図の閲覧使用料です。

次に、飛びまして80ページをお願いします。

80ページ下段の15款県支出金、2項 1目総務費県補助金の2節地籍調査費県補助金 1億 264万 5,000円は、国が2分の1、県が4分の1の合わせて4分の3の補助率で、新地籍調査事業30年プランに基づく9工区の調査に対する補助金です。

少し飛びまして、102ページをお願いします。

102ページ、16款財産収入、1項 1目財産貸し付け収入 1,672万 5,000円は、市有地を貸し付ける際の収入です。主なものは、土地の貸し付けとして金城にありますハローワークなど事業所の用地、それから個人の住宅用地など89件で、駐車場の貸し付けとしましては、城北、南西郷、研屋町の3カ所を見込むものであります。

次の 104ページをお願いします。

下段の 2項 1目不動産売払収入 1,068万 4,000円は、大和田地内などの市有地売り払いを計上するものでございます。

少し飛びまして、122ページをお願いします。

下段の20款諸収入、4項 1目総務費雑収入の 5節財産管理費雑入 100万円は、説明欄のとおり、公共施設の管理に起因した事故に伴う賠償金としての市民総合賠償補償保険の戻入収入を予算として枠どりするものでございます。

次に、その下の 6節公共施設管理費雑入 704万 8,000円の主なものは、説明欄 1行目の業者使用電気料等雑入と 3行目の枠予算として計上してあります庁用車事故損害賠償保険の戻入収入でございます。

1枚めくっていただいて、124ページをお願いします。

中央やや下の14節土地情報管理費雑入 838万 3,000円は、後ほど歳出の土地情報管理費で説明いたしますが、庁内の土地情報に関するデータ更新を包括して委託することに伴い、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計から負担金をいただくものでございます。

以上が歳入です。

続きまして、歳出です。

少し飛びまして、158ページをお願いします。

158ページ、2款総務費、1項11目契約検査費 924万 4,000円は、契約と検査に係る経費です。主なものは説明欄のとおり、1の (1)電子入札システム負担金と (2)の土木積算システム使用料です。

次の12目財産管理費 2,122万 5,000円は、土地建物等の市有財産の管理経費です。主なものは、経常経費的なものとしたしまして、説明欄のとおり、保有土地の草刈り等施設管理手数料のほか、市有地売り払いに伴う不動産鑑定評価や用地測量委託料などでございます。

1枚めくっていただいて、160ページをお願いします。

13目公共施設管理費 3億 2,803万 9,000円は、庁舎等の施設管理費と車両の管理費です。説明欄 1の (1)から (5)までは庁舎等の管理費で、主なものは光熱水費、施設管理委託料、設備のリース等でございます。(6)のその他施設管理費の主なものは、台風などにより公共施設が被災した場合の保険掛金であります市有物件災害共済の分担金です。

次に、2の (1)車両管理費 5,169万 1,000円は、市が所有しておりますバスや乗用車などの総数 248台のうち、当課が管理しております81台分の維持管理経費です。主なものは、バス 3台の運行整備管理の業務委託料です。

1枚めくっていただきまして、162ページをお願いします。

15目行政経営費のうち、説明欄 2の公共施設マネジメント推進費は、現在作成中の公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設のあり方や市民への周知、合意形成を初め、施設の保全や適正化の実行に関する指導、助言を求めるものです。なお、公共施設マネジメントの推進につきましては、行革を初めとした広い視野が必要となりますので、企画部門、財政部門とともに推進していきたいと考えております。

少し飛びまして、172ページをお願いします。

27目土地情報管理費 1億 2,218万 6,000円の主なものは、説明欄 1の (1)平成27年度に契約しました土地情報システムデータ更新等包括委託料で、これまで各地図データ整備を所管課ごとに行っていたものを一元的に実施し、かつ 6年間の長期の債務負担行為として受託者作業の効率化と平準化によって生じますコストの縮減分を未整備データの作成に充てるということにより、土地情報システムのさらなる有効活用を図っているものでございます。

1枚めくっていただいて、28目地籍調査費 1億 5,786万 2,000円は、新地籍調査事業30年プランの推進費です。本年の実施箇所は、説明欄 2のとおりですが、昨年からの継続箇所として (1)から (3)と (5)の 4地区、新規箇所としまして (4)と (6)から (9)の 5地区の計 9地区を予定しております。あわせてさまざまな理由によって未完了となっている板沢地区の 4工区を早期に事業完了させ、30年プランの着実な推進に努めていきたいと考えております。

次に、1枚めくっていただいて、30目住居表示整備費17万 7,000円は、住居表示案内看板の補修などの経費です。

以上、管財課に係る一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますよう、お願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

管財課の説明が終わりました。

これから質疑を願います。質疑はございませんか。

内藤委員、お願いします。

○委員（内藤澄夫君） 地籍調査推進費の関係でありますけれども、30年プランで今一生懸命やっただいて大変ありがたいわけでありますけれども、できれば早い時期に完成をしてほしいなというふうに思います。この状況でいって、その30年のプランの中で完了し得るかどうか、その点どうでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○管財課長（笹本 厚君） おかげさまで順調に事業実施できておりまして、現在予定を若干上回るペースで進んでいますので、30年で完了できる予定です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

松本委員。

○委員（松本 均君） 163ページの公共施設のマネジメント推進費 500万なんですけれども、以前にもちょっと一般質問でもさせていただいて、きのうですか、雪山さんのほうからも話があったんですが、なかなか多岐にわたっていると思うんですけれども、その前に専門の部署をつくってくれませんかというようなお願いもしたと思うんですけれども、今回はそのままいろんな部署から一緒になってやるという、そういうようなことでいいわけですかね。そういうことですか。

○委員長（鈴木久男君） 笹本課長、答弁願います。

○管財課長（笹本 厚君） 平成27年に管財課、企画調整課、財政課と3課体制で事務局をつくりまして、庁内の推進委員会というのを各部長さんをお願いして組織しました。それで庁内統一してやってきたんですが、新年度も同じような体制なんですけど、事務局の中心を管財から行革と一体になってやるということで、企画政策課のほうに移すことになりましたので、こちらでお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はないようですので、管財課の質疑はこれにて終結いたします。ありがとうございました。

ここでしばらく休憩をとらせていただきます。

再開は15分からということでお願いします。20分にしますか。

午前11時09分 休憩

午前11時16分 開議

○委員長（鈴木久男君） それでは引き続き審査をお願いいたします。

市税課の説明を求めます。

田辺課長、お願いします。

○市税課長（田辺康晴君） 市税課です。よろしく願いいたします。

最初に、歳入から説明させていただきまして、事項別明細書の4ページをお開き願います。

1款市税、1項1目個人市民税の現年度分は、前年度予算の1.2%に当たります7,311万7,000円増の63億6,389万円を見込んでおります。景気は回復にあるものの労働統計調査や静岡県速報値におきましても、個人所得は大きくは伸びておらず、全体的には前年度並みと見込んでおります。

次の2目法人市民税の現年度分は、前年度予算の6.5%に当たります1億2,100万8,000円減の17億3,497万3,000円を見込むものであります。企業の業績は徐々に伸びておりますが、税制改正に伴い、法人市民税の課税標準額となる国の法人税率が引き下げられたことや個人・法人市民税自体の12.3%から9.7%に引き下げられた影響などマイナス要因が大きいことから減額を見込んでおります。

次に、8ページをお願いします。

上段の3項1目軽自動車税の現年度分は、前年度予算の7.7%に当たります2,169万7,000円増の3億387万8,000円を見込みました。増額の主な要因といたしましては、1年間延長されておりました原付自転車と二輪車の税制改正による増額分を見込んでおります。

次に、下段の4項1目市たばこ税の現年度分は、健康志向の高まりから喫煙者が年々減少しているため、前年度予算の2.7%に当たります2,097万円減の7億6,277万5,000円を見込んでおります。

めくっていただきまして、10ページをお願いします。

下段の5項1目入湯税の現年度分は、前年度予算の7.6%に当たります270万円減の3,300万円を見込むものであります。市内の温泉施設は平成21年度をピークに年々利用者の減少が進んでいる状況であります。

次に、飛びまして、46ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、2項1目2節の町税手数料のうち、説明欄2行目の税務証明手数料873万円は、手数料条例第7条で規定いたします税に関する各種証明手数料でございます。

次に、飛びまして、96ページをお願いします。

下段、15款県支出金、3項1目1節賦課徴収費委託料の1億9,239万9,000円は、説明欄のとおり、個人県民税を市民税とあわせて賦課徴収する手数料として納税義務者1人当たり3,000円が静岡県から交付されるものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出です。

大きく飛びまして、186ページをお願いいたします。

2款総務費、2項1目賦課徴収費5億9,866万8,000円は、市税の賦課徴収に要する経常的な経費を計上させていただいております。また、この項目は税3課の全てが含まれておりますので、市税課所管の主な歳出について御説明いたします。

説明欄2の(3)法人市民税精算還付金及び過誤納金還付金につきましては、法人の決算や個人の修正の申告に応じて還付する経費を計上しているものでございます。

最後に、3の(3)御当地ナンバープレート作成166万2,000円につきましては、机上配付した資料をごらん願いたいと思います。

事業の目的でございます。地域創生の中でシティプロモーションの一環として実施するものでございます。

事業概要としまして、対象種類として50cc以下、90cc以下、125cc以下を対象といたしております。

交付の期日でございますが、平成29年の1月4日から交付の予定をしております。

デザインにつきましては一般公募により実施したいということで、後ほど裏面でご説明いたします。

作成方法としましては、総枚数2,000枚を予定しております。括弧書きにそれぞれの枚数がございますが、これは大体900枚ぐらいが毎年交付しております。今回のこの交付に当たっては、旧の真っ白いプレートと今度の新しいプレートと併用で交付するというのを考えており、他市の状況を聞きますと、大体選択が60%の率だということでもありますので、約500枚で4年間ぐらいの数量であります。ただし、上に書いてありますけれども、企業さんも所有をたくさんしておりますので、呼びかけして一気に換えていただくという事業促進を考えております。

最下段の予算措置といたしましては166万2,000円ということでございます。

裏面をお願いします。

募集基準ですけれども、掛川市に愛着がある方ならどなたでも1人2点までということで応募をします。

期間としましては4月11日から5月31日まで、約1カ月半設けております。

各テーマとかサイズがそこに掲載しておりますが、その一番下の波線の下段にその他として、応募した作品は返却しないこと、著作権は市に帰属すること、また最終決定したものを多少は市が修正する場合がありますよというような基準でございます。

あと、選定方法といたしましては、選定委員会を設置して決定していきたいと考えております。

そして、賞金ですけれども、これも実績ある各市の状況を見まして、最優秀賞1作品5万円、優秀賞2作品を選出しまして、各2万円ということで考えております。

参考に近隣市の事例であります。平成25年から27年ぐらいにこの4市では作成をしているということでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審査くださいますよう、お願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

引き続きまして、市税課の質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 4ページですけれども、歳入の個人と法人の税収ですけれども、個人のほうはちょっとふえていて、法人のほうが減っているということです。これは当局が大体予想した範囲なんですか。もうちょっと多いとか、そういうところ考えていないですか。

○委員長（鈴木久男君） 課長、答弁願います。

課長。

○市税課長（田辺康晴君） 今、法人のほうを委員さん御質問かと思っておりますけれども、実は法人は毎月と言っているほど決算期がそれぞれ違うわけですし、主には3月とか6月が多いので

すけれども、現時点で各決算をしている法人の実績を参考にさせていただいております。先ほどこちょっと申し上げましたように、法人市民税の税率が下がって、一昨年の10月に下がったものですから、実際に今度は9.7%に落ちた金額が28年度はそのまま法人税にはね返ってくる年でございますので、大きくは見込めないということでもあります。

また、その法人市民税を掛けるもとになる課税標準額というのがありますけれども、これは国の法人税の税額ですが、その国税自体が下がっているものでそれに掛ける税率も下がっているということで、今回マイナス要因が大きいという判断をさせていただきました。さまざまな情報を見てもなかなか法人の企業の業績というのがつかみ切れないというのが事実でございます。特に大手企業さんの決算は、掛川の工場が非常に盛んであっても、または業績が低くあっても、全国をまとめて中に出てくるということから非常に読みにくいところがございます。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 続いて、内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 市民税の滞納についてちょっと伺いたいですけれども、最近頑張っていたら随分滞納も減っているというやに聞いておりますけれども、今の状況、推移等をできたら教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 田辺課長、答弁願います。

○市税課長（田辺康晴君） すみません、滞納の関係は過年度ということで納税課のほうが後ほど。

○委員長（鈴木久男君） 続いて、栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 今回の市民税の個人の関係なんですけど、ここに所得割が出ているわけですが、これは総額的に5,500万ほど増になっている数字になりますが、納税者がふえているのか、1人当たりの所得の伸びがこういうふうに寄与しているのか、そこら辺の分析というのはどのようにされているのでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 田辺課長、お願いします。

○市税課長（田辺康晴君） 実は今年度、現在申告している受け付けしているものが最終的には28年度の決算になるんですけれども、まず給与ですけれども、給与関係は毎月額、特別徴収ですけれども、企業さんから参ります。それを11月まで確認した中で見込んでいるものであります。この個人市民税の中には不動産もあれば農業もございます。当然その他では年金収入もある中で、やはり農業のほうはかなり落ちていっていると思います。給与のほうは上がっているものですから、それとちょっと複雑な話ですけれども、農業と給与とどっちか大きいとその大きいほうに換算されるという申告上の順番があるものですから、農業が今回下がると少なくとも給与のほうに入ってしまうということから、給与も上がっているということもあると思います。全体的には企業の業績が上がってきたということが言えるのではないかと思います。

○委員長（鈴木久男君） ほかによろしいでしょうか。

それでは、質疑は終結いたしまして、市税課の質疑は終わります。

ありがとうございました。

続いて、資産税課をお願いいたします。

それでは、資産税課、飯田課長、説明願います。

飯田課長。

○資産税課長（飯田三生君） それでは、資産税課です。よろしくようお願いいたします。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

事項別明細書の6ページをごらんください。6ページになります。

1款 2項 1目 1節の固定資産税現年課税分については、93億 8,945万 5,000円で、前年度当初予算比 1億 6,956万 9,000円で1.8%の増を見込むものでございます。調定見込額については、7ページの説明欄に記載のとおり、前年度当初予算比 1億 7,180万 3,000円増の95億 1,312万 7,000円を見込みました。

資産別の調定見込額でございますが、土地については掛川区域の一部に下げどまりが見られるものの昨年同様に南部地域を中心として地価の下落が認められることから、前年度当初予算比 3,525万 1,000円減の28億 855万 5,000円を見込んでおります。

次に、家屋でございますが、進出企業等による大規模家屋など新增築家屋の増加により、前年度当初予算比 1億 6,710万増の39億 6,500万円を見込んでおります。

次に、償却資産でございますが、景気は全体として穏やかな回復基調にあります。設備投資が前年を上回ったことから、前年度当初予算比 3,995万 4,000円増の27億 3,957万 2,000円を見込んでおります。

次に、下段でございます 2目 1節の国有資産等所在市町村交付金現年課税分は 327万 2,000

円で、前年度当初予算比 4万 8,000円、1.5%の増を見込んでおります。この交付金については、国や県が所有する資産、それが固定資産税の代替財源として交付されるものでございます。次に、3枚めくっていただきまして、12ページをごらんいただきたいと思っております。

6項 1目 1節の都市計画税現年課税分につきまして、15億 9,631万 7,000円で、前年度当初予算 2,622万 6,000円、1.7%の増を見込むものでございます。調定見込額については、13ページの説明欄に記載のとおり、前年度当初予算比 2,657万 2,000円増の16億 1,734万 4,000円を見込んでおります。これにつきましては固定資産税と同様な変動要因に基づくものでございます。

資産別の調定見込額でございますが、土地については前年度当初予算比 902万 8,000円減の7億 5,985万 8,000円を見込んでおります。

家屋につきましては前年度当初予算比 3,560万円増の 8億 5,748万 6,000円を見込んでおります。

以上により、資産税課が所管する固定資産税、国有資産等所在市町村交付金、都市計画税の現年課税分の合計につきましては、前年度当初予算比 1億 9,584万 3,000円、1.8%増の 109億 8,904万 4,000円を見込むものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

引き続き、歳出について御説明をしたいと思います。

ページが飛びまして、187ページの説明欄をごらんいただきたいと思っております。187ページです。

2款 2項 1目の賦課徴収費のうち、2、税務管理費の(5)になります資産税管理費の固定資産税過誤納金還付金につきましては、償却資産の修正申告や土地の課税地目の修正等に伴う過誤納金の還付のために必要な経費を計上するものでございます。

次に、その下段でございます。3、課税事務費の(2)資産税課税事務費については、平成30年度評価替えと平成28年度の時点修正に向けた土地鑑定評価委託料や家屋評価システムリース料など、固定資産税の課税データの作成や管理に要する経費を計上するものでございます。

以上で、資産税課所管の歳入歳出の予算の説明とさせていただきます。御審査いただきますよう、よろしくお願いたします。

○委員長(鈴木久男君) ありがとうございます。

資産税課の説明が終わりましたので、続いて、審査をお願いします。

内藤委員。

○委員(内藤澄夫君) 掛川の北については、ある程度土地も上昇している分もあるやに聞いておりますけれども、南部についてはこの前も言ったようにまだまだ下落しているということでもありますけれども、いつごろ歯どめがかかるのか。極端なことを言うと、もうただでも要らないよと。正直うちのほうはそうですよ。土地、誰かもらってくれる人ありますかって、要らんという人ばかりですよ。いや、ただでも要らないって、荷物になるだけだというような状況に今あるわけでありまして、いつまでもそんな状況じゃ市に至っても大変なマイナスでありますし、個々の財産としても全く価値がないというものに対して、何らかの固定資産税等を払っているわけでありまして、現況が大変そういう中で土地が下落して、もうとにかくただでも要らないという状況にまでも至っているということでもあります。

その点について、いつごろこの今の例えば原発の風評とか津波の風評、津波については大きな堤防ができればそれなりの抑止効果があると思うんですけどもね。極端な話をしますと、高浜の原発が稼働したにもかかわらず、裁判所の差しどめの命令があって、10日、きょうですね、とめるということにも決定、10時にとめるというふうに思っていましたけれども、そんな状況にもあるということでもあります。近くにはそういう同じような原発もあるわけでありまして、そういうものが非常に土地の対価に対して影響大というふうに思っていますけれども、その点についての考え方があったらお知らせをください。

○委員長(鈴木久男君) それでは、飯田課長、答弁願います。

○資産税課長(飯田三生君) 土地の下落について、いつごろかという御質問ですが、固定資産税や都市計画税の評価額は、具体的には固定資産評価基準に基づいて決定しております。掛川市では評価基準に基づきまして、3年に1度の評価替えの際に432地点の標準宅地について不動産鑑定をしているところでございます。これに基づいて評価額を決定させていただいています。地価の下落があった地点については、7月1日を基準に評価額の決定の下落修正をし、それに基づいて評価の引き下げを行い評価額の適正化を図っております。土地の売買価格は、利用目的や周囲の状況、土地の経済状況など個別事情に左右されるということで、あくまでも固定資産税の基準に基づいて算定する評価額とは連動しない場合がございます。いつごろかと

いう御質問なんですが、もう少ししばらくかかるかなということで、よろしくお願ひします。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 課長にそれを答弁しろって言ったって無理な話だ。正直、旧大須賀のときでも、要するに処分場で海岸線の用地を買収したときに坪 5万円で買いました。150号線の南ですけれども、坪 5万円ですよ。それは今からちょうど十七、八年前です。市長も知っていると思うんですけども、当時うちの助役で来てくれまして、その 5万円という数字はどこからと、それは当然不動産鑑定士が出したということでもありますけれども、正直そういう時代もあったわけでありまして、現実にはそれが全く今は売買はされないし、売りたいくても売れない、買いたい人もないということなんです。ただでも要らんという状況でありますので、そういう現実があるわけでありまして、それが風評から何かで仕方がないのではないかとそれで済むわけでもありますけれども、やはり土地が下落をしていくということが市のマイナス、持っている人もマイナス、というのは、簡単なことを言うと市の財産が値減りしているということでもありますので決していいわけではありません。

もっと言うならば、市長も一生懸命努力をされていますけれども、各企業を回って、何とか南部に工場を拡張してほしいとか、来てほしいとか、ほかに行ってもらいたくないと、ぜひそこで頑張してほしいというような話もされているようでもありますけれども、なかなかそれについても厳しいのが現状だということなのです。

何かそういう中で、政策等でできることがあればというふうに我々も思っていますけれども、なかなかそれは難しいということでもあります。一番いいのは、簡単なことでもありますけれども、難しいと言えば難しいです、原発がどこかへ行けば一番いいわけでもありますけれども、そういうことが大きな影響かなというふうに思っています。

何にいたしましても路線価の中で評価のあれを出して、それに対する資産税でありますので、これをどうこう言うことはありませんけれども、実勢価格と税務の評価の価格、僕もよく言うのですけれども、今の状況だと逆転しているということは間違いないというふうに僕は思っていますけれども、南部については、特に 150号線のかいわい、南もです。その辺をまたぜひ検討していただくように要望しておきます。あえて答え要りませんので。

○委員長（鈴木久男君） 要望ということでお願ひします。

では、窪野委員、どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 187ページの 2番目の税務管理費の 5番目なんですけれども、この過誤納金還付金、前年度はどれくらいの件数というか、ケースがあったか教えてください。

○委員長（鈴木久男君） それでは、飯田課長、答弁願ひします。187ページ。

どうぞ。

○資産税課長（飯田三生君） 26年度につきましては、34人に対して 4,120万円を還付いたしました。

○委員（窪野愛子君） わかりました。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 187ページの今大きい 3の課税事務費の(2)番のところで、土地鑑定評価委託料ということで 3,600万の予算を組んでいるわけですが、鑑定士にお願いするその年間見込み件数、それから鑑定士もたくさんいますので、鑑定料が幾らですと言われて、そうすかということの、言いなりではないと思いますけれども、変な言い方をすると、値段をしっかりとたいていかどうかということですが、その点をお尋ねします。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願ひします。

一緒に、鑑定士は掛川市に何名いるのかということも含めて言ってください。

飯田課長。

○資産税課長（飯田三生君） 土地鑑定の委託料の件数ですが、評価替えに伴う評価の箇所では 462点を評価箇所として行っております。それと、時点修正の箇所として 432カ所行っております。

価格についてですが、静岡県下統一ということで組合のほうで提示されている数字に基づいて算定をさせていただいております。

鑑定士は、4人の方をお願いしております。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 納得できませんけれども、いずれにしても言いなり、ああいう仕事というのは言いなりなものですからやむを得ないですけども、その点をちょっとは文句の一つや二つ、葉・お灸をすることも大事ではないかと思っておりますので、意見だけ言っておきます。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 12ページの都市計画税で、ちょっとこれ市長にお伺いしたいのですけれども、先日も市長が、ちょっと県のほうで津波の関係でレッドゾーンとかイエローゾーンとか指定されて、ちょっと市長はそれ反対と言いましたけれども、もし県のほうでこれ指定された場合に、そこへはこれから家屋とかそういうものはもう建てないということになってくると、その地域におかれましては都市計画税を早期に見直すという考えはありますか。

○委員長（鈴木久男君） それでは、市長、お願いします。

○市長（松井三郎君） 津波の関係においては、イエローゾーン、オレンジゾーン、レッドゾーンということで県は指定をしたいということです。イエローゾーンについては、浸水するところ全てを危険地域だ、イエローゾーンにしたいということです。掛川市長としては、それはだめだと直接面と向かって知事にもそう申し上げました。

ただ、県のほうは、広島のおあいう土砂災害があつて、できるだけ早くそういう指定をしたいという、ある意味では責任の回避と言うとおかしいですけれども、そういうところがあると。

ただ、土砂災害の場合は、今回 400カ所掛川も追加で土砂、それと今の津波の浸水域の話とかもあつて、違うのではないかとということで今そういう話をしていますので、どうなるかわかりませんが、ただ、この場合において、レッドゾーンの場合、レッドゾーンの中に指定ということになれば、土地の課税についても、それは当然議論の対象にしていかなければいけない。要するに、もう住めないですよという話になるとすれば。ただ、掛川市の場合のレッドゾーンというのは、ほとんど海側のところで家屋がないところありますので、そういう意味では、人的な被害はありませんけれども、多少農地があるとすれば、その課税については当然それもこれから検討をしていかなければいかぬというふうに、具体的にそこまでまだ話が来ておりません。

それから、ちょっと先ほど言った土砂災害の関係のエリア指定をされるところがあるのです。その税制も今そのままになっていて、この危険区域です、もう二度と家は建てられませんというところの税制度はどうなっているのかも、そのままになっていないかなというふうに思っています。

その点は、やはりそういう指定をするということであれば、税制はそのままであっても、何らかの給付措置をするという点、こういう対策は私は必要だというふうに思っていますので、わかるか、今言ったので。ちょっと答えて。

○資産税課長（飯田三生君） 係長のほうから説明をさせます。

○委員長（鈴木久男君） はい、説明をお願いします。

○資産税課土地係長（榛葉浩介君） 資産税課土地係長の榛葉と言います。よろしく申し上げます。

今話にありました土砂災害等につきましては、レッドゾーンにかかっているところにつきましては、その土地の面積の割合に応じて補正のほうをかせせてもらっております。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。資産税課の説明は以上で終結してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

資産税課の質疑はこれで終結いたします。

午前中の最後にしたいと思います、納税課をお願いします。

ありがとうございます。

松浦課長、説明を願います。

○納税課長（松浦大輔君） 納税課です。よろしく申し上げます。

まず、歳入から説明させていただきます。

事項別明細書の 4ページ、5ページをお願いいたします。

1款 1項 1目個人市民税、2節の滞納繰越分です。右ページの説明欄をごらんください。

28年度予算額につきましては、7,782万 9,000円を見込むものです。なお、27年度予算との対比におきましては、1,800万 8,000円の減少となっております。

これにつきましては、個人市民税以外にも滞納繰越分全体について言えることなのですが、27年度の前年対比で各税目の徴収額は、総じて減少傾向になっております。個人市民税における減少の主な理由としましては、調定額が27年度予算対比で約 1億 2,500万円と大きく減少していることが挙げられます。

このことにつきましては、リーマンショック後の21年度末時点で、国保税を含む市税の滞納総額につきましては約24億 2,000万円とピークに達しておりました。このピークに達して以降、納税課ではその縮減に努め、26年度末までの5年間で約 9億円を減らしたわけなのですが、一

方で、徴収すべき対象そのものが減ってきており、徴収額ベースでは減少していくという傾向に現状はあります。

当初予算の説明に戻らせていただきます。

続いて、2目法人市民税の滞納繰越分です。

28年度当初につきましては、130万4,000円を見込んでおります。前年度対比では43万6,000円の減少となっております。

続いて、1枚めくっていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。

2項1目固定資産税、2節の滞納繰越分につきましては、前年度比590万9,000円減の9,323万円を見込むものです。

これにつきましては、さきの市民税同様、調定額が前年対比約5,200万円減少しております。

次に、8ページ、9ページの3項1目軽自動車税の滞納繰越分についてです。

これにつきましては、前年度比43万7,000円減の376万4,000円を見込むものです。これにつきましては、調定額が前年対比で約300万円減少しております。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

6項1目都市計画税の滞納繰越分についてです。

これにつきましては、前年対比で95万7,000円減の1,672万円を見込むものです。これにつきましても、調定額が前年対比で約890万円減少しております。

以上が滞納繰越分の税目ごとの概要となります。

続きまして、少し飛んでいただきまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

13款2項1目2節徴税手数料のうち、右側の説明欄にあります督促手数料につきましては30万円を見込んでおります。対前年比では18万円の減少となっております。

督促手数料につきましては、平成26年4月から廃止されまして、手数料対象が25年度末までの分となっております。

次に、また少し飛んでいただきまして、118ページと119ページをお願いいたします。

20款1項1目1節延滞金になります。

28年度では、平成26年1月1日から延滞金の率が引き下げられたことから、前年対比1,050万円減の2,050万円を見込むものです。

なお、延滞金の率につきましては、平成26年1月1日から率の引き下げが行われましたが、27年1月1日からは、さらに0.1%下げられまして、納期日の翌日から1カ月以内分が2.8%、1カ月を超えている分が9.1%となっております。

続きまして、140ページ、141ページをお願いいたします。

20款4項11目1節滞納処分費です。

これにつきましては、地方税法の規定によりまして、差し押さえた土地・建物などを公売にかけた場合に、その収入金のうちから経費相当額として配当を受ける額のことです。具体的には、不動産の鑑定評価費用などがこれに当たります。28年度当初予算では88万4,000円を見込むものです。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

186ページ、187ページをお開きください。

2款2項1目賦課徴収費です。

ここで当課にかかわる分につきましては、右側の説明中、2(4)納税管理費83万4,000円です。主な内容としましては、一般文書の印刷費のほか、税に関する法規関係の図書の購入費などとなっております。

次に、右側下段の4(1)徴収事務費についてです。

対前年比9万5,000円の減で、2,460万9,000円を計上させていただいております。

主な内容としましては、郵便料、コンビニ手数料、滞納整理機構負担金などです。なお、新規に生活再建相談業務委託料62万7,000円を計上するものです。

これにつきましては、昨年8月から試験的に実施してきたもので、滞納者が抱える家計への不安など、滞納の根本的原因の解消を図るため、ファイナンシャルプランナーによる家計見直し相談業務を委託するものです。

以上で、納税課所管の歳入・歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

○納税課長（松浦大輔君） よろしいでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） はい、お願いします。

○納税課長（松浦大輔君） 先ほど市税課の質疑の中で、個人市民税の滞納額の推移ということでお話があったかと思えます。

先ほどの説明の中でも申し上げましたが、リーマンショック以後、市税の滞納額というのは約24億円ぐらいになっているので、そのうち市民税の個人分につきましては8億3,700万ぐらいございました。それが26年度決算に至ったときには3億8,500万まで減少してきております。市民税の割合が多いのですが滞納整理が進む中で、市民税個人分につきましても減少傾向にあるという現状でございます。

○委員長（鈴木久男君） では、続いて、内藤委員どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 整理機構へ委託されている部分、これもあろうかと思えますけれども、その状況はどうか、件数とか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○納税課長（松浦大輔君） 今御質問のありました静岡地方税滞納整理機構につきましては、市民税個人分だけではなくて、4税全部を移管しているわけなのですが、この機構につきましては、平成20年度から事業を開始しております、毎年10件から15件ほど、額としましては2,000万円から4,000万ぐらい移管しているわけですが、これまでの実績につきましては、2割から5割くらい収納をしていただいております。

また、あと効果的には、そういった人材育成の面でも大変効果的です。掛川市では2名ほど派遣していますが、2年間隔で職員が行っていますので、帰ってきたときにその職員のノウハウを今いる職員に生かしていくという形で、指導面や職員の人材育成面でも大変効果的だと思っております。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

○委員（内藤澄夫君） はい、結構です。

○委員長（鈴木久男君） そのほか質疑はございませんか。

鷲山委員。

○委員（鷲山喜久君） ページ数で行きますと141ページです。先ほど差し押さえ不動産の売却等のお話がありましたけれども、滞納金額がありますね、この不動産を売却処分をする、滞納金額よりもその手間暇、それから費用、このほうが上回ってしまうということはないと思えますけれども、そんなことしていたらおかしくなってしまうものですから、その点だけ。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○納税課長（松浦大輔君） 当然費用のほうが上回るということはありません。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員。

○委員（窪野愛子君） 187ページの4番目になりますけれども、生活再建相談業務委託料、この今年の6月からということですが、費用対効果というか、その辺についてお伺いいたします。

○委員長（鈴木久男君） 答弁をお願いします。

○納税課長（松浦大輔君） 昨年8月から試験的に実施させていただきました生活再建相談業務委託、今回挙げている委託料は、ファイナンシャルプランナーの家計見直し分を挙げているわけですが、もう一方で、今、テレビ等で言っています過払い金の関係、借金問題による過払い金、それについては市の費用はかかってはおりませんが、市内の弁護士さん3人と連携してやっております。

今回の委託料のまず成果としましては、8月から実施しまして、実施件数としては2月までの相談実績としては13件くらい実績として上っております。なかなか生活が苦しい方に対しての相談になりますので、ファイナンシャルプランナーさんが、専門的な面から聞き取った中でアドバイスすることによって、直接的に滞納額が解消されるみたいな事例は、まだないのですが、その考え方とか、将来的にもっと今の家の家計収支、今までの考え方だと将来的にも不安になるということ、専門家のアドバイスによって、少しずつでも意識改革がされてきているのではないかなと思っております。

あと、委託料にはないもう一つの弁護士さんとの連携の中では、こちらは市の費用はかかりませんが、弁護士さんの借金問題相談に行った方が、2月までで、13件あります。そのうち1件につきましては、過払い金を滞納額に充てることで滞納額が完納しました。これは目に見える成果かなと思っております。

今後も滞納整理を進める中でも、一方でこういった家計見直しとか借金問題の解消とかの支援をしながら滞納整理を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、納税課の審査は終わりにしたいと思います。

午前中はここで閉めて、暫時休憩といたします。午後は、午後1時からということでお願いします。

御苦労さまでした。

午後0時06分 休憩

午後0時57分 開議

○委員長（鈴木久男君） それでは午後の部に入りたいと思います。

休憩を解いて議会を再開いたします。

企画調整課の説明からお願いいたします。

山本課長、お願いします。

○企画調整課長（山本博史君） 企画調整課です。よろしく申し上げます。

事項別明細書の96ページをお願いいたします。

初めに、歳入からお願いいたします。

15款県支出金、下段の3項1目総務費委託金の4節統計調査費委託金は、説明欄に記載の各種統計調査の委託金収入であります。

28年度に行う主な統計調査は、説明欄一番下の経済センサスで、6月1日を基準日に市内の5,000事業所を対象に5年に1度の調査を実施いたします。

少し飛びまして、108ページをお願いいたします。

108ページ、17款寄附金、1項、一番下の4目1節防災対策費寄附金は、平成25年度から推進しております地震・津波対策寄附金で、28年度は6,000万円を目標額に据えて、引き続き募金活動を推進してまいります。

110ページをお願いいたします。

6目1節一般寄附金の説明欄のふるさと応援寄附金は、ふるさと納税による寄附金を見込むもので、28年度は前年度当初予算比3億1,000万円増の3億6,000万円を見込むものであります。

前年度から開始しました寄附者への地場産品の返礼を継続し、自主財源の確保と地場産業の振興に努めてまいります。

少し飛びまして、122ページをお願いいたします。

122ページ、20款諸収入、下段の4項1目総務費雑収入のうち、3節の広報広聴費雑入は、広報かけがわの裏表紙に掲載する広告の掲載料収入を見込むものであります。一ヶ月当たり17万2,800万、年額では207万3,000円を見込んでおります。

広告料収入については、広報かけがわ発行費に充てさせていただいております。

一番下の7節政策推進費雑入1万円は、総合計画書の販売収入を見込むものであります。

126ページをお願いいたします。

上から2つ目の21節統計調査費雑入1万5,000円は、掛川市統計書の販売収入を見込むものであります。

以上が歳入であります。

少し飛びまして、152ページをお願いします。

152ページから歳出を説明させていただきます。

2款総務費、1項2目秘書業務費の主なものは、説明欄の市長・副市長の特別職普通旅費及び市長会負担金で、全国、東海、県、それぞれの市長会への負担金等であります。

次の3目表彰業務費は、掛川市に貢献いただいた方々を表彰の候補者として審査する表彰審査委員会委員12人の報酬等であります。掛川市表彰条例第8条の規定では、通常は市政施行記念事業の際に表彰することとしておりますが、特別の事情があるときは、その都度表彰することとなっておりますので、毎年度予算計上をお願いいたしております。

154ページをお願いします。

一番下の8目広報広聴費、説明欄1の(1)広報かけがわ発行費は、広報、印刷費などの経費を計上するものであります。

広報かけがわについては、特集記事などに内容に工夫を凝らして、読んでいただけるような編集に努めてまいります。具体的には、市内で活躍されている市民や企業の紹介など、市内の情報、市政の情報をわかりやすく、充実した内容で毎月発行するよう心がけてまいります。なお、3月の広報かけがわ発行部数は4万920部でありました。

(2) その他広報費では、ポルトガル語版広報紙の発行にかかる経費のほか、市ホームページ

の5カ国語への変更委託料を計上し、外国人市民が日々の生活に支障が生じないように、また、外国人観光客誘客のために広く行政情報を伝えてまいります。

2の広聴費は、行政相談員4名が出席する東遠地区行政相談連絡協議会への負担金等であり
ます。

少し飛びまして、162ページをお願いいたします。

162ページ、14目政策推進費、説明欄1の(1)総合計画振興管理費においては、地域創生総合
戦略及び第二次掛川市総合計画の進行管理を行ってまいります。

具体的には、戦略目標や重要業績評価指標(KPI)の評価などを通じて、PDCAサイク
ルを運用してまいります。そのための市民意識調査経費などを計上いたしました。

また、印刷費については、総合計画書1,000部の印刷などを予定するものであります。

(5)の平和推進事業費は、平成26年度から、平和に関する認識を深め、未来に向かって平和な
社会を築いていくことを目的に開催している平和記念式の経費などであり、8月15日の終
戦記念日に開催されている戦没者追悼式と同会場での開催を予定しております。また、28年
度は、次代を担う子供たちが、平和のとうとさを実感できるよう、8月6日、広島市で開催さ
れる平和記念式典に中学生6名の派遣を予定しております。費用弁償32万7,000円などを計上
いたしました。

なお、14目の政策推進費については、前年度費2,949万3,000円の減額となっておりますが、
これは前年度、この目に含まれていたふるさと納税関係経費が、7款商工費に移ったことによ
る減額であります。

次の15目行政経費、説明欄1の行政改革推進費においては、(1)の行革大綱推進費で、行革講
演会の開催経費や指定管理者選定委員会委員報償費などを計上いたしました。また、(2)の行財
政改革審議会運営費は、平成28年4月1日から30年3月31日までの間、第4期目となる行財政
改革審議会を設置し、改革を継続するものであります。28年度は固定的経費17億円削減を進め
る第2次行革プランの最終年度となりますので、目標を達成するよう努めてまいります。

164ページをお願いいたします。

16目広域行政推進費は、大井川水源地域の振興と流域圏の環境保全を図るため、説明欄記載
の2つの協議会への負担金を計上するものであります。

次の17目市町村交流推進費は、全国各地の自治体とネットワークを構築し、情報収集を行う
とともに、相互連携により、自治体が抱える課題への対応策などを研究するもので、各会に対
する負担金が主な内容であります。また、(2)の姉妹都市交流推進事業費において、岩手県奥州
市との姉妹都市交流にかかる旅費等の経費を計上いたしました。

大分飛びますが、195ページをお願いいたします。

195ページ、下段の5項1目統計調査費の主なものは、説明欄3の基幹統計調査費の(3)経済
センサス費であります。国内の経済活動を同一時点で網羅的に把握するための調査で、全ての
事業所を対象とします。平成28年6月1日を調査期日とし、主には事業所の売り上げ金額や経
費等経理に関することを調査するもので、今回は調査員手当60人分を計上いたしました。事業
費全額が県から交付されるものであります。

大きく飛びますが、284ページをお願いいたします。

7款商工費、1項1目商工業振興費、説明欄6の1枚めくっていただきまして、一番上の
(2)ふるさと納税推進費は、ふるさと納税に係る事務経費、返礼品の取り扱い業務委託料などを
計上するものであります。

3月7日現在の状況を申し上げますと、寄附の申し出件数は、1万9,526件、寄附申し出金
額は3億5,131万円、1日平均では71件、127万7,000円となっております。また、提供できる
返礼品は、現在106種類で、希望が多い特産品はメロンとお茶であります。

次に、3目観光振興費、1枚おめくりをいただきまして、288ページの説明欄3の(5)イメー
ジキャラクターPR推進事業費については、掛川市公式キャラクター茶のみやきんじろうのP
R経費で、主なものは、ポスター・チラシ等の印刷費であります。市内外へ掛川市のPRに努
めてまいります。

説明は以上であります。よろしく御審査いただきますよう、お願い申し上げます。

○委員長(鈴木久男君) ありがとうございます。

企画調整課の説明が終わりましたので、これから審査に入ります。

質疑はございませんか。

二村委員、どうぞ。

○委員(二村禮一君) 109ページの防災対策寄附金ですけれども、これ、3億円集めると
いう目標を掲げておるんですけれども、現在、大体目標どおりに行っているということですか。

ちょっとそこら辺、詳しい内容。

○委員長（鈴木久男君） 山本課長、お願いします。

○企画調整課長（山本博史君） 現在の状況を申し上げます。昨年度まで 2年間で 1億 2,000万円の寄附がございました。

本年度は 6,000万円を目標に募金活動を進めておりますが、現在のところ 4,457万9,000円が寄せられております。

今年度の目標が 6,000万円ですので、あと 1,500万円ちょっと、今年度中募金活動を継続している状況であります。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員。

○委員（二村禮一君） ちょっと目標になかなか達成していないというように考えているんですけども、何か具体的にいい策があるかな、あれば教えてほしいんですけども。

○委員長（鈴木久男君） 山本課長、どうぞ。教えてもらいたいでしょ、お願いします。

○企画調整課長（山本博史君） 今、募金活動につきましては、これは推進委員会がございませうけれども、推進委員会の委員の皆様からいろいろ御助言をいただいたりしながら、主には各事業所を訪問させていただいて、お願いに回っております。企画調整課だけではなくて、全庁的に協力をお願いしまして、この事業所にぜひお願いに行ってくださいというようなことで年に 2回ほど回らせていただいて、寄附のお願いに伺っております。

また、そのほかにも市長初めトップのほうもいろんな大きな企業さんに募金のお願いに行っていたりとか、そういうふうな活動をしておりますが、何かよい案がございましたら、またお教えをいただきたいと思っております。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員どうぞ。

○委員（二村禮一君） うちの地区なんかもそうですけれども、各戸 1軒当たり 500円くらいを自治区で出したんですけれども、あれ一度限りで終わってしまったんですけれども、また市長も、区長会のほうでちょっとプッシュして、二度も三度もやっていただければありがたいと思うんですけども。

○委員長（鈴木久男君） 山本課長。

○企画調整課長（山本博史君） ありがとうございます。また、区長会の皆様にも引き続きお願いをさせていただきたいと思っております。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

窪野委員どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 163ページの中段にあります行革の関係ですけれども、(2)ですけれどもよろしいですか。

ことしも、今年度も 6人だったと思っておりますけれども、前回の補正で委員会の回数が減ったりとかということでしたけれども、今回この回数というのはどれくらい予定をしている、それはまだこれからですか。

○委員長（鈴木久男君） 課長、答弁願います。

○企画調整課長（山本博史君） 今回15回分を予定させていただいております。

○委員（窪野愛子君） しっかり15回はこなしていただきたいし、市長が最初の 1期目のときに、この行革審とそして自治基本条例、その 2本柱ですごい力を入れていたと思うんですけども、このごろ、これからも行革に力を入れるとおっしゃっているんですけども、この委員会がちょっと活性化していないように私は遠目で見えていますけれども、市長その辺どうでしょうか、お伺いします。

○委員長（鈴木久男君） じゃ、市長、お願いいたします。

○市長（松井三郎君） 行財政改革というのは総論で皆さん賛成ですけれども、各論の部分になりますと大変抵抗があるということで、当初の勢いが少しなくなってきたかなという気も、私自身もしていますし、行革審もそういう思いが委員の方にあるのかなと。

改めてきのうの本会議でも御答弁申し上げましたけれども、今回は公共施設マネジメントの関係とタイアップしながら行革審で議論をいただくということになりますので、今15回ということでありまして、15回を実施して 1年で結論が全て出るということでありませうけれども、17億円の経常経費の削減と公共施設マネジメントの方向性、そういうものをきちっと出してもらおうような形で、私も第 1期の行革審のときには毎回出ましたけれども、その後私自身も少し地区まちづくり協議会の設立総会とかいろんなものがあつてなかなか出る機会が少し少なくなつてきておりますので、改めてしっかり出るようにしていきたいというふうに思いますので、これについては総論賛成で、各論でいろんな議論は当然あると思っておりますが、ある意味ではやっ

ぱり議会の、議員さんの協力がなければ前へ進めませんので、その辺もよろしく願いをいたします。

○委員（窪野愛子君） 次の質問でもよろしいですか。

○委員長（鈴木久男君） どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 289ページですけれども、3番のところ(5)ですけれども、イメージキャラクターのこのPR事業ということですから、いつぞや市長にも菊川のきくのんをお示しして、こういったものも掛川市でつくってほしい、近隣市町もそうしたグッズ、本当にいつも携帯できるようなグッズ、かわいらしいのをつくっているものですから、その辺の進捗はいかがですか。

○委員長（鈴木久男君） 山本課長、お願いします。

○企画調整課長（山本博史君） グッズの商品化につきましても、市内の業者さんとか、そういったところをお願いをいたしまして、具体的にどういうものがつくれるのかというような相談はさせていただいております。実は、いろいろまだ協議をするべきことがございます。

実は、茶のみやきんじろうの色が大分いろんな色を使っているキャラクターでして、例えば磐田のしっぺいはシンプルに白と赤だけとか、そういうような色になっているんですけれども、ただ色使いの関係で大変生産コストが高くなりそうだとか、そういうようなお話なんかをいただいております。

現在グッズで今年度作製をいたしましたのは、缶バッジを1000個ほど、それはイラストからそのままバッジをつくれるというようなことがあって、色目の心配がないようなものについてはそういったものを作製いたしました。個別のいろいろなストラップ等のものとかTシャツ等、あるいはそういったものについては、少し色のかげんを検討していきまないと商品化が難しいということは、製作側のほうから今言われている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員どうぞ。

○委員（窪野愛子君） とてもかわいい愛くるしいイメージがありますので、それが立体的になればなおさら愛着を感じるものになると思いますので、その辺大変だと思いますけれども、またよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございせんか。

鷺山委員どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） ページ数でいうと163ページの平和推進事業費、(5)番ですが、先ほど御説明の中で、8月6日広島に中学生を6人ということだったのですが、掛川市内の中学校は9校あると思います。私は6人といわず少なくとも9人にしたらどうかと、こういう意見ですが、6にした根拠を教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 山本課長。

○企画調整課長（山本博史君） 今委員御指摘のように全校から派遣できればいいわけですが、いろいろ経費的な制約もございまして、28年度につきましても、できましたら3校をお2人ずつ6人ということで今予定をさせていただけないかなというふうに思っております。

3年間その生徒さんが在籍している間に一度そういった機会が、同級生なりが広島のほうへ行って帰って来て、報告をしていただけるような、そういうような組み立てを考えております。また、派遣の人数についても、それについては今後また少し精査をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） ぜひ御検討をお願いしたいわけですが、この事業というのはむしろ私が議員になったとき、ここへ行っているいろいろお伺いしたところ、結構もうその当時中学生を派遣したり、いろいろしている自治体もありました。そこから比べると随分遅いなということになるわけですが、それほど予算がというお話がありましたけれども、そう何千万という話じゃございませんので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいということ添えて終わります。

○委員長（鈴木久男君） ほかによろしいですか。

栗原委員どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 今の163ページの上の段なんですけど、(1)住民意識調査についても例年のように取り組んでいただけるということですから、この中で次年度行う調査のポイントというんですか、こういうところを重点的に意識をちょっと調べてみたいというようなものがあるのかどうか。掛川市が今求められている部分を中心にこの意識調査をやっていただ

れば、実態が出てくるのではなかろうかなというふうに思うんですが、そこら辺どうなんでしょう。

○委員長（鈴木久男君） 山本課長、どうぞ。

○企画調整課長（山本博史君） 栗原委員おっしゃいましたとおり、今求められているというのは、本年度作成をいたしました地域創生総合戦略等の指標の設定をしている部分がございます。それが人口減少対策を実現したときに達成される目標値でありますので、28年度の市民意識調査については、そういった今市が求められている目標の像に対する市民意識調査というようなことを重点を置いてやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 165ページの姉妹年交流推進事業費でありますけれども、これは奥州市との交流のあれに使うということでありまして、できれば恵那市、旧の岩村でありますけれども、岩村、東出、そこが旧 ですね、毎年2月の初めにたこ揚げをやるわけですけれども、今年度初めて欠席です。29回、ことし30回だと思いましたが、ずっと商工会、それから議会、行政の皆さんが観光協会まで含めて来てくれていたわけでありまして。市長も当然同席で、市長にもことしは来ないねというような話もちょっとしましたけれども、これですぐまた三熊野神社の大祭があります。

毎年今までずっと欠かさず来てくれていたわけでありまして、今年度来なかったということでもあります。来てくれなかったというか、何らかの用事があったかもしれません。内容的にはわかりませんが、たまたま来られなかったということでもありますけれども、そういう中で、旧大須賀のときにはこの岩村とは、今は合併して恵那市でありますけれども、いろんな交流等もやっておりまして、特に岩村の文化祭、産業祭、それから薪能、こういうものにほとんど大須賀からも議会の初め行政、それからいろんな皆さんもいて、一緒になって参加をさせてもらったという経緯なんですけれども、それが恵那市になって、掛川市になりましたら、ほとんど最近では恵那市との交流がちょっと途絶えているというふうに僕は思っています。

恵那市とも交流はしておりますし、協定を結んでおりますけれども、そういう中でぜひ、やっぱり来てもらうだけではなくして、こちらからもたまには行政として行くようなこと、議会としてもあわせて行くようなことを考えていく必要があるかというふうに思っておりますけれども、その点をどんなふうに考えておられるのか、お答えください。

○委員長（鈴木久男君） 山本課長、お願いします。

○企画調整課長（山本博史君） 恵那市、旧岩村町との交流につきましては、今委員御指摘のとおり平成23年12月に災害時の相互応援協定を結びまして、その後はたこ揚げの関係とか三熊野の関係でお見えになっていただけたというようなどころでとどまっております。まだどのような交流を進めていくというようなどころで具体的な段階に入っておりませんものですから、今委員御指摘のものについては企画のほうで少し受けさせていただいて、少し検討させていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○委員長（鈴木久男君） それでは、市長、お願いします。

○市長（松井三郎君） 当初、恵那市にお話をさせてもらって、姉妹都市的な交流に将来的にという思いがあって声をかけたんですけれども、当面は防災協定、岩村と結んでいましたので、それを改めて掛川市と恵那市が締結するというところでこれまで来ていますけれども、今回のたこ揚げに岩村の商工会の方がいらっしやらなかったということで、どういう状況か調べていないんですけれども、市長が2度来たものだから来なくなっちゃったのかなと、向こうの市長が、という、だから合併してまだうまくいっていないのかなというようにちょっと憶測を私のほう、私はもう広く掛川市と恵那市という関係で、これからさらなる交流をということでたこ揚げに2回お招きをして来てくれたんですけれども、そうしたら肝心の岩村の商工会の方が来なくなってしまいましたので、ちょっと改めてうちのほうの商工関係を通して岩村の商工会、あるいは岩村振興局がありますので、あそこにもちょっとお聞きをして状況確認すると同時に、やはり大東と胆沢の関係で掛川市と奥州市が姉妹都市提携を結んだわけでありまして、大須賀と岩村町とそういう関係を結んできたわけでありまして、同じような歩調で掛川市と恵那市が姉妹都市との交流を結びたいと、こういうふうに思っていますので、その辺ちょっとしっかり調査をして改めて御報告をさせていただきたいと、こう思っています。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 今市長が言われたとおり、僕もそんなふうにちょっと考えています。ちょっとそういう部分で問題があるのかなというふうに、憶測でありますけれども、思ってい

ますけれども、じきにもうお祭りも近いわけでありまして、そのときに来てくれば、ある部分ほっとするなという部分もありますし、逆にうちのほうからもやっぱり顔を出すということも必要じゃないかと。向こうから案内がないと言えばそれで終わりですけども、俗に招待がないといえばそれも終わり。

旧大須賀のときには確かに岩村さんとは薪能とか産業祭、文化祭、いろんなイベント等に参加させてもらったり、商工祭等もこちらからいろんな物品を持って行って販売させてもらったりと、いまだに商工会の中ではそういうおつき合いをしている業者もいますけれども、結局行政としてどうかというところと全くないということで、今私のほう議員の皆さんで一度行かないかと、岩村のほうへ、ちょっとそんな話もしているところでありまして、一度そういうことを含めて岩村に伺って、岩村の中を案内してもらったり、親交をちょっと結べればいいなというふうに思っているところです。今市長が言われたことでありまして、またぜひそんな方向で進めていただければ大変ありがたい。よろしくお願ひします。

○委員長（鈴木久男君） まだありますか。

二村委員。

○委員（二村禮一君） すみません、ちょっとこれ市長にお聞きしたいんですけども、さっき行革審の話が出て、また引き続いてお願ひしたいということです。これは、そういう人たちにお願ひしなくてはならない理由ともう一つ、議会と当局が行って、なおかつ何をこれからお願ひしたいんですか。

○委員長（鈴木久男君） 市長、答弁願ひします。

○市長（松井三郎君） 先ほど申し上げた公共施設のマネジメントについて、民間の企業関係者等々の考え方、あるいは一般の市民の考え方、そういうものをしっかり踏まえるということが大切だというふうに思っております、もちろん議会を飛ばしてということではありませんので。

第1回のときもかなり議員の方も参画をしてもらったし、多分議員の方との意見交換も第1回目ときにはあったのではないかなというふうに思いますので、そういう形でぜひ行革審の行革の審議の内容を私のほうから委員さんにもしっかり報告をさせてもらいたいと思っておりますけれども、かなりやっぱり我々行政が考えている、あるいは議員さんたちが考えていることとも違う考え方を行革審はしますので、そういう意味でいろんな意見を行政は吸収していきたいというふうに思っておりますので、もう2年間を継続をしたいと。メンバーは多分変わるようになるというふうに思いますが。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございせんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、以上をもって企画調整課の審議は終わりたいと思ひます。御苦労さまでした。

それでは、続いて生涯学習協働推進課、大石課長、お願ひいたします。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 生涯学習協働推進課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、歳入から御説明をさせていただきます。

事項別明細書の40ページをお願ひいたします。

13款 1項 1目総務使用料 2節の市民交流センター使用料で、当課が所管します大東、大須賀両交流センターの会議室などの使用料を見込むものでございます。

おめくりいただきまして、46ページをお願ひします。

一番上になります、13款 2項 1目総務手数料、1節の総務管理手数料、説明欄の1行目、地縁団体台帳記載事項証明手数料として市内84法人、自治会の代表者の変更などの関連します証明手数料を見込むものでございます。

大きく飛びまして、80ページの下段をごらんいただきたいと思ひます。80ページでございます。

15款 2項 1目総務費県補助金 1節の住民自治振興費県補助金 1,200万円でございます。説明欄をごらんください。コミュニティー施設整備費補助金 1,200万ということでございますが、平成28年度に建設を予定しております上屋敷区、桶田区、本郷東区の3自治区の公会堂建設に関し、県から補助されるものでございます。

少し飛びまして、102ページをごらんいただきたいと思ひます。102ページです。

中ほどになります、16款 1項 2目利子及び配当金の説明欄の上から6つ目になります国際交流基金利子収入10万1,000円は、同基金からの利子収入を見込むものでございます。

続きまして、112ページをお願ひいたします。

上段でございます、18款 1項 1目基金繰入金の当課所管分は、説明欄の上から 3つ目、国際交流基金繰入金 609万円でございます。本年度に実施します国際交流関係事業の財源として充当するため、取り崩しを行うものでございます。これによりまして、同基金の本年度末残高見込み額が 7,208万 3,201円です。

次に、124ページをお願いいたします。

20款 4項1目総務費雑収入でございますが、9節の協働によるまちづくり推進費雑入42万円は、説明欄の大東と大須賀両市民交流センターのコピー収入を見込むものでございます。

その下の10節でございますが、国際交流推進費雑入90万円は、韓国横城郡で開催されます韓牛祭りへの当市の紹介ブースを出店するための経費、ほか姉妹都市交流等によります渡航旅費、こういったものを県、市町村、振興協会より助成をいただくものでございます。

その下の11節住民自治振興費雑入 750万円は、自治総合センターコミュニティー活動事業助成金であります。地域の祭典に必要な備品等の整備に対する助成であります。本年度は長間区、上垂木の西側小区、あと久保区の 3区に対して助成を行うものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

164ページをお願いいたします。

下段になります、2款 1項18目生涯学習推進費でございます。説明欄 1の (1)、地域生涯学習センター運営支援費は、市内27センターに交付をいたします活動補助金、1センター平均 150万ほどであります。そちらの補助金。また、(2)はセンター施設管理費であります。雨漏りを含め緊急時の対応の修繕費 200万円を予定するものでございます。

1枚めくっていただきまして、19目協働によるまちづくり推進費 8,843万 6,000円は、説明欄 1の (1)協働のまちづくり推進費 7,529万円が主なものであります。地区まちづくり協議会への交付金ということでの計上でございます。内訳を申し上げますと、希望のまちづくり交付金ソフト事業の関係ですが、これが 4,000万円、31地区のまちづくり協議会に対しまして実施する各種事業に対する交付金でございます。

また、次の地域環境整備交付費 3,100万円は、1つのまちづくり協議会に対して 100万円ずつの環境整備のための交付、31地区を予定してのものでございます。本年度は主にまちづくり協議会設立の拠点施設の整備等のための交付金として使っていただくための計上でございます。

次に、(2)市民活動活性化推進費 469万 9,000円の主なものは、市民活動の活性化を促すための市民活動推進事業補助金 400万円であります。これから市民活動を始めようとする団体や、行政と協働して課題を解決しようとする団体などの支援を行っているものでございます。

次に、(3)の大東市民交流センター管理運営費と (4)の大須賀市民交流センター管理運営費は、いずれも両センターの運営を利用団体で組織する運営協議会へ委託するものでございます。ちなみに、大東、大須賀とも26、27の利用の対比をしてみますと、大東で 1,300人ほど、1月末現在と昨年末現在で比べますと利用者がふえております。大須賀についても、同様の比較をした場合 400人ほどふえておりますので、交流センターの活発な利用が見られているところでございます。

次に、20目の男女共同参画推進費でございます。333万 1,000円は、説明欄の記載のとおり、審議会委員や推進委員への報酬を初め男女共同参画推進のための各種啓発事業、講座開催における講師等への謝礼と女性相談員への謝礼でございます。特に28年度は男女共同参画社会実現に向けた取り組みを進めるための第 3次共同参画行動計画策定の年となります。プラン策定の市民委員会において、現在の社会情勢にマッチしたものを策定してまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、21目をごらんいただきたいと思います。

国際交流推進費 559万円の主なものにつきましては、説明欄 1の(1)国際交流団体活動支援事業費 559万円で、ユージン市、コーニング市への訪問団の派遣や受け入れなどに係る事務委託や中高生の海外研修事業への参加経費の補助などが主なものとなっております。

2の (1)、国際交流推進事業管理費 579万6,000円は、記載してございます日中友好訪問団派遣事業補助金を初め韓国横城郡での韓牛祭へのブース出店など、国際交流推進のための経費でございます。

最下段の22目地域共生推進費 117万9,000円の主なものは、説明欄 1の(1)地域共生推進総務費のうち、本年度は 4回目となります国際交流フェスティバルの開催負担金30万円でございます。本年度、28年度も市民の皆様を主体となって開催をしていただき、市は財政的、人的な支援を行うというスタンスで実施してまいりたいというものでございます。なお、本年は11月13日の開催を予定してございます。

2の外国人生活支援費では、在住外国人に対する日本語教室を開催するほか、市役所窓口業務等におけます通訳支援など、NPO法人掛川国際交流センターに委託をして実施するものでございます。

おめくりいただきまして23目でございます。

住民自治振興費 1億 1,629万 6,000円は、説明欄 1の政策形成市民参画費では中央集会、あと地区集会の開催経費、2の自治活動支援費では、(1)の区長会連合会の活動支援費として各種補助交付金のほか、(2)の自治区活動支援費ではコミュニティー施設整備事業補助金として、歳入で申しあげました3自治区の集会施設の建設補助を初め各自治会の集会施設の耐震診断、補強計画、補強工事等に係る県の補助や一般コミュニティー助成金、宝くじの助成ですが、これも歳入で御説明をいたしました3自治区のお祭り関係の備品整備等の補助でございます。

最後に、24目地域環境整備調整費につきましては、いわゆるどぶ板事業の予算ではございますが、3億 2,061万 8,000円を計上いたしまして、地域の要望に迅速かつ的確にお答えをしていきたいと考えておるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これから協働推進課の質疑をお願いします。

二村委員。

○委員（二村禮一君） 167ページですけれども、協働のまちづくり推進費ですけれども、地域環境整備金の 3,100万円は、各地区へ 100万ずつ渡して 3,100万はいいんですけれども、上の 4,000万ですけれども、これ31地区でこれから計画書つくってもらっていろんな案が出てくると思いますが、これ希望が多かったらふやすのか、それともこの予算でやるのか、またどういうわけでこの 4,000万というのが上がってきたか、ちょっと説明してほしいんですけれども。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、説明願います。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） まず、この要綱については、予算の範囲ということが上限を決めてございます。まず、ことしにつきましては、各地域の協議会の事業計画を一応早いところで11月ころまでには出していただいて、あと 2月ぐらいいまでに交付金の計画書を出していただきました。中にはまだ計画までに至らないという自治区もございます。そういったところを積算でまとめまして、財政のほうと検討をいたしまして、積み上げた金額を計上してございます。

したがって、年度途中でこれもやりたいといった部分については、あくまでも今の段階では予算の範囲内ということで考えておりますので、次年度以降、そういったことについてはまた考えていくということで、一応計画を上げてもらっての上の積算ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員。

○委員（二村禮一君） ということは、この 4,000万である程度各31地区からの希望どおりのを、その金額を積算したのが大体 4,000万ぐらいになったということで、地域の満足度で、これで解消できるという金額なんですか、これは。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、お願いします。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 地域によっては、31地区の中でモデルの 3地区につきましては、もう一度 1年を回しておりますので、これだけの予算がもっと欲しい、もしくはこんなに要らなかったというのは、モデルは出ております。ただ、それ以外のところについては、先ほど言いましたようにまだ計画までいっていない、組織をつくるまでもようやくというところもございまして、手探りのところもございまして。

ただ、うちのほうもある程度先進地等も含めて要綱をつくりました、手引書。それにのっかって、やはり公金でございますので、それを精査させていただいた結果を、まだし切れていない部分もございまして、おおむね固まった段階での予算計上ということになっております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにありませんか。

じゃ最初に、野口委員どうぞ。

○副委員長（野口安男君） 今の関連で、希望どおりかという話ありましたけれども、大体出たのは希望どおりいくんですか、まず 1点目。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 市役所内部での例えば福祉バス等の関係があったり

とか、ほかの事業と絡んでいるものというのがございます。それは財政との協議もしてございまして、そういったものについては、おおむねどちらかにつけておくというようなことをしながらということで、申しわけございませんが、その点はある程度は手探りという部分もございしますが、希望に沿うような形での予算配分もしておるといふふうに思っております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 野口委員。

○副委員長（野口安男君） それじゃ、まだ全く全部がそれ済んでいるというわけじゃないですね、出たものについても。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） ほぼ財政的には詰めてはおります。ただ、今言いましたように地域が全くことしはちょっと申請し切れない、もう一年とにかたく計画を練りたいというところも2団体ほどございます。そういったものについては、あくまでも学習センターとか今までやっていた機能を利用して、新たなものというものをどうしていくかということを探しているところもございますので、そういったことでやっております。

○委員長（鈴木久男君） 野口委員。

○副委員長（野口安男君） 一番多いところで幾らぐらいですか、地区。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、お願いします。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 460万というところがございます。これは先ほど言いました福祉バス等の関係がございまして、そういった関係の費用が200万前後含まれての形、そういうことです。

○委員長（鈴木久男君） じゃ続いて、窪野委員どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 同じく167ページ、協働のまちづくりの(1)の中の3、市民学者の開催委託料の件ですけれども、先日市長の一般質問での御答弁では私が、塾生が大分減ってきたということを申し上げまして、そうしたらこの市民学者のほうに今度は地区まちづくり協議会のほうから受講生を出すようなことも、それに交付金というようなことも御答弁されたと思うんですけども、今課長からお話伺って、まだ組織もままならない、事業計画もなかなかという地区もあるということで、安易にそこから受講生を出すというのはいかがかなと思いつつ、やっぱりここは市民の自主性というか、そういった本当に内容がいいものにして、自分たちで手を上げてくるようなものになっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、お願いします。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 先般の一般質問でもございました関係がありまして、あくまでも31地区に呼びかけをいたしますのはまちづくりの地域リーダー、それを牽引していただいて、市の統一的なものを把握していただけるというようなカリキュラム、これも今検討をしております。そういうことを説明した上で、いや、それだったら地域から出したいということをしていただけるようなものにしてまいりたいと考えております。

ただ、今委員さん申されたとおり、いや、そこまでとてもいかないという地域があれば、それは弾力的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにありますか。

それじゃ、松本委員どうぞ。

○委員（松本 均君） 31地域で協議会ができたということでもいいと思うんです。それで、昨年モデル地域3つができた。ほかの地域でもかなりいい計画を立てていたり、協議会の中でもいろいろとあるんですけども、そういったものをもっと出していただくとか、交流して情報交換していただいて、この地域ではこんないいことやっていたという、ほかの地域でもできそうなことをもっと振っていかないとそこだけで終わってしまって、協議会はつくったのであよかったというだけではなかなか今後も進んでいかなのかなというところもありますし、先ほど言ったお金が用意されていて、でもやっぱりこうしたほうがいいのかという案ができてくる何かが必要じゃないかなと、そんなふう思うんですけども、そういう発表の場であったり、情報交換の場というのをもっともっとならしたいなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） せんだって区長会連合会を開催いたしました。その中で区長会連合会の後に、今まちづくり推進委員会というものを開いております。来年度からは、奇数月に区長会連合会の終了後にまちづくりの関係の連絡会の開催を4時から1時間半程度かけて行うことにしました。そこで各地区の、こういうことをやり始めたんだよとい

うようなことを、全ての情報を公開していったりして、情報共有をしていくような場を設けたいと考えております。また、市民団体との間の関係もございますので、市民団体にも全てのを公開していくということで協働センターの中で全ての情報を開示していけるような形を今、構築しようとしております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

栗原委員。

○委員（栗原通泰君） 167ページの男女共同参画の關係の（1）の推進事業のこの講師謝礼云々という予算なんですが、これは外向けなのか内向け、内向けというのは庁舎内という意味合いですけれども、これはどういうふうな使われ方をするのでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、お願いします。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 本年度については区長会とコラボしまして、大山自治区という東京の自治会の自治会長等に来ていただきまして開催をして、市民といいますか外向けに対してやりましたので、そういった分を考えておりますので、あくまでも内向けではなく外向けにと考えております。

○委員長（鈴木久男君） 栗原委員。

○委員（栗原通泰君） それともう一つ。

同じだけれども（2）の相談員謝礼とありますね。これは何名に対する謝礼という意味合いなのか。非専従のような形だと思いますが。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、お願いします。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） この相談員につきましては、専門の方に毎週火曜日に来ていただいております。静岡のほうから出張してきまして、半日は電話でうちの課の執務室で相談を受けまして、あと半日分については会議室のほうで直接面談をしまして、相談を受けているという方でございます。1名でございます。

○委員長（鈴木久男君） ほかによろしいですか。

〔「すみません、同じところで」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは窪野委員、どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 167ページですけれども、2番目の（3）のこの男女共同参画のいろいろな事業をやってくださっているんですけれども、数をやればいいではなくて、やはりその内容をしっかり吟味していただいて、せっかくやるんですから多くの方が参加するようなそういったものに、もういつも同じようなものになっているところも中にはあると思いますので、しっかりその辺を精査していただいて、ぜひ男女共同参画を推進していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

大石課長。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 今、委員さんがおっしゃられたとおり、選択と集中ということで子育て世代とか、今は国のほうの法律が変わりまして、雇用の関係で女性の輝く法案が出ましたので、宣言事業所、こういった雇用の関係を中心にいろいろな講座を開いていけるような形で、今の2点について集中的に行っていきたいと考えております。

以上です。

〔「わかりました」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） もう一つ、すみません。

169の国際交流の横城郡の交流受け入れとあるんですけれども、受け入れは受け入れでわかるんですが、派遣という部分の費用というのは計上されていないのですか。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、どうぞ。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 当市から横城郡に派遣の場合については行政課付となっております、人事管理のほうについて本人はそちらのほうから派遣してということですので、計上はそちらになります。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかによろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、生涯学習協働推進課の審査はこれにて終了します。

御苦労さまでした。

続いて、文化振興室をお願いいたします。

高柳室長、説明願います。

○文化振興室長（高柳由美君） 文化振興室です。よろしくをお願いいたします。

それでは、平成28年度当初予算の内容について御説明申し上げます。

最初に、歳入の主なものから御説明いたします。

事項別明細書の40ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目3節は、大須賀区域にございます清水邸庭園の湧水亭の呈茶サービス料金や茶室等の使用料金を見込むものでございます。

次に、少し飛びまして112ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項1目1節の基金繰入金のうち、説明欄の上から2つ目の文化芸術振興基金繰入金2,500万円は、平成28年度に実施する文化催事事業費及びかけがわ茶エンナーレ事業費の財源の一部とするため、基金を取り崩し繰り入れるものでございます。

飛びまして、124ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目8節の生涯学習推進費雑入の主なものは、説明欄の地域の文化芸術活動事業助成金で、一般財団法人地域創造からかけがわ茶エンナーレに対して助成を受けるものでございます。茶エンナーレ事業につきましては、後ほど歳出のほうで詳しく御説明をいたします。

12節の掛川城周辺等施設管理費雑入と13節の美術館費雑入は、それぞれ掛川城御殿や二の丸美術館、ステンドグラス美術館で販売した図書や図録等の売り払い収入を見込むものでございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出の御説明をいたします。

164ページをお願いいたします。

2款総務費、1項18目生涯学習推進費、説明欄2の(1)市民文化振興事業費のうち将棋によるまちづくり事業負担金は、8年目となる将棋王将戦掛川対局の開催を支援する将棋によるまちづくり実行委員会に対する負担金でございます。その下の伝統工芸体験教室事業負担金は、子供たちの感性を磨き創造性を育むため、人間国宝の先生を招き伝統工芸のワークショップを開催するものでございます。

(2)の茶文化創造千日プロジェクト事業費については、お分けした資料により御説明いたします。

かけがわ茶エンナーレは、1番、開催趣旨に記載のとおり、茶産地掛川の市内各地でアートプログラムを展開し、茶のまち掛川を世界に発信するとともに、市民が喜びを感じ、身近な地域資源に誇りと自信を持つことを目標に3年をかけて取り組んでいるプロジェクトでございます。3年間の予定事業費は2に記載のとおりで、財源については一般財団法人地域創造の助成金や国などの助成金を活用し、文化振興の柱にとどまらず観光や産業振興、国際交流を図り、交流定住人口の増加にもつなげることを目指しております。

めくっていただいて、2ページ、3ページには、現段階の開催プログラムや展開イメージの案を記載してございます。アートプロジェクトと市民共創プログラムを始め、4つのプログラムを基軸に各種事業を実施する予定で、平成28年度は作品づくりや参加団体等の募集やプレイベントの実施など、本番に向けた準備やプレ期間と位置づけております。めくっていただいて、最後4ページには、事業を委託する実行委員会の平成28年度収支予算案をつけてございまして、各プログラムの予定事業や予算配分はごらんとおりとなっております。

事項別明細書にお戻り願います。

説明欄3の市民参加イベント開催費の主なものは、1枚めくっていただき、167ページ(5)その他文化事業開催費で、市民が多彩で魅力的な文化に触れ、参加する機会を提供するための鑑賞型文化催事事業や、文化活動団体への助成事業などを掛川市生涯学習振興公社へ委託するものであります。4の(1)市民文化活動振興事業費は、掛川市文化協会を支援するための活動補助金が主なものであります。

170ページをお願いいたします。

25目掛川城周辺等施設管理費、説明欄1の(1)掛川城、二の丸茶室、竹の丸の管理運営費でございますが、掛川城管理運営共同体による指定管理3年目となる平成28年度は、独立採算制の運営となり指定管理料はゼロとし、予算計上では公園内の緑地管理、トイレ管理、清掃業務、茶室での呈茶業務や施設補修等の経費が主なものであります。

めくっていただきまして、説明欄3の湧水亭管理費は、清水邸庭園の指定管理者、掛川観光協会大須賀支部への指定管理料と呈茶業務委託料が主なものであります。その下、26目の美術

館費は、二の丸美術館とステンドグラス美術館の管理運営に係る費用でございます。説明欄 2 の (2)美術館運営費は、平成28年度から指定管理制度を導入する二の丸美術館と隣接するステンドグラス美術館の一体的な管理を、指定管理者である掛川市生涯学習振興公社に委託するものであります。(4)ステンドグラス美術館管理費のうち開館 1周年記念事業開催委託料では、ステンドグラス美術館開館 1周年を記念し、イギリスステンドグラス研究の第一人者のサラ氏らを招き、講演会を開催する予定であります。また、講座開催委託料では、本年度好評であった製作体験講座や顧問による作品解説講座などを引き続き開催し、市民を始め来館者への学習の要望に応えるとともに、入館者の満足度を上げるよう活動内容の充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしく御審査くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

文化振興室の説明が終わりました。

これから、質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

栗原委員。

○委員（栗原通泰君） 167ページ、上段の (5)その他文化事業開催費 2,200万円という数字があるんですが、これは文化催事という内容にここで書いてあるんですけども、この催事そのものが行政側のほうから委託者に対して、こういうものを織り込んでこういう催事を今年度はお願いしたいというような内容の要望というんですかね、そういうものは網羅されているのでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 高柳室長、お願いします。

○文化振興室長（高柳由美君） この文化催事委託は生涯学習振興公社に委託するもので、こちらから公社の担当と来年度の事業内容については文化振興計画に沿っている内容になるように協議を重ねて、催事内容、助成内容などを決めております。

〔「決めている」との声あり〕

○文化振興室長（高柳由美君） はい。

〔「わかりました」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 165ページ、茶文化の茶エンナーレという、ことしと来年にかけていろいろ開催していくという予定が組まれておりますけれども、かなりの予算を使ってやっているんですけども、このお茶を生産している人の御意見などをどのように取り入れながらこのプロジェクトを進めていくか、その点をちょっと伺いたいんですが。

○委員長（鈴木久男君） それでは、鈴木部長お願いします。

○企画政策部長（鈴木哲之君） 今、実行委員会への委託ということをお説明いたしましたけれども、今年度から具体的にどういうことをやるかというのを詰めていくのは実行委員会がやっています。その中でも茶商さんの代表であるとか農協さん、それからお茶の関係の方にも入っていただいているいろいろな御意見をいただいています。

1つは、お茶をPRする。それから来ていただく。それと、お茶とアートと組み合わせる皆さんに満足感を持っていただく、充足感を持っていただくということですので、1つはお茶の生産もアップをして、掛川市に来た方にお茶を買っていただくという、そういうことも含めてしていきたいと思っております。具体的に、例えばロゴマークもこの前決めましたので、そういうものを例えばお茶請けとかにつくったりしてPRをして、お茶の販売を上げていきたいというふうに考えています。そういうことで、実行委員会の中でいろいろな御意見も、お茶関係の皆さんからはいただいております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員。

○委員（二村禮一君） 私はこういうプロジェクトを開くと、かなりのお茶の農家が今ちょっと非常に苦しんでいますね。そういうので価格とかPRとか、夢のあるような希望を持ってやってくれたら、掛川市ありがたいなと思うんですけども、そういうのにこれちょっとつながるのかね、これ。

○委員長（鈴木久男君） 鈴木部長、答弁願います。

○企画政策部長（鈴木哲之君） そういうものにも当然つなげますし、ここに資料の中で1ページに目指す効果を入れました。この中に、市民の地域愛と誇りの醸成とか交流人口の増加とありますけれども、3番産業振興ということがあります。当然、ただ観てもらって「ああいね」とそれで終わりではいけませんので、当然その地場のお茶だけではないですけども、掛川市の産業がこれをきっかけにまたワンステップ上がっていくような、たくさん購入していた

だくような、そんなことも含めて茶エンナーレを開催していきたいと考えております。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

栗原さん、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 二村委員がおっしゃっている意味合いというのは非常によくわかるんですけども、やはり今抱えている問題というのは販路拡大の問題もありますし、対外輸出の関係で力を入れていこうという動きが示されておりますけれども、生産者との関係ですね。そこをやはりこの茶エンナーレの中で、「茶エン」というのは生産者のほうですよ。それをもじったものですので、そうした皆さん方の御意見を取り入れた中で、その生産者側のものをやはり茶エンナーレの中に入れてPRをしていくということも大事じゃなかろうかなというふうに思います。

それと、例えば駅の商店街の皆さん方にお茶の香炉のような、駅におりたらお茶のにおいがする、町を歩いたらお茶のにおいがする、そういうものの仕掛けがやはり掛川はお茶の町なんだったというところのPRも大事なことでなかろうかなと。前にも、ある議員もおっしゃっていましたが、そうした人の集まる場所にお茶の香炉を置いてやる必要もあるだろうし、駅のところに、例えば新幹線口のところに掛川のお茶の自動給湯機のようなものが置かれて、市役所の下にあるようなものがそこにあることによって、より以上、掛川のお茶のイメージというのは高まっていくじゃなかろうかなと。それが、1つは買ってみようというようなことになろうかと思しますので、あそこのお店だけじゃなくて気軽にそこで飲んで帰っていただけるといふようなものが必要じゃなかろうかなというふうに思いますので、総体的なものをちょっと考えていただければなというふうに思います。

○委員長（鈴木久男君） 答弁ございますか。

部長、お願いします。

○企画政策部長（鈴木哲之君） ありがとうございます。

資料の3ページにも少し例を入れさせていただきましたが、市内全体を使いまして、今、栗原委員さんがおっしゃったように、そういうお茶を飲んでいただくようなスペースであるとか、交流もそうですしアートを観ていただくというようなことも、この例示では下に「コア」という部分で駅北を中心部、括弧して松ヶ岡というふうに書いてもございますが、こういうところでもお茶を出して飲んでいただくとか、そこを中心にサテライトという形でそれぞれ市内の北部から南部までを、トレイルというのは、要は自然歩道、歩いて回るといふようなそういう意味で、ひとつこれを目玉にしようというふうに思っております。その中でお茶の生産から、例えばその生産からこんな形でお茶ができるんだよというふうな見せ方も一つあるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員、どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 173ページの2の美術館費のところですけども、ステンドグラス館は昨年6月にオープンされて、もう3万人以上ですよ、入場者。本当に大変な方が見えてくださっているんですけども、このステンドグラス美術館を建てるという大きな目的の一つに、二の丸美術館との相乗効果というものを図りたいということを常々伺っているんですけども、その相乗効果があらわれているのかお伺いします。

○委員長（鈴木久男君） 高柳室長、答弁願います。

○文化振興室長（高柳由美君） ステンドグラス美術館ですが、今週末には5万人を達成するまで入場者の方に来ていただいております。ことし6月にステンドグラス美術館ができてから、二の丸美術館のほうも入館者がふえております。去年に比べて、今の時点で1万人くらい多くなる予定であります。去年が少し少なかったもので、効果が出ていると思っております。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 茶エンナーレのことをお聞きしたいなというふうに思っています。

当局の皆さんも御存じだと思いますけれども、今、皆さんから出ましたように、茶の生産者は大変厳しいという状況にあることは間違いありません。この茶エンナーレの中でもって27年、28年、29年で6,000万円近いお金を使って成功をさせようということで、当局の皆さんも職員も頑張っているのは、それは理解できます。ただ問題は、生産者がこの茶エンナーレというイベント事業を消化していくことによって、どれだけ利益を生むことができるか。どれだけプラスになるかということをもとにまずひとつ考えなければならぬ。いろいろ見させてもらおうと、どうもイベントに頼っている部分が多過ぎるというふうに思っています。

例えば、愛知県西尾市等は、近くでありますけれども、あそこは抹茶が有名です。保育園があるんですね。抹茶のカリキュラムで茶道を教えているんです。保育園からですよ。掛川市も、

せんだってある議員も言っていましたけれども、例えば市役所の中で、今こうやって急須でお茶を出してもらったのここだけなんです。市長と副市長は、ちょっと 確かにおいしいお茶を出していただいて大変ありがたいと思うんですけども、できればそこからまず改善する必要があると僕は思うんです。じゃ、誰が出すか。昔だったら女性の事務員の皆さんに出してくださいと、今だったらそんなのあんたが出しなさいという話になる。そういうことで、なかなか急須に入れてお茶を出すということは非常に難しい。だけれども、今、西尾市ですとやられている例えばお茶のカリキュラムということの中で、そういうことを産まれるときから培ってお茶を啓蒙していく。西尾市に抹茶があるんだと、その抹茶を全国に広めようということで頑張っているんですね。

うちの町はどうかというと、大変情けない話ではありますけれども、私がちょうど旧大須賀町の議長をやっているときに中学校をつくりました。建設委員長もやりました。つくって掛川市に合併したときにやっと気がついたんですけども、急須がなかった。急須というか、給湯器が。あれだけの学校をつくって、給湯器がなかったんです。だから、みんな水筒を持っていた。何で水筒を持っていくのと思ったら、だってお湯がないというわけです。水筒にお茶入れて持っていったんです。それくらい情けない話でありまして、とにかくこの3年間でこの事業を成功させていただきたいというのは当然でありますけれども、それと同時に、何を置いても今お茶に携わっている生産者なりお茶工場の皆さんなり、茶商さんを含めてそういう皆さんが少しでも利益を上げるように、単価が高くなるように少しでも、要するにお金が残るような茶エンナーレにぜひしていただきたいと思います。僕が希望するのは、やはりそういうところにもう少しお金をかけたらどうかなということをお願いしたいところではありますけれども、市長、その点どうでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 市長、お願いします。

○市長（松井三郎君） 茶文化をどう掛川市から発信をしていくかと、それはいろいろな切り口でアートとお茶もあるでしょうし、今、生産者の問題も出てきましたけれども、いずれにしろこれだけ茶価が低迷してきておりまして、もう一度、もう一度、お茶に関心を皆さんに持ってもらう、これは海外も含めてですけども、そういう茶エンナーレにしていきたいというふうに思っておりますので、今いろいろな切り口からお話がありましたので、そういう切り口についても実行委員会等々の中で少しもんでもらうような話をしていきたいというふうに。いずれにしろ、極めてお茶の状況はよくありません。全国のお茶産地の首長とお話をしますけれども、掛川はいいけえがほかのところはと。平均単価もかなり違いますからね。もう掛川のお茶とほか、いや隣と比べてもそうです。ですから、そういう面ではいいわけですけども、ピーク時の半分くらいに単価がなっていますので、掛川も東山のお茶も。ですから、もう一度お茶文化という観点からお茶を見直してもらおう。そして、高級なお茶をたくさん飲んでもらうというようなところにもつなげていかなければいかんという。いろいろな切り口から茶エンナーレを展開していきたいと、こう思っております。

○委員長（鈴木久男君） どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） その戦略であります。基本的にはどのようにして茶業を振興させる、これも一つの大きな戦略になろうと思っておりますけれども、全国でとにかく1番、2番と言われる掛川市でありますので、本当にしっかりとしたりやはりそういう戦略を立てて、お茶をつくれればとにかくやっていると、生活ができるということがまず第一でありますので、そういう茶エンナーレにしてもらえれば僕は大変ありがたい。ただ問題はどこまで行っても掛川というのは全国で1、2番という茶処でありますので、その名誉に関してもやはり僕はやっていかないかんというふうに思っています。ぜひ、そんな戦略をお願い申し上げておきます。

〔「ちょっと1点だけ」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 松井市長、お願いします。

○市長（松井三郎君） この事業の28年度の半分を一般財団法人の地域創造からもらっているということ、これはある一定の文化的なところに重点投資をしようということがありますので、これはこの形でいろいろなアートの部分も取り組んで実施していかなければならないと思っております。それから今、議会にお願いしている予算についての1,000万円は一般財源でありますので、今、言われたようなことも十分考慮しながら実行委員会の中でたたいていただきたいと、こういうことにしていきたいと思っております。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 確認ですけども、170ページの25の比較で865万2,000円減ということは、これは呉竹の関係で減らしていくことが確か約束になったその関係だと思っておりますが、それで間違いはないと思っておりますが、それで。

○委員長（鈴木久男君） 高柳室長、どうぞ。

○文化振興室長（高柳由美君） 指定管理料は、去年は呉竹さんに 600万円払っておりましたので、その分は減っております。

〔「もう一点」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） いろいろ審議をして、大事なことは私は掛川市民が掛川城へ登ったり、あるいはステンドグラスを觀たり、あるいは美術館を觀たりと、よその人も来ることも大事だけれども、掛川11万 5,000人の方が觀に行くということを中心にやはり考えて知恵を出していかんといかんと。私と市長は年は 1歳違いますけれども、こんな話をするとうれわれますけれども、公園に熊がいたり猿がいたり、春になると瀬戸物を売りに来たり、あるいはサーカスが来て、あのかのときのほうが何となくね、何となく活気があったんじゃないかなと。あんな年とったんだよと言われるかも知らんけれども、掛川市民が寄ったと思う、あつちからもこっちからも。ああいうようにやっていくべきじゃないかな。そのために議員も力を出し、職員も力を出してもらって、住民もそうですよ。そうしてやはり協働のまちづくりを、市長がおっしゃる、そういう協働にしていけないとぐあいが悪いんじゃないかなと、こんなふうに思いますものですから、ぜひ知恵を。生きているときにしか知恵は出ません。ですから、知恵をやはり出すことが大事じゃないかということをお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） 文化振興室に対する質疑、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 御苦労さまでした。

それでは、文化振興室の質疑はこれで終了します。

あと 1つ、地域支援課を審査して休憩に入りたいと思います。

それでは、松浦課長、説明願います。

松浦課長。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 地域支援課です。よろしく申し上げます。

最初に、歳入から御説明いたします。

事項別明細書の42ページをお願いいたします。

13款 1項 6目 3節の都市公園施設使用料、説明欄のたまり～な使用料は、同施設における研修室やプールなどの施設使用料を見込むものです。

飛びまして、80ページをお願いいたします。

最下段、15款 2項 1目総務費県補助金、1ページめくっていただき、3節の公共交通対策費県補助金、説明欄、新町自主運行バス事業費補助金については歳出で御説明いたします。

92ページをお願いいたします。

15款 2項 6目 3節海岸保全費県補助金は、説明欄の松くい虫防除事業補助金で、毎年春と秋に実施する被害松の伐倒駆除に対する静岡県からの補助金でございます。

98ページをお願いいたします。

3段目、4目 1節の海岸保全費委託金は、海岸部の砂防林 175ヘクタールのうち、県が管理する98ヘクタールに対し、松くい虫防除のための薬剤空中散布の地上業務50ヘクタール分を静岡県から受託するものでございます。

104ページをお願いいたします。

下段の表、16款 2項 2目 1節物品売り払い収入のうち、説明欄 3行目、果実売り払い収入は、森林果樹公園における収入を見込むものでございます。

108ページをお願いいたします。

17款 1項 3目土木費寄附金 2節の快適空間整備事業費寄附金は、希望の森づくりパートナーシップ協定企業からの寄附を見込んだものであります。

124ページをお願いいたします。

20款 4項16節の公共交通対策費雑入、自家用有償旅客運送試験運行事業費、事業雑入については歳入で御説明いたします。掛川大須賀バスの運賃収入ということでもあります。

歳入は以上です。

少し飛びまして、174ページをお願いいたします。

ここからは歳出でございます。

最下段、2款 1項29目の土地に関する生涯学習推進費の主なものは、説明欄 4の国土利用計画策定事業費であります。国土利用計画は、市の土地利用に関する基本事項を定めるもので、掛川市総合計画に即して策定され、都市計画マスタープランなど各種土地利用計画の 位置する計画です。現計画が来年度で計画が終了するため平成29年から10年間の計画を策定す

るものです。

178ページをお願いします。

2款 1項33目公共対策費のうち主なものは、説明欄 1の (1)天竜浜名湖鉄道利用促進事業費です。県及び沿線 6市町が平成26年度から 5年間天竜浜名湖鉄道の経営助成基金として拠出するものです。掛川の 5年間の総額は 1億 2,100万円で、28年度については 2,640万 4,000円を拠出するものです。説明欄 2の (1)自家用有償旅客運送試験運行事業では、ことし 4月から高校生と対象として大須賀区域と掛川駅を結ぶ新規バス路線掛川大須賀線の実証実験運行の委託費です。歳入の先ほど説明いたしました自家用有償旅客運送試験運行事業費雑入は、運賃収入として 879万 1,000円を見込んでおります。

次の生活バス路線維持費補助金は、自主運行バス路線 8路線及び路線バス 2路線の計10路線に対する計上欠損額に対する補助金であります。1億 4,681万 2,000円の損失補?のうち 3,075万 2,000円が市町自主運行バス事業費兼補助金であり、市の持ち出しは 1億 1,600万円となります。

説明欄 4の (2)地域公共交通網形成計画策定事業費について御説明いたします。

地域公共交通網形成計画は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとして定めるもので、国土交通省が認める法定計画です。まちづくりや観光振興等の地域振興計画の策定や地域全体の総合的な公共交通ネットワークが策定できるものであります。大池地区における天竜浜名湖鉄道の新駅設置と大規模集客施設の建設を視野に入れて、市全体の公共交通網形成計画の策定を委託するものです。

大きく飛びまして、280ページをお願いします。

6款 3項 2目の森林空間整備事業は、説明欄ならこの里温泉の老朽化したボイラーの交換及びくみ取り式トイレを撤去し水洗式トイレにするものです。また、明ヶ島キャンプ場管理費の改修工事は合併浄化槽を新設するものです。いずれの事業も辺地対策事業債を充当します。

少し飛びまして 300ページをお願いします。

8款 3項 4目海岸保全費のうち、説明欄 2の海岸林保全管理費は、海岸部の防災林の松くい虫防除のため空中散布や被害松の伐倒駆除を行うための経費でございます。28年度は伐倒駆除 150立米、薬剤空中散布90ヘクタールを予定しています。

304ページをお願いします。

5目最下段の快適空間整備事業のうち、説明欄 1の (1)の希望の森づくり推進事業の希望の森づくり業務委託料は、潮騒の森等の海岸林を市民、企業、団体、行政が協働して植樹を行うためのものです。

1枚めくっていただき、6目の全市公園化推進費のうち、説明欄 3の (1)緑化部会支援費は自治区などの緑化組織 215団体に対して支給する苗木や費用などにかかる経費であります。

次の 7目公園緑地管理費は、説明欄 1の公園管理費で、市内 174カ所の公園緑地の維持管理費でございます。

また、2の街路樹管理費は、市内 125路線の街路樹の剪定や草刈り、施設修理費など施設の維持管理にかかる経費です。

4の22世紀の丘公園管理費、5の森林果樹公園管理費の主なものは、指定管理者への管理運営委託料であります。22世紀の丘は平成25年から29年の 4期目です。森林果樹公園は平成27年から29年の 2期目です。

説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） 御苦労さまでした。

地域支援課の説明が終わりましたので、これから審査に入ります。

質疑を願います。

はい、二村委員。

○委員（二村禮一君） 309ページですね、森林果樹公園の管理ということで、たこ満さんがあそこへ店を出してくれて、これからあそこの果樹をつくっているんな料理というかスイーツなんか出してくれるというんですけれども、これからあそこへもうちょっと違う果物やなんか植えるとか、そういう計画は持っているのか聞かせてください。

○委員長（鈴木久男君） 課長、答弁願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 森林果樹公園の管理については、シルバー人材センター委託しているものであります。松本主幹が説明します。

○委員長（鈴木久男君） 松本主幹、説明願います。

○地域支援課主幹（松本好道君） 現在、森林果樹公園には約40種、約 1,200本の果樹があります。現状ではほぼいっぱいということでかなりの数がありまして、専門家も訪れている公園

であります。新しいものを植えるスペースというのは今のところはございませんが、樹種を考えていくということではできると思います。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 松本委員どうぞ。

○委員（松本 均君） ちょっと関連で、果樹公園なんですけれども、収入が 270万ぐらいということで、あると思うんですけれども、余りどこで売っているとかどう販売しているというのがちょっとわかりにくいというのと、市民の方がその果樹公園をどれぐらい使っているかな、どれぐらい理解しているかというのちょっと難しいような気がします。

先日、たこ満さんのところ見に行きまして、久しぶりに行ったですけれども、なかなか行き方についても富士見霊園の横通りながらという、なかなか行きにくいような、入りにくいようなところもあるんですけれどもね、余り土地もどうかという、管理もなかなかいい、おいしいものができてくるのかなというところ非常に不安、不安というか考えがあるですけれどもね。もっと地元の道の駅に卸させてもらうとか、もしくは駅前で売るだとか 138で売るだとかっていろんな手があると思うんですけれどもね。そういったお考えはないのかというのをちょっとお伺いしたいですけれども。

○委員長（鈴木久男君） 松本主幹説明願います。

○地域支援課主幹（松本好道君） 果樹公園の果樹について、主に、中に事務所がありますけれども、その隣で販売しています。また、専門家といいますか、レストランをやっている方で、あそこでアーモンドなんかもつくってございまして、アーモンドなんかつくっているところは少ないということで、特別というかそれこそPRをこれからしていかなきゃいけませんけれども、欲しいと言っていたら果樹も中にはあります。そういったところで販売をさせていただいております。

○委員長（鈴木久男君） 栞原委員どうぞ。

○委員（栞原通泰君） 果樹公園の関係とたこ満さんとのそのコラボというか提携のような形がとられているんでしょうかね、あそこで生産され、できたものをたこ満さんで使っていただくというような形はないんでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 松本主幹、お願いします。

○地域支援課主幹（松本好道君） 森林果樹公園の活性化と収穫果樹の利活用促進事業に、たこ満さんが応募していただいて、事前に果樹も見えていただいております、使えるもの、使えないものというのが、今から剪定というところもございまして、一部使えるものは使っていただいて、それだけでは足りませんので、市内の農家と連携して果樹を取り入れてやっていくということになっております。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） つかぬことを聞くんですけども、この二、三年の果樹公園の売り上げと経費、どっちとも頑固な赤字になっているの間違いはないと思うんで、ちょっとそれをわかったら教えてください。

○委員長（鈴木久男君） はい、答弁願いますが、松本主幹答弁願えますか。

調べている間にほか、どうぞ、栞原委員。

○委員（栞原通泰君） 大須賀掛川線の今度やろうとしている、4月 1日からのデマンドバスですかね、この関係で、スクールバス、その関係で学割というのはないんでしょうか、説明資料をいただいたんですが、回数券11枚と月二十二、三日乗った場合の金額が同じようなことになっているんですね、ですので、通学用というようなことを考えれば、それに対する割引というようなものが、県のほうでは全く考えていないんですか。

○委員長（鈴木久男君） 松浦課長、お願いします。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 大須賀バスについては、一律 600円ということで料金は設定しています。学割料金で定期を販売するというので、この前お示した金額は全て学割料金です。

○委員（栞原通泰君） 11枚分を年に 1カ月分で割って買うと、買ったも 600円と変わらないというのは学割制度というのはないじゃないかと。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 定期で一カ月、二カ月、三カ月、六カ月というのを設定していますが、それが全て学割料金の設定になっています。

○委員（栞原通泰君） だからそれを言っているんですよ。それを一月の中で考えると全くないじゃないですか。

○委員長（鈴木久男君） 加藤係長、お願いします。

○地域づくり係長（加藤正尚君） 今回、金額を設定しましたのは、静鉄ジャストラインの通

学、ウイークデイ定期の算定方式に基づきまして金額設定をさせていただいております。

○委員（栗原通泰君） それはわかっている、前提がそうなっているんだからそれはわかるんですよ。ただ、その制度的な中に学割的なものは取り入れられないんですかと。

○委員（内藤澄夫君） 要はね、そういうことなの、22日から計算すると600円で、1万3,000円ぐらいになるわけです。定期で1カ月だと1万一千幾らになるわけでそうかわりないじゃないかという話だ。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 答弁の仕方をちょっと間違えていまして、学割料金で織り込んだ計算設定で金額設定しております。

○委員（内藤澄夫君） 最初から学割金額にしましたと。回数券と定期券との差が余りないわけだ。

○委員長（鈴木久男君） 市長、総括して説明してください。

○市長（松井三郎君） 私も詳しく承知していませんけれども、通常、定期とか回数券、本来御質問の内容というのは、そこに差があっていいじゃないかという意味でしょうけれども、初めから学割料金に下げているので、そこは同じですよ、どちらを使っても結構ですよ、全てもう学割料金になっています、こういうことです。

○委員長（鈴木久男君） 松本主幹どうぞ。

○地域支援課主幹（松本好道君） 森林果樹公園の果実収入と指定管理料ですけれども、平成25年度が果実収入が約270万円、指定管理料が1,352万円、平成26年度が果実収入が約340万円、指定管理料が1,366万円、平成27年度、これ見込みですけれども、果実収入約270万、指定管理料が1,366万円という状況です。果実収入についてはその年のできばえによるものですから、どうしても差が出るということがあります。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） それずっと承知をしているところで聞いたところでありますけれども、今までずっともっとひどかったと思うんだよ、指定管理の前には。簡単なことで100円もうけるのに300円、400円のお金を使うと、こういう話になるわけよね。本来、これは行政がやっている事業の1つということもありますので続くけれども、民間なら即やめちゃう話だよ。だけれどもね、これからもそれがずっと続くということであれば、これ考えなければいけない事業になると思うよ。

確かにたこ満さんができてくれて、たこ満さんがあそこで使ってくれるということもそれ大変いいことだし、その要するにコラボというか相乗効果もあるということとは可能性としてはありますけれどもね。俺は余り変わらないと思うんだよね。このことについても見直す時期に来ているんじゃないかなという気はしますけれども、市長どうですか。

○委員長（鈴木久男君） 市長、お願いします。

○市長（松井三郎君） こういう形で開園当初から続いたというのは、ああいう昆虫もいるような、いろんな公園を市民の皆さんに提供して、見ていただくというサービスを提供すると、行政が。だから、ある意味ではお金が多少かかってもしょうがないなということで多分スタートしたはずですけども、先ほど松本議員からも話があったように、余り知っている人がなくて、見に来る人もいないというような状況の中で、これだけの管理料と収入というのは、当然考慮しなければ。そういう意味で、まず少し改善をしていこうということでシルバーにまず管理委託したと、それで少し収益と支出の差を縮めたということですけども、今、御指摘がありましたので、やっぱりこれからさらに果実収入も上げるということと同時に、あの公園を市民がいろいろ見ていただくと、行って、ああいいな、本当にあそこの公園は、果樹公園は素晴らしいんですよ、行くと。いろんな昆虫も育てていますし、非常にいいんで、多くの人に見ていただければ、それは税金を使ってあれを整備している価値はありますけれども、今の入場者のような状況ではやっぱり私も議員御指摘のとおりだと思いますので、改めて収入のアップとそれと入場者の増と、それからたこ満とのしっかりした提携を、年間9,000人だそうですが、フェアのようなのをやるとたくさん人が来ますけれども、それ以外のときに余り来ませんので、その辺しっかり対策を立てて努力していきたいとこう思っています。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員。

○委員（窪野愛子君） 179ページの一番最下段ですけども、この地域公共交通網形成計画策定委託料って、これはどういうところに委託をするんですか、ちょっと説明してください。

○委員長（鈴木久男君） 松浦課長、答弁願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） そういった公共交通網形成計画を計画できるコンサルにプレゼンをしていただいて委託していきたいと思っています。

○委員（窪野愛子君） まだ決まってはいないの。

○地域支援課長（松浦伸弥君） はい。
○委員（窪野愛子君） わかりました。
○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員、どうぞ。
○委員（鷺山喜久君） 43ページのたまり一な使用料の件ですが、非常にいいところで飲んだり食べたりもできる、そういうことでなかなかいいところですが、1つですね、使っても使わなくても管理料というのは払わなくちゃならないわけで、たまり一に入っていて、遊園地があってグラウンドゴルフ、その左の奥のほうに建物がありますよね、あそこはなかなか使用規定が特殊なものですから、一般の皆さんがお使いになりたくてもなかなか使えないという問題があるんです。最初、そういうふうに決めたので、やむを得ないというのはありますけれども、ここも見直して、何か市民の皆さんがお使いができるように規則を変えてやられたらどうかなと思います。非常に駐車場もよくて、景色というか環境もいいものですから、ぜひそんなことを担当が違うかもわかりませんがぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 要望でいいですか。
○委員（鷺山喜久君） いいです、御答弁ができればお願いします。
○委員長（鈴木久男君） 答弁できますか。松本主幹。
○地域支援課主幹（松本好道君） 現在、農業体験で年間何回か使わせていただいているのと、今年度から夏ですけれども、一般の方が休める空間というか建物として利用させていただいて、今後もどういった利用ができるかということで、できるだけ使っていただくを考えていきたいと思っております。

○委員長（鈴木久男君） 松本委員、どうぞ。
○委員（松本 均君） 307ページのお花の関係で、この間も5日に掛川桜が満開になって、龍尾神社と無料バスが運行されて物すごい人が来たと。桜の名所にもなりつつあるのかなというふうに思うんですけども、そういったものをもっと前にどんどん出していただく、そしてまた、カワズ桜、掛川桜、ソメイヨシノと3つあそこで見られてくると、その後にはユリの花ですか、すごく花の印象が強くなりましたので、そういったところでうまく観光とタイアップさせていただいて、花の架け橋と言うとおかしいかもしれないですけども、地域の観光の1つになるかな、文化歴史ゾーンの中にああいったものがどんどんふえていいかなというふうに思うものですから、ぜひとも、さっき二百何団体の方々も頑張っていていただいていると、昨年も言いましたけれども、市長にも来ていただきまして、植えているところを見ていただいて一言お願いしたいなという気もあるんですけども。わりと高齢化の中で、団体の方もがんばっていらっしゃるの、そういったところでちょっと力を入れていただいてバックアップしていただければと、そんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（鈴木久男君） ありませんか、ほかに。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 審議も出尽くしたようですので、これにて地域支援課の審査を終結いたします。

ここで3時5分まで10分間休憩ということでお願いしたいと思います。

午後 2時53分 休憩

午後 3時 3分 開議

○委員長（鈴木久男君） それでは、休憩を解いて会議を再開したいと思います。
審査を引き続いて行いますが、IT政策課をお願いします。
戸塚課長、説明願います。
課長。

○IT政策課長（戸塚和美君） IT政策課です。よろしくお願いたします。

事項別明細書58ページ、59ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

最上段、14款 2項 1目 1節基幹システム管理費国庫補助金、こちらにつきましては、説明欄の番号制度構築システム整備費補助金として社会保障税番号システム制度、いわゆるマイナンバー制度導入に係る住民記録や福祉関係のシステム改修経費として総務省と厚生労働省から補助されるものでございます。原則、総務省所管分は補助対象事業費の10分の10、厚生労働省所管分は3分の2が補助されるようになっております。

ページ少し飛びまして、124ページ、125ページをごらんください。

20款 4項 1目15節情報化推進費雑入、こちらホームページ有料広告掲載料として1年間の広告掲載料を見込むものでございます。こちらはちなみに、参考までにトップページが月1万円

で12枠ございます。その下段に広告一覧という形で月 2千円で 6枠を設けてございます。

以上が歳入の説明でございます。

続きまして、歳出の説明に入ります。

176ページをごらんください。

2款 1項31目情報化推進費、説明欄により主な事業を説明申し上げます。

(1)情報化政策費、官庁速報インターネット配信料、こちらは時事通信社のインターネット配信サービスで中央官庁からの情報はもちろんのこと、全国の自治体の情報を部課長等に配信しております。一応こちらは55ライセンスを所有しております、上記以外のものでも希望する職員に配信して、一応全ライセンスを使用するようにしております。

続きまして、2の(1)情報化推進費、地域公共施設間ネットワークシステム保守委託料でございます。こちらは市内の小中学校、地域生涯学習センター等のネットワーク機器等の維持管理、定期巡回などの保守を行うものでございます。

続きまして、その下のですね、地域情報化推進事業委託料でございます。こちらは行政情報サービスでございます「掛川茶んねる」の事業委託料になっております。主な内容としまして、子育て情報でありますとか防災情報、またイベント情報を手軽に閲覧できるシステムでありまして、緊急時には地震の速報でありますとか独居老人の方の安否確認のサービスなどもございます。インターネットにふなれな高齢者の方にも使いやすく、また家族団らんのお茶の間で利用できるというのが特徴になっております。

今後、さらなる情報の充実とともに市民双方のツールとして機能も充実させていきたいというふうに考えております。

続きまして、2款 1項32目情報システム管理費の説明でございます。

1、基幹システム管理費のうち、住民記録や福祉のいわゆる基幹システムにかかわる(1)の基幹システム管理費のシステム開発委託料につきましては、こちらはマイナンバー制度導入にかかわる住民記録や福祉システムの改修にかかわるものでございます。

今後、主には国とか市町村とのデータ連携がいよいよスムーズにできるようということで、総合テストなどが予定されております。

その下の5行目、基幹業務システム保守委託料につきましては、住民記録に代表される基幹業務にかかわる機器とソフトウェアの保守業務でございます。

その下の封入封緘委託料、こちらは年度当初の市税等の課税時における税や保険料等の大量通知書、納付書等の印刷の封入、封緘を委託するものでございます。ちなみにこちらは隣接しますNECアクセステクニカの工場内で一括処理を行って、迅速かつ安全に発送までが行われております。こちらのほう、年に2回ほど職員が出向きまして、どういう状況でやっているかというのを見てまいります。それから、そのうちの1回は抜き打ち的に行って、本当に安全的にやられているかというのを確認しております。

続きまして、8行目、電算機器リース以下、住基ネットシステム、基幹業務システム、滞納管理システム等のリース料の記載がございまして、これらは機器とシステムを稼働するためのソフトウェアのリース料になっております。

最下段の社会保障・税番号制度システム中間サーバー負担金、こちらはマイナンバー制度に係る国が用意する中間サーバーを使用するための負担金でございます。この中間サーバーとは、マイナンバーにおいて、全国の市・町同士の情報のやりとりをする際に情報の完全性とセキュリティを担保するためのサーバーでございまして、総務省が所管し、全国に2台設置されます。その費用の負担金となります。

ページをめくっていただきまして、178ページ、179ページをお願いいたします。

2の情報システム管理費の説明でございます。

財務会計運用支援委託料につきましては、財務会計システムの適切な管理、保守と安全稼働を図るための保守業務でございます。

その下のパソコンリース料につきましては、全職員が業務で使用する事務用のパソコン約1,000台のリース料になっております。

その下の財務会計リース料は、財務会計システムに係る、こちらは、今度はソフトウェアのリース料になっております。

次の共通基盤リース料、こちらは今年度の財務会計システム更改に伴いまして、将来的に、財務会計以外のグループウェアでありますとか、ファイルサーバーを初めとする内部情報系システムを1つのサーバーに集約しようとするものでございます。これまで単体で稼働していたこれらのシステムを物理的に集約することにより、導入に係るイニシャルでありますとか、ランニングを縮減させる大きなスケールメリットを出そうとするものでございます。

続きまして、3のネットワーク管理費でございます。このネットワーク管理費は、本庁と各支所及び公共施設間を結ぶ各種ネットワークシステムの維持管理を行うためのネットワークシステムの保守委託料と、それに係る回線料でございます。こちらの回線料、かなり金額がしておりますけれども、実際に回線につきましては、NTT西日本だけではなくて、KDDIでありますとか、CTCなどの他のキャリア業者も、適材適所並びに適正な競争下のもとで選定、採用することにより使用料の削減を図っております。

その下のインターネットクラウド型メールサービス料でございます。こちらは、昨今、問題が大となっておりますサイバー攻撃等に対応するために、新たに導入するものでございます。こちらは、昨年6月に発覚いたしました日本年金機構の情報漏えい問題と、マイナンバー制度導入におきまして、国のほうから全国の自治体に対し、自治体ごとのセキュリティー強化の指示が出されました。当市におきましては、この指示を受けるまでもなく、セキュリティーパトロールをすぐに実施するとともに、ヒアリングによる職員の周知徹底、その後、9月には補正をとらせていただきまして、早期システムの対応を実施してまいりました。さらに、今回、抜本的な対策として、クラウド型メールサービスを導入するものでございます。

続きまして、全庁ネットワークシステム機器リース料でございますけれども、こちらネットワークの通信制御、認証サーバー、ウイルス対策サーバー等、監視システム機器との情報セキュリティーに係る機器のリース料でございます。

以上で、IT政策課の説明とさせていただきます。よろしく御審査お願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

IT政策課の説明が終わりましたので、これから審査をいたします。

質疑はございませんか。

鷲山委員、どうぞ。

○委員（鷲山喜久君） 179ページの説明欄の大きい3番目ですけれども、今、KDDIとか、いろんな会社の名前が出てきましたけれども、委託料というリース料ですね、こういうものを支払うわけですが、この選定ですね、いろんな対象となる会社があって、そこを選定するのに、どういう決め方で、ヒアリングをしたり、いろいろされているようだけれども、ちゃんとできて当たり前ですが、そこら辺をどのようなチェックポイント、こうこうこういうことによってここに選定したというチェックポイントをお答えを願います。

○委員長（鈴木久男君） 戸塚課長、お願いします。

○IT政策課長（戸塚和美君） 例えば、今、例を出していただいた回線業者につきましては、NTT西日本以外にKDDIとCTCとかございます。そんなにたくさん多くないんですけれども、まずはヒアリングといいますか、来ていただいて、こちらの状況、どこのネットワークをどうするかという提案をしていただきます。その提案について徹底的に、CIO補佐官にも入っていただいて内容を精査いたします。そして、予算化していくと。さらに、今度予算化の後、業務の徹底的な内容の今度は精査を行いまして、2段階にわたって金額のほう、妥当性を持った精査をしていくような形でやっております。

CIO補佐官は、昨年度から来ていただいております。いろいろ技術的に大変な方の方で、御指導いただいて、そういった業者の選定でありますとか、システムにも細かいことについて御指導いただいている方でございます。

○委員長（鈴木久男君） 鷲山委員、どうぞ。

○委員（鷲山喜久君） 今、技術指導をいただいているCIOさん、そういう方も大事でしょうけれども、市の職員の方は人事異動をしていろいろ変わってきますよね。こういう方のほうがはるかに知っているわけですからね。私の言いたいのは、こういう方よりさらに上に行くような責任者になってもらいたいと、こういうことをお願いして終わります。

○委員長（鈴木久男君） 説明願います。

○IT政策課長（戸塚和美君） CIO補佐官の指導を、おかげさまでいろいろ、こういったことで金額の削減も図っておりますけれども、おかげさまをもちまして、当課の職員に関しましても、いろいろな研修でありますとか、自己研さんで資格を取ったりとかということを積極的にやっております。また、通常勤務を離れ自宅においても情報通信に係る検証をおこなうなど日々研さんしております。

○委員（鷲山喜久君） 結構です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） IT政策課、なかなか、それこそついていけないと思いますが、鷲山さんが代弁して質問してくれました。

ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。ありがとうございました。続いて、市民課の審査に入ります。

山崎課長、説明を願います。

- 市民課長（山崎えみ子君） 市民課の説明をさせていただきます。歳入から申し上げます。

事項別明細書の46ページをお開きください。

13款 2項 1目 3節戸籍住民基本台帳手数料 4,620万円は、戸籍手数料の過去の実績をもとに計上いたしました。今年度は住基カードと並行して、個人番号カードによる住民票と印鑑証明書のコンビニ交付が増加するものと思われま

す。次に、58ページをお願いします。

上から 2段目の14款 2項 1目 2節戸籍住民基本台帳国庫補助金 1,075万 4,000円は、個人番号カード交付事業に対して国から補助されるものです。

少し飛びまして、70ページをお願いします。

中段の14款 3項 1目 2節戸籍住民基本台帳委託金は、中長期在留者住居地届け出等事務に対する交付金で、2月末現在で申し上げますと、外国人 3,581人いらっしゃいます。市民全体の3.04%となっております。

以上が歳入の主なものです。

次に、歳出を説明させていただきます。

大きく飛びまして、188ページをお開きください。

2款 3項 1目戸籍住民基本台帳費 2億 4,822万 3,000円です。

説明欄 1の給与費は、本庁と支所窓口係の職員分です。

説明欄 2の戸籍住民基本台帳費 (1)戸籍事務費は、新規として出生届記念品代 100万円を計上いたしました。出生届を提出されたときに記念品をお配りし、お祝いをさせていただきます。おもちゃ等、ご家族に喜ばれるものをた

だいま検討しております。また、紙おむつの寄附の申し出があり、あわせてお渡しする予定でございます。

その他は、戸籍総合システムの保守委託料、リース料、システム使用料で、これによりまして戸籍に関する適正な管理を進めてまいります。

次に、(2)の戸籍住民基本台帳事務費の主なものは、2項目めの窓口業務委託料 2,673万円です。委託に関しましては、2年を経過いたしますが、大きな問題もなく処理がなされております。市民の方の声を聞くためにアンケートをいたしました結果では、接客や窓口の雰囲気に対するの評価は高かったものの、待ち時間がやや長いという評価もありましたので、今後の検討課題と捉えております。また、フロアマネジャーの案内はよかったという御意見が多くありました。今後も、親切、丁寧、迅速、的確な窓口となりますよう、委託会社と連携を図ってまいります。また、28年度末で3年間の契約更新となりますので、29年度以降の委託業務の内容についての検討もあわせて行ってまいります。

その2つ下の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金は、現在、社会保障・税番号制度に伴うマイナンバーカードの交付をいたしておりますが、カード作成等について歳入で申し上げましたが、地方公共団体情報システム機構に委任する費用でございます。交付を開始して、現在までに大きな問題は起きておりませんが、今後は住民異動時期と重なり、窓口が大変混み合い、煩雑になることが予想されますので、体制を整えまして、迅速で丁寧で間違いのない処理に努めてまいります。

最下段の旅券事務費は、県から権限移譲を受けたパスポート事務に係るものです。主なものは、旅券交付機端末機のリース料です。

以上で、市民課所管の歳入歳出予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますよう、お願いいたします。

- 委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

市民課の説明が終わりましたので、これから審査に入ります。

質疑はございませんか。

栗原委員。

○委員（栗原通泰君） すみません。188の比較増減の中でマイナス 5,400万ほどあるわけですが、この減になった理由、背景というのは何かあるんですか。

○市民課長（山崎えみ子君） これは人件費の関係と、マイナンバーカード関連事務費交付金が昨年は 4,000万円あり、本年は 1,081万円になった減です。

○委員（栗原通泰君） 人件費ね。

○市民課長（山崎えみ子君） この部分です。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 課長、マイナンバーカードですけれども、実際今何人ぐらいの皆さんが登録をされたか。それとも一つ、同姓同名で結構あちこちでとんでもないところへ送られたり、間違いが全国的に出ているような話がありますけれども、うちの町ではそういうことはないでしょうか。何かそういうことがあったら、あわせてお願いします。

○委員長（鈴木久男君） 課長、答弁願います。

○市民課長（山崎えみ子君） 3月9日現在の数字でございますが、マイナンバーカードについては、市民からの申請が7,543件、J-LISのほうに申請があります。既に市民の方に交付した交付済み数は、その1割強ですが、763件となっております。こちらでカードができましたよという案内を差し上げているんですが、そんなに思ったよりすぐには来ないという状況がちょっと読み取れます。

それから、県内でも、最近、若干、お名前が一緒だ、同姓同名だったということでミスが報道されたりしておりますが、掛川市ではしっかり確認して、今のところ、今後も大丈夫であります。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） まだ、例えば住所とか、アパートとかということの住んでいる所在の関係で、渡されていない、戻ってきているという人はどのぐらいありますか、件数として。

○委員長（鈴木久男君） 山崎課長。

○市民課長（山崎えみ子君） マイナンバーをお知らせする通知カードでございますが、こちらの部分もあまりみえておりません。最近では一日、少ないときは10人ぐらい、多いときは30人近くみえていただいておりますが、1,000人ほど未達の方がいらっしゃいます。国のほうでは今月末で廃棄というような話も出ておりますが、市では当分保管して、広報等でも受け取りを呼びかけまして、受け取りに来られることを期待しております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 法的な通報によって、例えば今言うように、もう何度か通知しても来ないよ、行っても戻ってきちゃうよというような、法的にそういうことを縛りがあるとか、もう自動的にそれが権利がなくなるとかという、その辺はどうなんですか。

○委員長（鈴木久男君） 山崎課長。

○市民課長（山崎えみ子君） 法的というか、国の通知では3月末、先ほど言いました3月末と言っているんですが、かなりの間はとっておくつもりでございますし、また住民票をとっていただきますと、個人番号入りの住民票というふうに申請していただきますと、もうその方の番号が付番されているわけですので、それでお知らせできるというシステムになっております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 野口副委員長、どうぞ。

○副委員長（野口安男君） 189ページのさっきの個人番号の関係ですが、7,543というのの1割程度という話でしたけれども、申請してからどの程度したら配付される見通しになっているんですか、それは。

○委員長（鈴木久男君） 山崎課長、お願いします。

○市民課長（山崎えみ子君） 全国の方のカードをつくっておりますので、やっぱり2カ月ぐらいは市民の方にもみてくださいというアナウンスをいただいております。

○副委員長（野口安男君） 出したけれども、全然話ないなという人が結構いるものだから、長くかかるものだなと思ったものだから。ありがとうございます。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員、どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 先ほど窓口のアンケートをとられたということで、その中でおおむね好評、しかし待ち時間が長いということですが、どんなところでこの待ち時間が長くなっているか、ちょっとお伺いしたいですが、

○委員長（鈴木久男君） 山崎課長、お願いします。

○市民課長（山崎えみ子君） 委託前は、例えば住民票を出力した職員が隣の職員とすぐ照合して交付という手続がとれていたわけですが、今はそれが正確かどうかということの審査は市の職員がやらなければいけないという規定になっているものですから、ちょっと窓口を見ていただくとわかるんですが、後ろのほうに職員が2名座っておりまして、そこへ一回渡して、市でしっかり確認しましたよという審査の流れが、長くてもそんなに、一人1分、2分か

とも思いますが、そこでちょっと今までよりは時間がかかっているという現実があります。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員。

○委員（窪野愛子君） じゃ、それを克服するというか、待ち時間を少しでも少しにするという、何かそういう働きかけというか、今後どうされますか。

○委員長（鈴木久男君） 山崎課長、どうぞ。

○市民課長（山崎えみ子君） ちょっと今それは懸案中で、そこで審査しなければいけないというのは決まっているものですから、最初に受けるときにもう少し何とかならないかということで、すみません、これからの検討課題です。

○委員（窪野愛子君） よろしくお願ひします。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 71ページですね。外国人が 3,581人登録されたということですがけれども、この外国人は、今のところふえている傾向なのか、減っているのか、もう一つ、その 3,581人全員なんだけれども、国籍で一体どういう国の人が多いのか、わかったら教えて。

○委員長（鈴木久男君） 山崎課長。

○市民課長（山崎えみ子君） まず、国籍でございますが、最新の 2月末のデータでございますと、ブラジル、ペルーで約半数以上、1,694人、それから中国が 675人、フィリピンが 744人、これでほぼ半分ぐらいで、大体この 4つの国で全体の 9割以上は占めております。

それから、外国人の人数としては減少傾向にあります。20年度がピークで、その後若干ずつ減少しております。

詳細は係長から回答します。

○委員長（鈴木久男君） 鈴木係長。

○市民課窓口係長（鈴木千里君） 市民課窓口係の鈴木です。

外国人さんにつきましては、4月以降はやはり外国人さんの労働者をふやすという関係で、団体さんというか、ちょっと多い単位での入国というか、研修生がふえているような感じは見受けられます。過去の外国人登録時代から見ると転出がありますので登録人数は減ってはおりますけれども、27年は少しずつふえているような感じはあります。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 先ほどペルーというお話があったんですけども、ペルーの人がどうしてこの掛川において、ちょっと……。ブラジルとか、あと中国人というのは。

○市民課長（山崎えみ子君） すみません。今、表の中で 100人以上のところを見たんですが、ブラジルが 1,501人、それからペルーの方が 193人という数字です。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 189ページです。ここに説明欄の出生記念品代と計上してありますが、品物はおもちゃと。オギヤーと生まれたお子さんでは判断できないが、親がありがとうと思われる価値ある品物なのか。

○委員長（鈴木久男君） 山崎課長。

○市民課長（山崎えみ子君） 家族で楽しんでいただける品物を考えております。

○委員長（鈴木久男君） 副委員長より補足説明をしていただきます。野口副委員長。

○副委員長（野口安男君） 今の件ですが、委員長と私と副市長、課長も来てこういうものも良いよねと言いながら、木でできた危なくないもので、口に入っても安全な日本の間伐材を使ったおもちゃを見せていただいた。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 188ページの財源の内訳ですけども、その他で割合が 2割。この 2割のお金が出ているところを伺う。

○市民課長（山崎えみ子君） その他の 4,600万円は歳入で申し上げました手数料の収入です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにありますか。ないようですので質疑を終結いたします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、危機管理課の説明をお願いします。

浦野課長、説明願ひします。

……（録音漏れ）……

○危機管理課長（浦野正守君） ……（録音漏れ）……%の税率引き上げ分の配分も含まれております。

94ページをお開きください。94ページです。

最上段、15款 2項 7目 1節防災対策費県補助金、説明欄の緊急地震・津波対策交付金は、昨年度まで 3年間分を一括交付する制度から、単年度の交付金となりました。28年度は、静岡県と共催で実施する総合防災訓練の開催費 1,914万 5,000円を含む記載の地震・津波対策事業に 1億 4,709万 5,000円を見込むものです。

102ページをお開きください。102ページです。

2段目、16款 1項 2目利子及び配当金、説明欄の上から 7行目、公共用施設維持管理基金利子収入は、浜岡原子力発電所に係る電源立地促進対策交付金でつくられた基金の利子収入で、下から 5行目の地震・津波対策整備基金利子収入は、市民や企業からの地震・津波対策寄附金や議員報酬、職員給与でつくられた基金の利子収入24万 2,000円を見込むものです。

112ページをお開きください。112ページです。

18款 1項 1目 1節基金繰入金、説明欄の下から 4行目、地震・津波対策整備基金繰入金 4,296万 4,000円は、基金を取り崩し、9課49の地震・津波対策事業の財源とするものです。

134ページをお開きください。

134ページ中段、20款 4項 8目消防費雑入、3節防災対策費雑入の説明欄 1行目、災害時救護従事者傷害保険料返還金は、保険適用の事案が発生しなかった場合の返還金となります。

次の地震・津波対策事業交付金は、静岡州市町村振興協会からの交付金で、県の交付金の対象事業に上乘せされるもので、救護所の薬品整備や大須賀中央公民館のホール天井改修などに充当するものでございます。

次の太田川・原野谷川治水水防組合水防演習開催費雑入は、28年度は磐田、袋井、掛川、森の 4市町で実施する水防演習の開催地が掛川市となるため、会場設営や資材などの費用をシェウニューするものです。

次の小笠山中継所電気料等負担金は、小笠山にある防災行政無線の中継所の一部を中東遠消防指令センターの消防無線の中継所と使用するため、通信指令事務協議会から電気代として負担金をいただくものでございます。

138ページをお開きください。

138ページ、20款 4項 10目原子力立地給付金は、国の電源立地地域対策交付金制度に基づき、原子力発電所の立地地域の振興並びに地元福祉の向上を図る目的として、説明欄記載の電力会社から電力の供給を受けている大東区域の公共施設23施設に対し、電力の契約内容に応じて交付されるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

180ページをお開きください。

180ページ上段、2款 1項34目交通安全対策費は、予算では、27年度より55万 7,000円増で 3,045万 7,000円となっております。説明欄 2の (1)交通安全運動推進費は、交通事故防止を図り、死亡事故を減らすため、市内10ブロック69名の交通指導員会に対し、交通安全運動や通学路の街頭指導を委託するものでございます。

(2)交通安全地域活動推進費は、交通安全協会掛川支部の33地区分会に、看板、のぼり旗の設置、老人会への反射材普及など、地域活動を委託しております。

(3)交通安全教育事業費は、掛川警察署に配置されている交通安全指導員 5名に対する静岡県交通安全協会への負担金で、27年度は、交通安全指導員は年間 200回、2万 3,000人に対する交通安全教育を実施して、交通事故防止を図っております。

27年中の交通事故による死亡者 7名のうち、4名は高齢者で、高齢者の関与する事故が多くなっております。また、掛川市の事故の特徴は、追突事故の割合が最も高く、全体の約半数を占めています。また、自転車の関係する交通事故は、27年中に93件発生し、そのうち25件は自転車が原因となる事故でした。

28年度も交通安全対策として、地域、事業者と行政が協力し、自発光式反射材の着用と自転車の運転マナーの向上など、予防対策に重点を置いて推進をしてまいります。

次の35目防犯対策費では、予算額では27年度より 286万 9,000円増の 2,473万 8,000円となります。

説明欄 1、(1)の防犯意識高揚事業費は、警察に事務局を置く掛川市防犯協会への負担金と、次の防犯リーダーの会議を初めとする33団体が実施している登下校の児童の見守りや青色パトロールに対する自主防犯パトロール活動への補助金です。

(2)の防犯施設整備費は、地域の防犯環境の改善のため、151地区から要望があった 1,264灯の防犯灯の設置に対する補助金です。

次のページをお開きください。

36目電源立地対策費のうち、説明欄 1、(1)の広報・安全等対策事業費は、区長会や職員の原子力施設視察研修や原子力市民学習会などの学習に関する経費です。27年度は、区長会連合会として浜岡原子力発電所への視察や職員による安定ヨウ素剤の配布についての先進地研修を行い、今週末の3月12日土曜日には、原子力市民学習会として原子力災害対策指針と原子力防災について講演会を予定しております。

少し飛びまして322ページをお開きください。

9款1項3目防災対策費は、(2)の防災対策管理費の太田川原野谷川水防演習開催経費は、太田川原野谷川治水水防組合の水防演習を実施するための費用となるものです。3行下の停電時電源切りかえシステム設置工事費は、災害時に広域避難所が停電した場合に非常用電源に迅速かつ的確に切りかえるシステムで、平成28年度の5カ所が最終となります。

次の地震津波対策整備基金積立金は、市民からの寄附金の予定額6,000万円と基金利子24万2,000円を積み立てるものです。

(4)の静岡県総合防災訓練開催費は、9月4日に静岡県と掛川市が共催で実施を計画しております本年度の総合防災訓練について、会場設営委託や訓練に使用する備品等を購入するものです。今回の訓練は南海トラフ巨大地震を想定し、北部は孤立集落対策、市街地は建物倒壊と延焼防止対策、沿岸部は津波対策など、掛川市の地形特性に合わせ、市民や行政、自衛隊、警察、広域消防援助隊、企業ボランティア等、さまざまな主体の連携を前提として調整を現在進めております。

説明欄3の(1)防災リーダー養成事業費は、平成24年度から始めました災害時に地域で活動できる防災リーダーを養成するもので、28年度は初級100名、中級50名、上級50名の育成を予定しております。

(2)の家庭内安全対策事業の家庭内設置物転倒防止委託料は、65歳以上の高齢者世帯などを対象に1世帯5カ所まで無料で家具の固定をするもので、次の個人住宅向け防災資機材購入費補助は、住宅の倒壊から命を守るための耐震シェルターや防災ベッドの購入を推進するものです。

次の(3)防災機材整備費の自主防災組織資機材等整備補助金は、地域防災力の強化を目的に自主防災組織が防災機材を整備する事業費の3分の2を補助するもので、申請のあった135の自主防災会に対し補助をする予定です。主な購入資機材は、無線機、可搬ポンプ、防災倉庫などで、飲料水や食料を備蓄する自主防災会もふえております。

次のページをお開きください。

説明欄4、(2)防災資機材整備費のうち、薬品代は救護用に備蓄する医療資機材の更新や救護所の医薬品を追加購入するもので、次の備蓄用食料整備費では広域避難所の備蓄食料として5万4,000食、防災倉庫整備工事費では、資機材の収納のため福祉避難所となる特別支援学校など3カ所への防災倉庫の設置、防災対策用備品購入費では、広域避難所に配備する毛布4,600枚や遺体処理袋50セットなど計画的に備蓄を進めるものでございます。

次の(3)同報無線整備事業費のうち、防災ラジオ購入費は災害時の情報伝達に最も活用できる防災ラジオについて全世帯の貸与を目指しており、28年度は4,500台の購入を予定するものです。

次の同報無線システム更新工事費4,751万円は、市役所本庁に設置している同報無線親卓を更新するものです。現在の操作卓は基本速度が古い形式であるもので、録音時の障害や修理部品が既に入手できなくなっているため、今回更新をして災害時の情報提供を確実にするものでございます。

以上、危機管理課の説明とさせていただきます。よろしく御審査をお願いいたします。

○委員長(鈴木久男君) ありがとうございます。

危機管理課の説明が終わりました。これから審査に入ります。

質疑はございませんか。

二村委員、どうぞ。

○委員(二村禮一君) 181ページですけれども、防犯灯の補助金は出ているんですけども、ちょっと関連があるかわかりませんが、防犯カメラっていうのは危機管理課では要望があるとか考えているということはあるんですか。設置するとか、そういうことについて。

○委員長(鈴木久男君) 浦野課長、お願いします。

○危機管理課長(浦野正守君) 以前、地区集会等で防犯カメラについて御意見もいただいております。警察と打ち合わせをしながら、今後どういう方向へ持っていったらいいかということ、今話を検討している最中でございます。

○委員長(鈴木久男君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 323ページの一番下段、防災資機材の関係です。自主防に対する補助金で、毎年この制度を使ってそれぞれ充実をさせていると思うんですが、それぞれの区の中に対して、こういう資機材を最低限確保してくださいねというようなマニュアル的なものは示されているんでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 浦野課長。

○危機管理課長（浦野正守君） 毎年4月に自主防災会長会議を開いております。そのときに自主防災会長さんには自主防災会の運営のガイドブックをお渡しをしています。その中で大体300世帯を目安に、こんなものを整備したらいいよという例が載っております。それをぜひ活用してくださいということでお願いをしております。

○委員長（鈴木久男君） どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 関連で、それらについて定期的というか、ここ二、三年の中でチェックされたことはあるんですか。

○委員長（鈴木久男君） 浦野課長、お願いします。

○危機管理課長（浦野正守君） 各自主防災会さんには、毎年防災訓練のときに自主防災会の資機材をどのぐらい保有しているかという調査をさせていただいております。

○委員長（鈴木久男君） 栗原委員。

○委員（栗原通泰君） 調査はわかりましたが、それらに対して適正に整備がされているのか、整ってきているのかというところまでチェックされているんでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 浦野課長。

○危機管理課長（浦野正守君） 調査をさせていただいております。ただ自主防災会さんのそれぞれの構成とか立地条件、または住宅の片寄りとかいうものがありまして、画一的なものではありませんので、各自主防災会が最適と思われる機材の整備ということでお願いしております。

○委員（栗原通泰君） あとはお任せというふうに理解しておけばいいんですね。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員、どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 325ページの4番の(2)のなかにあります防災倉庫整備工事費ということで、今回福祉避難所のほうへの防災倉庫ということですがけれども、以前の部長が掛川区域は結構防災倉庫が傷んでいる、傷んでいるというかも老朽化しているというお話があったものですから、やはりきちっとそれを見きわめて、優先順位で順次広域避難所のほうの倉庫も更新していただきたいと思っておりますけれども。

○委員長（鈴木久男君） 浦野課長、お願いします。

○危機管理課長（浦野正守君） ありがとうございます。本年度は3カ所、倉庫を予定しております。1つは特別支援学校、それからもう1つは「ふくしあ」ということで福祉避難所になりますけれども、もう1つは西郷小学校の防災倉庫を更新することになっております。これも計画的に順次狭い防災倉庫は更新をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 今のページで325の防災ラジオですね。もう配り出して七、八年になるんでしょうか。まだ全体に行き渡っていないという状況のようなんですが、これを全戸数に配布するという目標というのはあるんですか。

○委員長（鈴木久男君） 浦野課長、お願いします。

○危機管理課長（浦野正守君） 全戸数、配布をしたいというふうに考えておまして、現在27年度末の配布率が62.3%となっております。あと未配布が1万6,000強、世帯がありますので、こちらのほうを計画的に配布していきたいというふうに考えています。

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

危機管理課の審査をこれにて終結いたします。御苦労さまでした。

続きまして、審査を続行いたしますが、出納室の松浦会計管理者より説明を願います。管理者。

○会計管理者（松浦 充君） 出納局です。よろしく申し上げます。

まず、歳入につきまして御説明いたします。事項別明細書の118ページをお願いします。

20款 2項 1目 1節市預金利子30万円につきましては、市税や使用料等の歳計現金の金融機関

での定期預金運用による利子収入で、前年度と同額を見込んでおります。

次に、122ページをお願いします。

20款 4項 1目 4節会計管理費雑入 1,925万 5,000円は、市で作成しました請求書の売り払い収入と県収入証紙の売りさばき収入です。

少し飛びまして、140ページをお願いします。

20款 4項12目 1節雑入 2,132万 4,000円のうち、出納局が所管するものは説明欄の雑入91万 2,000円で、各課に予算化されていない少額の収入を見込むものであります。

続いて、歳出につきまして156ページをお願いします。

2款 1項10目会計管理費 2,572万 9,000円につきましては、説明欄にありますように出納管理費 2,470万 3,000円と用品管理費 102万 6,000円で、いずれも経常的な事務経費であります。主なものは説明欄の 1の (1)、県収入証紙購入費 1,857万 8,000円……（録音漏れ）……

……（録音漏れ）……

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。以上で出納局の説明が終わりました。これから審査に入りますが、質疑はございませんか。

鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） いま説明をいただいた157ページの指定金融機関派出所派遣手数料は市が払う話ですよ。銀行が市役所にきて仕事をして、銀行そのものが手数料を得て利益があると思うですよ。逆にいただく話しでは無いのかと思うが、いまさら話しを出すのはおかしいかも知れないがその点を伺う。

○委員長（鈴木久男君） 松浦会計管理者。

○会計管理者（松浦 充君） 過去には無料という状態があったが、あそこで市の公金のみを取り扱っている。あそこでは県の収入も受領しません。あくまでも市の窓口として業務を行っていただいているので派遣委託料としてお支払いしている。

○委員（鷺山喜久君） 機会をみてこちら側の有利な時に交渉して、市が代金をいただけるよう検討してください。

○委員長（鈴木久男君） ほかにはございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

以上で出納局の審査を終了します。

それでは、引き続き監査委員事務局の審査をお願いします。

松浦監査委員事務局長、お願いいたします。

○監査委員事務局長（松浦美代子君） ……（録音漏れ）……

……（録音漏れ）……

○委員（二村禮一君） 行政監査とはどういうときに行うものなのか。突発的に抜き打ち的に監査を行うのか。

○委員長（鈴木久男君） 局長、答弁願います。

○監査委員事務局長（松浦美代子君） 行政監査はテーマを決めて実施するもので、平成28年度で5回目になります。所管課等に通知をしたうえで実施します。方法については調査表を作成し、その調査表に基づきご提出いただいたものを事務局側が調査いたしまして、その調査をもとに監査委員による対面式の監査を実施しています。その結果を作成するというものです。その時々テーマに沿って監査するものであり、全課を対象とするものではありません。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員。

○委員（二村禮一君） 監査を実施するという事は行政指導も行うのか。

○委員長（鈴木久男君） 局長、お願いします。

○監査委員事務局長（松浦美代子君） 行政指導と呼ぶべきものとは若干違いまして、監査なものですから監査業務にはなるんですが、例えばですけれども一番最初、4年前に実施したもののなんかになりますと、その当時ですが、公金取り扱いの部分におきまして若干不祥事なども生じたものですから、そのときのテーマは収入等における現金取り扱いの監査を行いました。その場合につきましては、該当する課、現金を取り扱うような業務のある課に出向きまして、そちらのほうについて、その現金取り扱いに対してマニュアル作成ができていないか、2名体制等手順に沿って危険のないような現金の取り扱いをしているかとか、そういうことを実施いた

しまして、それにつきまして結果を付したと、そういう形になります。

あくまでも監査業務の一つとして定例的に行うものではなくて、その年、その年テーマを変え、事前に通知し実施しているものになります。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

監査委員事務局の審査を以上で終結いたします。御苦労さまでした。

それでは、引き続いて審査に入ります。消防総務課の審査に入ります。

今駒消防総務課長、お願いいたします。

○消防総務課長（今駒敏雄君） 消防総務課です。よろしくをお願いいたします。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書の48ページをお願いいたします。

13款 2項 5目消防手数料ですが、掛川市手数料条例によりまして、危険物取扱許可並びに火薬類消費許可の手数料を収入するもので、26年度の実績により収入を見込むものであります。

飛んでいただきまして、64ページをお願いいたします。

14款 2項 5目消防費国庫補助金でございますが、1,077万 2,000円は、要望をいただきました防火水槽 4基の設置事業に要する経費のうち、基準額の2分の1を国から補助を受けるものであります。

次に、大きく飛んでいただきまして 134ページでございます。

20款 4項 8目消防費雑収入のうち、1節消防力整備事業費雑収入のうち主なものは、説明欄の救急業務支弁金で東名高速道路上の救急業務に係る経費として救急隊 1隊の維持費に出動件数に応じまして算出した支弁金を中日本高速道路株式会社から収入をいたします。

次の2節消防団活動費雑収入の消防団員退職金報償収入は、5年以上勤務をして退団される方を150人と見込みまして、消防基金から収入するものでございます。

次に、歳出に移ります。

恐れ入ります、また大きく飛んでいただきまして 318ページをお願いいたします。

9款 1項 1目消防力整備事業費ですが、前年度より10億 8,477万 3,000円減額の10億 2,846万 6,000円を計上させていただきました。これにつきましては、過去2年間新庁舎建設事業がございまして、それが一応の終了を見たということで、それが原因ということになります。

説明欄 2、消防運営管理費のうち、(1)職員研修費につきましては、消防学校教育と救急救命士の病院における実習などの研修負担金、それに伴う旅費を計上させていただきました。

(2)その他運営費につきましては、電気料につきまして、これは中央署、西分署、南署の電気料でございます。

また、説明欄 3、消防施設管理費のうち、(1)庁舎維持管理費では、御案内のとおり新庁舎が完成をいたしまして、各種の施設管理、清掃管理など施設管理業務委託を新たに計上させていただいております。

(3)水利維持管理費ですが、倉真、菌ヶ谷、佐東地内の3カ所で老朽化、あるいは土地の所有者の方からの要望によりまして、防火水槽の撤去工事費と消火栓の修理費として上水道事業会計への繰出金でございます。

(4)車両維持管理費につきましては、消防車など27台の定期点検、あるいは修理などの自動車修理費です。また、新庁舎建設に伴いまして新たに設置をいたしました自家用給油所のガソリン、あるいは軽油の燃料費の補充分を計上させていただいております。

次に、説明欄 4、(1)消防活動費のうち、県防災ヘリコプターの負担金は、県の防災ヘリを運航するため、県内の消防本部から派遣されている8名の人件費を負担するものであります。

次に、説明欄 5、(1)救急活動費の主なものは、救急処置に必要な消耗資機材の購入費用であります。

次に、説明欄 7、消防施設整備費であります。1枚めくっていただきまして 321ページになります。

(1)の水利整備事業費でございますが、和光、成滝、東大坂、萩間4カ所の防火水槽の新設の要望がございまして、4基の新設費用として計上をさせていただきました。合わせて消火栓修理費として上水道会計に1,000万円を繰り出します。

次に、(3)車両整備事業費は、中央輸送車1の更新の時期にきておりまして、緊急消防援助隊の支援や災害時に必要な物資を搬送するためのパネルトラック、900万円が主なものでございます。

次に、説明欄 8、消防広域化推進費でございますが、(1)中東遠消防指令センター運営事業費、これは指令センターの28年度負担金などで、御案内のとおり24年度から共同運営を始めまして5年目になります。それから回線使用料や機器の維持管理委託料が主なものであります。ちなみに指令センターの全体事業費は約2億2,574万円で、そのうち掛川市の負担金は19.3%となっております。

続きまして、2目消防団活動費でございます。前年度より3,709万3,000円の増の2億5,012万9,000円を計上させていただいております。

説明欄1の給与費の主なものは、団員の皆さんへの報酬で、条例で定められた年額報酬を年2回に分けて支給させていただいております。消防団員退職報償金は、5年以上勤続をさせていただいて退職をする方150名を予定して、条例に定められた階級と勤続年数に応じた額を支給いたします。

説明欄2、消防団運営管理費の主なものですが、(3)その他運営費のうち分団運営費交付金で、分団運営を円滑に行うため、団本部、ラップ隊、予防指導隊、各分団に団員数に応じまして1,610万円を交付するものでございます。

消防団福利厚生事業助成金は、25年度から新たに始めさせていただきましたが、日ごろの御苦労をかけています団員と、その御家族への優遇措置といたしまして、プール券や温泉券、入館券などを助成させていただいております。

次に、説明欄3、消防団活動費のうち、被服費は新入団員を150人と想定しまして、ゴーグル、皮手袋、防塵マスクに加えて活動服など一式を算定させていただいております。

また、備品購入費では、消防用ホース、ポンプ車の給水管、キャンパス水槽のほか、倒壊家屋からの救出用油圧ジャッキ、これを30分団全てに配置をする予定で考えてございます。

なお、27年度までに30分団全てにチェーンソー、それからエンジンカッター、これも倒壊家屋からの救出用であります配置を完了いたしまして、各分団が実災害で活用できるように訓練を進めております。

めくっていただきまして右側、323ページ、説明欄6の消防施設整備費で(1)車両整備事業費ですが、20年を経過しました駅南分団と上内田分団の消防ポンプ自動車の更新、さらには(2)で、消防団拠点施設事業費、これは大須賀第二分団の消防センターが大変老朽化をいたしまして、現在地では敷地が非常に狭く、団員の駐車場も確保できないこともありまして、現在地と同様に掛川市が所有をしております面積的にも余裕のある場所に移転をして新築を計画させていただきました。消防団活動費全体としましては、地域の安全を守り、地域防災のかなめとしての消防団がより安全に、より機能的に活動していただくことを目的としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鈴木久男君) ありがとうございます。

消防総務課の説明が終わりました。

引き続き審査に入ります。

質疑を願います。

質疑はございませんか。

栗原委員、どうぞ。

○委員(栗原通泰君) 359ページの(4)の自動車燃料費がありますね。これは新しくタンクをつくったということ。それを補充して今使われている消防車両に使っていくということなんですか。あくまでも備蓄だけということなんでしょうか。

○委員長(鈴木久男君) 答弁願います。

○消防総務課長(今駒敏雄君) 基本的には、自家給油所のガソリン及び軽油につきましては、ふだんから使って消防車や救急車に給油をいたします。タンクの容量が6割になりましたら、いつ災害が起こるかわかりませんので、補充をさせていただきたいと考えております。

○委員(栗原通泰君) はい、わかりました。

○委員長(鈴木久男君) 内藤委員、どうぞ。

○委員(内藤澄夫君) 今、1個分団に交付金ってどれぐらいで、人数にもよって違うと思うけれども、どのぐらいでやっているんですか。分団当たりの1個当たりの交付金。

○委員長(鈴木久男君) 消防長、お願いします。

○消防長(萩田秀之君) 分団及び交付金でございますが、1人2万円で、大須賀分ですと、定数が36ないし37人ですので、掛ける2倍ということでございまして、その交付金が出ております。

○委員長(鈴木久男君) 内藤委員、どうぞ。

○委員(内藤澄夫君) 要するに1個分団当たりの全体のあれとどうか。全体で今言った1個

1人 2万円で 77万円しか出ていない。そんなことないの。1個分団に対する年間当たりどのぐらいあれが出ているか、全体で。例えば、出動手当とかいろんなものを含めて。1個分団に当たりと、人数によって少しは誤差はあると思うけれども。

○委員長（鈴木久男君） 消防長、お願いします。

○消防長（萩田秀之君） 出動手当等と要員手当とか、特殊手当の場合もございます。それと、分団運営交付金も含めると、団員報酬を含めると 1人当たり平均しますと 12万円ぐらいです。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 近隣の市町の中で高いほうなのかな、低いほうなの、どうですか。

○委員長（鈴木久男君） 消防長。

○消防長（萩田秀之君） 掛川市消防団は、昔から大変、処遇というか、そういうものが大変優遇されていてまして、県下でもトップクラスであります。

以上です。

○委員（内藤澄夫君） 我々も消防団活動をやりましたけれども、大須賀のときも結構いただきました。それにしても、団員の皆さんは最近、なかなか勧誘に苦労しているというような話も聞いているところでありまして、なかなか消防団に入ってくれないというようなことも聞いていまして、その充足数というのはどうでしょう、全体で。

○委員長（鈴木久男君） 充足数について、答弁願います。

今駒総務課長。

○消防総務課長（今駒敏雄君） 現在、803名の定数に対しまして 779名の団員の皆さんがいらっしゃいますので、24名の不足ということで活動しております。28年度になりますと、779名が 3名ふえまして782名となりまして、不足数は 3名分改善をする予定でございます。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） なかなか、基本的には出ることが多いということの中で、なかなか入ってくれないと。ちょっと前にも、団員とでも、掛川のほうもそうかもしれないんだけど、要するに年齢が来て入らないとか、幾らかを分団のほうにお金を払って、それで入らないようにするんだということ、今はそれはないと思いますので、その入らない理由というのはどこなんでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 総務課長。

○消防総務課長（今駒敏雄君） 以前は、自営業の方とか、あるいは農業の方が大半を占めていたと思うんですが、最近では自営をたたんでとか、うちを継がずに会社勤めをしたり、あるいは農業も規模を縮小してお勤めに出たりとか、そういう方が非常にふえているということと、やはり最近の若い方にはちょっと消防団というと、私生活をそっちにとられてしまうというような考えの方も多いようで、いろんな要素から消防団離れが全国的に言われております。これに対応するために、以前はそういうことも余りなかったんですが、私ども、消防総務課の職員が地区に出向きまして、消防団の魅力とか、必要性とかをお話をさせていただいて、できるだけ御理解をいただきたいというようなことで、夜間に回ることもあります。

それから合わせて、最近、消防団の充実強化法という法律もできまして、その中でも地方公務員が兼職の特例などのことも明記をされましたので、地方公務員、特に掛川市の職員については積極的に入っていただきたいというようなことを市長のお考えでもありますし、私どもも市の職員にも積極的に勧誘に回っておるところでございます。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） はい、わかりました。

それと、査閲大会のための練習等も結構あると思うんですけども、近隣の市町で去年あたり事故がありまして、もう査閲はしないという町もあるわけですよ。うちの市の場合はどうなんでしょう。そういう事故とか何か全くないでしょうか。例えば、練習中のけがとか、そういうことも含めて。

○委員長（鈴木久男君） 総務課長、お願いします。

○消防総務課長（今駒敏雄君） 以前のことは余りよくわかりませんが、最近では、その消防操法大会というのは掛川市においては廃止をされました。ただ、やはり全国的にはまだその操法大会が盛んに行われている地域もございまして、例えば小笠地区を考えてみても、菊川市さんと御前崎市さんは依然続けております。

それから、静岡県の大大会というのがありまして、そこに回り番でどうしても掛川市も出なさいいけないということから、掛川市の大大会はないんですけども、順番が来ると訓練をしてそこに出なければいけない。そういった事情がありますので、これは掛川市だけで操法大会はや

めましょうということではできませんが、お付き合いはお付き合いでさせていただきながら、掛川市消防団としては実災害に対応できる訓練に重きを置いていきたいと思います。以上です。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

○委員（内藤澄夫君） 結構です。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 先ほど、321ページの消防団活動費ということで、油圧ジャッキなど手厚く備品購入していただけてますね。そういったものを地域密着の自主防災会とタイアップしていただいて、消防団員のノウハウを活かして自主防災会の指導にあたって活躍していただきたいと思う。今まで以上に自主防災会との連携を強化するというような働きかけもお願いしたいと思います。

○委員長（鈴木久男君） 総務課長。

○消防総務課長（今駒敏雄君） おっしゃるとおりでございます。現在の掛川市消防団は先ほども申し上げたとおり訓練重視よりも実災害に備えた活動ということで、消防団は消防防災に関してセミプロという考え方から、地域と密着をして防災のリーダーになっていただきたいというようなことで活動してござっております。

○委員長（鈴木久男君） 他に質疑は。鷲山委員どうぞ。

○委員（鷲山喜久君） 新しい本署ができてありがたいこと。あの消防署をみて市の消防職員として大勢働きたいと募集があって・・・。特に質問したいのは、掛川市の消防職員は全県的な基準でみると低いと。焼津市と競っていると思うが、その点で改善は図られてきているのか、充足率の問題を確認する。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。署員の充足率ということですか。

はい、消防長。

○消防長（萩田秀之君） 確かに充足率は県内でも低いというのは承知をしている話ですが、昔から掛川の消防は現有の消防力を有効に活用するというので、実働体制も他の消防本部と異なっておりまして、例えば建物火災ですと4台のポンプ車、大型水槽車を含めて23トンの水を持ってって水利に付けること無く、直ぐ消火するという体制を取っている。合併から人員は10名増員されておりますので。確かに二人で持つ担架を一人で持つというのは無理な話であるが、できるだけ効率的な部隊運用という方針でやっている。

○委員長（鈴木久男君） 鷲山委員どうぞ。

○委員（鷲山喜久君） 努力されていることは良くわかりましたけれども、放火は別にして、まず市民が火の取り扱いに注意して火災を起こさないことが基本だと思う。もう一点、市の消防自動車や分団の消防車の点検をやっていると思いますが、随意契約かあるいは入札でやっているのかお聞きをします。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。総務課長。

○消防総務課長（今駒敏雄君） 基本的に各分団の消防車両は、昔から面倒を見て下さっている自動車修理工場がありまして、そちらに随意契約で点検修理をお願いしております。

○委員長（鈴木久男君） 鷲山委員。

○委員（鷲山喜久君） いまのは分団の消防自動車のことだと思いますが、消防本部にある車両はどうですか。

○委員長（鈴木久男君） 総務課長。

○消防総務課長（今駒敏雄君） 常備消防の車両におきましても随意契約でお願いをしております。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 宝の持ち腐れとよく言いますが、袋井市のはしご車、これは掛川も、前の人の戸塚進也さんのときに考えたということがちょっと記憶にあるわけですが、袋井に至っても過去に使った例というのは、去年であったと思いますけれども、袋井市の岡崎南というところに焼却場がありますけれども、そこが火災になったときに、僕も初めて見たんですけども、はしご車を持って行って使ったという例があるということがあります。これにしても随分長くはしご車を持っていますけれども、いまだに火災で使ったということは全くない、ないほうがいいわけでありまして。

しかし、掛川も駅の近くに、最近の高い高層マンション等もできていきますので、そういう中において必要な部分と、そうでない部分があるわけでありまして、確かにのはしご車自体を持つということは非常にメンテナンス等にもお金がかかりますけれども、その点についての市長の考え方を、もしあるようだったらお願いしたいというふうに思います。

○委員長（鈴木久男君） それでは市長。

○市長（松井三郎君） その場合については、議会の中でも御質問でもいただいております。

大変なコストが掛かるということで、広域行政の展開の中で、袋井市が所有をしていますので、それを出動してもらうと、こういうような話を進めていますけれども、具体的に消防のほうでどういう対応をしているかわかりませんけれども、私自身はもう袋井市長のほうにはそういう旨で、これからさらに、そういう取り組みを進めていかなければ、昨日、一昨日ですとか、公共施設のマネジメントと同様でありますので、当市のはしご車についてはそういう形で対応をしていきたいというふうに思っております。財政的に本当に豊かになれば、必要なものは購入していきたいと思いますが、現時点ではそれを導入するだけの財政的な状況にはないというふうに思っておりますので、改めて袋井としっかりそういう話し合いを。

首長同士では、もう広域的にいろんなことを進めていこうという話はできておりますので、具体的に、消防長から現状を。

○委員長（鈴木久男君） 消防長、現状の報告をしてください。

○消防長（萩田秀之君） 公共施設もそうなんですけれども、今現状的には、消防長とそういう話もしているんですが、はしご車はやはりある程度遠くから来ますので、部署をすることが実際できない話なんです。やはり、はしご車を架梯するということは、ちゃんとその場所で訓練を何回もやって、どういう状況だということを、いきなり訓練もなしに来て貸してなんていることはできない話になる、危なっかしい話だと思うんで、そういう点も含めまして、私は総合計画の基本計画の10カ年、そして地震・津波アクションプログラムの34年度まで、一応位置づけをされておりますので、消防本部としては、はしご車の導入を考えております。

○委員長（鈴木久男君） 市長、どうぞ。

○市長（松井三郎君） 通信指令を磐田でまとめて5市1町ということで対応していますので、当然、本格的にはしご車をとということであれば人も一緒に来てもらわないととてもだめなんです、それはお貸しするなという話ではありませんので、そういう取り組みもこれから進める必要があるというふうに。

それぞれのセクションはもうどうしても必要ですよという話はもちろんありますけれども、全体の広域行政を考える上で、袋井の使用頻度も考えると、袋井自体もあれを保有しているということの行政コストは莫大になるということでもありますので、そういう呼びかけを逆にしていけば、コストの分担もある程度していくと、こういうことで改めてきょう、この委員会でそういうお話がありましたので、少し協議を進めていきたいと、こう思っています。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 市長がそういうふうに言ってもらったら大変ありがたいし、今、消防長もそういう希望を持っているということでもありますけれども、今言うように、高いマンション等ができれば当然、消火設備とかスプリンクラーの設備はしっかりしてしまして、昔みたいに丸焼けになるなんてことはまずないというふうには思いますけれども、やはりないよりあったほうがいいのかというのは、これは誰も思う考えであります。

しかし、今言うように、はしご車を操作したり、訓練をしないとなかなか、持ってきて、さあやれと言ってもできるものではありませんし、買えば買ってメンテナンスも莫大に係ると。それ専門の職にもつけておかなくちゃいけないということもありますので、いろんな意味の経費は加算するということでもあります。しかし、将来的においては広域でやるのか、市単独でやるのか、これはもう時期的に言いますと、ぼちぼち考える時期に来たのではないかなということ要望しておきます。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにはございませんか。

二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 319ページです、救急活動費って576万円とちょっとあるんですけれども、これ救急車が頻繁に出動していて、その活動費がこの576万円に含まれているということですか、この費用と。

○委員長（鈴木久男君） 消防長。

○消防長（萩田秀之君） この救急活動費というのは、救急車の車両運用とかそういうものではなく、救急隊員が使う被服とか消耗品です。そういうものの補助は事業費として、救急活動費として上がっております。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 何かさっき、ちょっと鷺山さんのお話だと、なかなか人数も足りないという、そういう中で、救急のほうはどうなんです、人数のほう、対策として。

○委員長（鈴木久男君） 消防長。

○消防長（萩田秀之君） 火災は、合併以来一番少ない件数でありましたが、救急は 3,782件と、最高を記録しました。

今救急車は、5台ありまして、5台を運用しているんですが、なかなか、5台のうち2台は救急しか出動しない、救急専従隊なんです。あとの3台というのは消防隊員と救助隊員の乗りかえ方式ということでございますので、できるだけ救急というのは早く現場に到着して、早く処置して病院に搬送するというのが、使命でありますので、できるだけそういう方向で、救急のほうには本当に力を入れているところです。また中東遠も救命センターになったということで、それに見合う救急体制もとっていかねばいけないということで考えておりますのが、欲を言えば、もう少し専従隊をふやして早く現場に到着したいと考えております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） じゃ、この予算で今、十分足りているという意味なんですか。それとも、もっと欲しいですよとかと、そういうことなんですか。

○委員長（鈴木久男君） 消防長。

○消防長（萩田秀之君） 予算は十分適正な額だと思います。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

以上で、消防総務課の質疑は終結したいと思います。

以上をもちまして、一般会計当初予算の審査は全て、本委員会に付託されておりました案件は審査が終結いたしました。

以上で、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

鷺山喜久、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 反対の立場から討論をさせていただきます。

所管の部分で気がついたことは朝からです。今までやって気がついたことを、話を、討論をさせていただきます。

まず、市民の暮らし、これは決して景気がよくなって楽になったという状態じゃまだまだないよと、そして買い物に行っても消費税 8%ということで、1万円出しても1万300円ですだなんて言われることだって当然あるわけで、決して暮らしは楽ではない。

それから特に、今、退職期、3月になりますと、職員の皆さんも退職される方、定年退職される方、おります。私、感動したこと、一言だけ言います。ある職員は、いろんな地域との、自分の住んでいる地域じゃなくて、仕事上でいろんな地域で、その地域の方から、送別会をやってくれるというようなお話を聞いたことがあります。これは、非常に職員とその地域の方と信頼関係があってやられていたんじゃないかなというような話を私は感じます。昨日も言いましたけれども、市民の皆さんと、市の職員がやはり信頼関係をつくって、いいまちにしていくということが一番協働のまちづくりじゃ、大事なことじゃないかなと、このように思います。

それからもう一つは、平和都市宣言のまちにふさわしく、恐らく堀内議員の質問の中からこういうこと出たと思いますが、広島へ6人送られるということですが、これも御検討されることですので、少し安心したわけですが、ぜひ平和都市宣言のまちにふさわしい平和事業、こういうものは特に今、日本の情勢と考えるとやっていく必要があるというように思います。

それからマイナンバーの件です。いよいよ市民一人一人が手のひらへ、国の一元管理で乗せられる、裏表もしっかり見られると、こういう体制がつけられる。反対に、防御するシステムもお金を使ってやるわけですが、本来国がやることは国がお金を出せばいいわけですが、きょうもありました。3億5,000万円かかるわけですが、国のお金は1,000万円ですか、ぐらいいか出ないと。市概要の説明のところですが、予算書をちょっと見ますと、いかにお金がないと、市長がよくおっしゃいますお金がないということがつくづくわかります。私もきょう、色眼鏡を外して見えていますけれども、そういうことを思うと、国の財政をしっかりと減らすじゃなくて補助を出させるということも大事じゃないか、これもやはり国からのお金がないからできないじゃなくて、国にしっかりと物申すということが大事じゃないかと、こんなことをつくづくきょう、半日いろいろ議論をして感じたことを述べさせていただきました。

以上をもって反対討論といたします。

○委員長（鈴木久男君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、他に討論はなしということで、以上で討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第 1号 平成28年度掛川市一般会計予算第 1条歳入歳出予算のうち、当委員会所管部分第 2条債務負担行為、第 3条地方債、第 4条一時借入金、第 5条歳出予算の流用について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

当委員会に分割付託されました議案第 1号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、延会をしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、本日の委員会は以上とし、あす11日金曜日ですが、午前9時半から再開といたします。

本日は御苦労さまでした。

午後 4時50分 散会

議 事

午前 9時30分 開議

○委員長（鈴木久男君） 皆さん、おはようございます。

きのうに引き続きまして、総務委員会を再開させていただきます。本日もよろしく御審査をお願いいたします。

私から報告を申し上げます。

初めに、当局より追加資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、お手元に資料を配付してございますので、御報告いたします。

それから、1点、きのうもお願いいたしましたが、発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから必ず自席のマイクのスイッチを入れて発言するようお願いいたします。質疑は、まずページを示し、一問一答でお願いいたします。

なお、きのうに引き続き配付してあります審査順序にて審査を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

それから、きのうは一日5時まで費やして一般会計を審査していただき、これを認めていただいたわけですが、これ以降、きょうの議案がまだたくさんボリュームがあります。できたら昼休みにかかっても消化していきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

それでは審査に入ります。

議案第7号、平成28年度掛川市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

それでは、水道総務課の説明をお願いします。

松下水道総務課長。

○水道総務課長（松下 仁君） 議案第7号、平成28年度掛川市簡易水道特別会計の予算につきまして御説明を申し上げます。

2月定例会議案につきましては、本会議場で説明いたしましたので省かせていただきまして、私からは予算の内容について、事項別明細書により御説明を申し上げます。

平成28年度掛川市特別会計企業会計予算の事項別明細書210ページをお願いいたします。

この会計は5つの簡易水道と1つの飲料水供給施設の維持管理をするための特別会計であります。給水件数は241件、年間総給水量は8万1,712立方メートルを予定しております。

それでは、初めに歳入であります。1款1項1目地元分担金は、説明欄に記載の泉簡易水道の施設整備に対する分担金であります。

212ページをお願いします。

2款1項1目給水使用料は、説明欄にあります5つの簡易水道と飲料水供給施設の水道料金であります。

216ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金1,308万3,000円は、前年度比877万8,000円の増であります。増額の主な理由は、2節簡易水道管理費等繰入金で、泉簡易水道に新たに取水施設を設置するために増となりました。

220ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金は、萩間・居尻・大和田簡易水道の平成27年度決算見込みによりまして計上するものであります。

222ページの下段をお願いいたします。

6款2項1目雑収入の主なものは、説明欄に記載の萩間簡易水道配水管移転補償費で、県道掛川川根線拡幅工事に伴うものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

226ページをお願いします。

1款1項1目簡易水道事業費2,246万2,000円につきましては、簡易水道事業の維持管理に要する経費であります。

11節需用費の主なものは修理費などで、12節役務費の主なものは水質検査手数料で、13節委託料は萩間簡易水道配水管支障移転工事と泉簡易水道の取水施設整備工事の設計委託料であります。

15節工事請負費880万円の主なものは、説明欄2の泉簡易水道事業費(1)の取水施設整備工事費630万円であります。これは、大雨により河川本流の濁りが長く続くようになり、日常生活に支障を来していることから、影響の少ない支流に新たな取水施設を設置するための工事費であります。

別冊の総務委員会資料をお願いしたいと思います。

総務委員会資料の5ページ裏面になります。

泉簡易水道の取水施設の整備事業費の位置図と平面図がございます。予備水源の計画箇所は丸で表示されている箇所になります。この場所に取水施設を設置することによりまして、安全・安心な水源の確保が図れることになるものでございます。

それでは、事項別明細書の 226ページに戻っていただきまして、次に、19節負担金補助及び交付金の主なものは、上水道会計への負担金です。これは、簡易水道施設の地元管理の負担を軽減するため、上水道会計の非常勤職員が簡易水道施設の管理の一部を代行するための負担金であります。

なお、各簡易水道ごとの事業費は説明欄に記載のとおりであります。

228ページをお願いします。

2款 1項 1目飲料水供給事業費 488万 9,000円につきましては、本谷飲料水供給施設の維持管理に要する経費であります。主なものは、11節の需用費で、水道施設の修理費及び浄水用の薬品代、12節の役務費は水質検査手数料など、また、15節の工事請負費 207万 4,000円は、塩素注入機・電動弁の交換工事費であります。23節償還金利子及び割引料は、本谷飲料水供給施設の起債の償還に伴う元利償還金であります。

以上で、平成28年度掛川市簡易水道特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

では、内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 簡易水道が何本かあるわけですがけれども、地区によって、言ってみると水道料金の単価が違っていると。この辺の統廃合というの、なかなか地域性があるって難しいというふうには思っておりますけれども、今この中で一番安いところとはどこになっていますか。それと一番高いところはどちらでしょうか。その差額というのは幾らあるかちょっと教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 松下課長、答弁願います。

課長。

○水道総務課長（松下 仁君） 一番安いところは、1カ月の使用料金が20立方メートルで 1,944円です。それから、高いところは、上水道料金と同じでありますので 3,240円ということになります。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

○委員（内藤澄夫君） いいですよ。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 7号、平成28年度掛川市簡易水道特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 7号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号、平成28年度掛川市水道事業会計予算についてを議題といたします。

それでは、水道総務課の説明をお願いいたします。

松下総務課長。

○水道総務課長（松下 仁君） それでは、議案第15号、平成28年度掛川市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

2月定例会議案につきましては、本会議場で説明いたしましたので省かせていただきます。

私から、予算内容の詳細につきまして事項別明細書に基づき御説明を申し上げます。

特別会計・企業会計予算事項別明細書の 416ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

こちらは消費税込みの金額となっております。

収入であります。1款 1項 1目給水収益27億 5,800万円は、水道料金収入でありまして、

説明欄のとおり、業務予定量を給水件数 4万 7,400件、年間総給水量を 1,450万 5,000立方メートルと見込んでおります。

水道料金につきましては、平成27年度決算見込みに工業団地への進出企業の増量分を見込んでおります。

3目その他営業収益 5,099万円の主なものは、消火栓の維持管理を一般会計から繰り入れする 3節他会計負担金と下水道使用料賦課徴収の受託費収入である、4節下水道業務負担金、雑収益などであります。

次に、2項 2目他会計補助金は、地方公営企業繰出金基準による職員の児童手当分と旧大須賀町水道事業の企業債の利子償還分の一部を一般会計から補助金として繰り入れるものであります。

3目加入金は、新旧水道利用者間の負担の公平を図る目的で、新たに水道を利用する人たちに必要な費用の一部を負担していただくものです。

4目長期前受金戻入 2億 5,600万円は、固定資産の償却制度が変更になり、当年度減価償却費のうち補助金等に相当する額を長期前受金戻入として計上したものです。

5目雑収益は、水道用地と水道施設の貸付料収益、量水器の取りかえに伴う発生品組替益及び原子力立地給付金であります。

次に、418ページをお願いします。

支出について御説明申し上げます。

1款 1項 1目原水及び浄水費15億 2,076万 9,000円の主なものは、職員 1名の人件費と19節委託料 4,034万 3,000円は、浄水場などの水道施設管理業務、電気保安業務、ポンプ・計器の保守点検業務などであります。

23節修繕費 1,712万 6,000円は、車両、機械器具、設備等の修繕費であります。

26節動力費 3,085万 2,000円は、原水浄水施設の動力電気料であります。

34節受水費14億 1,110万 9,000円は、大井川広域水道企業団からの受水費で、日量 4万 4,900立方メートルを確保することにより、安定給水に努めるものであります。

2目配水及び給水費 2億 2,632万 9,000円の主なものは、職員 1名の人件費と、19節委託料は 2,871万 1,000円で、これは休日等における給水修繕工事や漏水調査委託ほか、掛川市水道ビジョンの実現方針に掲げましたアセットマネジメント計画策定の委託料などであります。

23節修繕費は 1億 815万 1,000円で、配水管の漏水修繕、量水器取りかえ修理、機械器具等の修繕費などであります。

26節動力費は 2,978万 4,000円で、配水・給水施設の動力電気料などであります。

次に、4目総係費 2億 1,781万円の主なものは、職員の人件費13名分と、420ページをお願いいたします。19節委託料は 3,028万 8,000円で、水道使用料の検針業務委託料やOA機器の保守委託料などであります。

22節使用料及び賃借料は 1,261万 5,000円で、これは水道会計システム及びオンラインシステム稼働に必要なOA機器リース料などであります。

38節貸倒引当金繰入額 380万 7,000円は、債権の不納欠損によります損失に備えるため回収不能見込み額を計上するものであります。

次に、5目減価償却費は 9億 625万 7,000円で、主には52節有形固定資産減価償却費であります。これは、建物・構築物・機械設備等の固定資産の減価償却費であります。

6目資産減耗費は 1,110万円で、主には、固定資産除却費であります。

7目その他営業費用は 455万円で、主に材料売却原価であります。

次に、2項 1目支払利息及び企業債取扱諸費 9,759万 9,000円の主なものは、58節企業債利息の 9,659万 9,000円であり、これは企業債の償還支払利息となっております。

次に、3項 3目その他特別損失 1,655万 6,000円は、退職給付引当金の不足額を計上するものであります。

4項 1目予備費は 1,000万円を計上いたしました。

以上で、収益的収入及び支出の説明を終わります。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

422ページをお願いします。

初めに、収入ですが、1款 1項 1目工事負担金 1億 5,950万円は、新東名関連NEXCO中日本、東山地区の工事と公共下水道関連工事に伴う負担金であります。

2項 1目他会計負担金 1,000万円は、消火栓の設置にかかわる一般会計負担金であります。

また、2目他会計補助金 246万 2,000円は、旧大須賀町水道事業の企業債の元金償還分の一部を一般会計から補助金として繰り入れるものであります。

3項 1目企業債 2億 5,000万円は、配水管整備に要する費用に充てるため、公的資金の借り入れを予定しているものです。

4項 1目国庫補助金 4,400万円は、平成28年度に新規採択された生活基盤施設耐震化事業による国庫補助金で、補助率は4分の1であります。

6項 1目貸付金返済金収入 2,964万円は、大井川広域水道企業団への平成22年度 1億 5,000万円の貸し付けに対する償還金であります。

続いて、支出について御説明申し上げます。

1款 1項 1目送配水設備改良事業費 9億 1,737万円の主なものは、職員の人件費 5名分と、19節委託料 4,820万円は、原里浄水場実施設計委託料など、また、36節工事請負費 8億 2,530万円は、説明欄記載の事業となり、その内容であります。別冊の総務委員会資料をごらんいただきたいと思います。

総務委員会資料の1ページの箇所表をごらんをください。

初めに、一般配水管改良事業は、大池、大坂、大須賀（柏平）などで、水道耐震管への更新工事を予定するものであります。

次の公共事業関連事業は、城西、東大坂など、公共下水道工事等に伴う配水管移設等を予定するものであります。

次の生活基盤施設耐震化等交付金事業は、地震・赤水防止対策で、遊家、下垂木で耐震管への更新工事を予定するものであります。

次の配水施設関連事業は、新東名関連NEXCO中日本の受託による東山（奥貝戸）の上水道施設整備や大須賀東部配水池の通信設備改修工事などを予定するものであります。

次の機械設備改良事業は、原谷浄水場改修や原里浄水場ポンプ更新工事などを予定するものであります。

なお、2ページには市内全体の実施箇所、3、4ページには交付金事業と東山（奥貝戸）の平面図がありますので、ごらんをいただきたいと思います。1カ所訂正がございます。4ページの奥貝戸地区概略平面図でございますが、左上の事業内容、その下の事業費の内訳で、委託費が1,000万円、工事費が9億円となっておりますが、桁間違いで、9,000万円の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、事項別明細書の422ページに戻っていただきまして、下段の2項 1目企業債償還金 3億 3,990万 7,000円は、償還する企業債の償還元金分であります。

3項 1目国庫補助金返還金は、平成27年度の国庫補助金に対する消費税相当額の返還金であります。

以上で、資金的収入及び支出の説明を終わりますが、最後に、404ページをお願いをしたいと思います。

債務負担行為に関する調書で、水道料金等徴収業務委託のためのものであります。これは、2月の全員協議会で水道事業政策提言の実施状況の報告の中でも説明させていただいておりますが、平成29年4月から、水道料金等徴収業務の民間委託の開始を予定しております。このため、平成28年度に契約が必要となることから、今回5年間の債務負担行為をお願いするものであります。

なお、その他予算に関する説明書としまして、事項別明細書の399ページから415ページにかけて、予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、平成28年度予定貸借対照表、平成27年度予定損益計算書、平成27年度予定貸借対照表が掲載してございます。

以上で、平成28年度水道事業会計当初予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 2点ほどすみませんが、有収率とありますね、あれは現在どの程度になっているのか、それからそれに伴う漏水関係ですね、これが年間どのぐらい発生して、どのぐらい水が損失されているのかも含めながら、その点についてわかる範囲で教えてください。

○委員長（鈴木久男君） お願いいたします。

松下課長。

○水道総務課長（松下 仁君） まず、有収率の関係ですけれども、平成26年度は84.41%になっております。それから、平成27年度の上半期分でございますが、84.91%となり、横ばいということでございます。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○水道工務課長（杉本幸俊君） 水道工務課長、杉本です。

御質問の漏水の件数であります。本年度27年度につきましては、2月末現在で254件となっております。ちなみに昨年26年度は、1年を通しまして254件です。この為本年度は若干の増加が見込まれます。

以上であります。

〔「関連でいいですか」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） はい、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） そうすると、この漏水関係の金額に直すとどのぐらいの損失額というふうに見たらいいのでしょうか。この254件、その有収率の関係で、そこら辺をどのぐらいの金額というふうに変換すれば妥当なのでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願えますか。

○委員（栗原通泰君） わからないものはわからないで結構です。

○委員長（鈴木久男君） 今、有収率と漏水ということから、さらに254件の漏水に対する有収料金とか、こういったことでの質問ですが、わからなければまた調査してみるなりして。

それでは、榛葉部長、どうぞ。

○水道部長（榛葉孝男君） 今の御質問で、企業団から年間4万4,900立方メートルを買って、使っても使わなくてもそれだけは払わなければならないという論理になっております。

その中で、今年度254件の漏水があり、その量が数字では八十何パーセントという値の十何パーセントというものが、全て漏水かどうか、はっきりしないものですから、今数字がちょっとつかめないということになる。

○委員（栗原通泰君） 総体の額だったらわかるのですか。有収率から判断すると、このぐらいの総枠の金額になりますというのがわかりますか。

○水道部長（榛葉孝男君） それは出ますけれども。

○委員長（鈴木久男君） それでは答弁願います。

どうぞ。

○水道総務課主幹（山下剛君） 水道総務課主幹の山下といいます。よろしく申し上げます。

26年度の決算の数字から、有収水量という水量が出ています。その水量を総配水量で割ったのが有収率になります。単純にその差に1立方メートル売るのに幾らかかったかという給水原価があります。それが191円になります。これを掛けますと、大体5億円ぐらいになります。ただ、これが全て、先ほど部長がおっしゃったように、漏水による損失ということではなく、それ以外に赤水対策とか、漏水以外にも水を出しているところもあります。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですね。

○委員（栗原通泰君） いいです。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 前にも質問させてもらったことがあるようにちょっと記憶をしておりますけれども、要するに、例えば個々の漏水、住宅なり、例えば配水をされているところの漏水を調べる機械、これがなかなかいい機械がなくて、的確にここでどれだけの漏水をしているとかということがなかなかつかめないというのが今の状況ではないかと思うんですけれども、最近どうなんでしょうか、そういう機械等が市の水道部で、例えば購入したとか、今考えているとか、研究しているというようなことがあったら、ちょっと教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 答弁できますか。

お願いします。

○水道工務課長（杉本幸俊君） 内藤委員さん御質問の件について、最近水道部で新しい機械を購入ということはありませんが、毎年エリアを決めて漏水調査を専門業者に委託をしております。ここところが漏水があるのではないかと想定される地区を中心に調査を行っておりますが、今現在で、ここが大きな原因だというのは、まだ確認されていません。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 水道の今言う有収率から言っても84、確かにそれは16漏れているということで、金額が出るとおよそ5億と。その汚れた水を流したりする、洗浄するために捨てる部分もあるけれども、実際それは大きな額でありまして、これを少しでも減らすというのは急務だというふうに僕は思うんですけれども、それだけのものが全部皆さんのところに配水されれば、単価的にも下げることも可能だということでもあります。ただ、それを全て把握するというのは大変難しいというふうに思いますけれども、なるべくそれは少なくするのが責務ではないかなというふうには思っています。

問題は、要するに的確にキャッチすることができるその機器、これがなかなか金額にしても

高いというのか、ないのか、この辺に苦慮されているのではないのかというふうに思うんですけども、今言うように、聴音とか夜中の静かなときに調べるとか、それだけで全部把握できるかという、なかなか難しいというふうに思うんですけども、やはりそういう機械が現実開発をされているのかどうか。もし、そういう機械は市にはないと、掛川の業者で水道指定業者が持っていますというようなことが現実にあるかどうか、その辺どうでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

はい、どうぞ、お願いします。

○水道工務課主幹（萩田和久君） 水道工務課主幹、萩田です。

ただいまの御質問で、水道組合等で漏水調査の機械は持ってはいない状態です。

市の水道部においても、路面音聴する簡単な機械は持っておりますが、超音波等による機械につきましては所有していませんので、委託の中で調査をしている状態です。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） ちなみにその超音波で調べるといふようなことを今言われましたけれども、例えばその機械の価格がどれぐらいのものなのか、とても市の水道部で持てないものなのか。例えば、委託をされたほうが安いのか、その点はどうなんですか。

○委員長（鈴木久男君） はい、お願いします。

○水道工務課主幹（萩田和久君） 価格につきましては、お答えできませんが、市が漏水調査測定器を持つということは、調査にかかわる人間も必要となりますので、現段階では難しいのではないかと考えております。

○委員長（鈴木久男君） 榛葉部長、はい、どうぞ。

○水道部長（榛葉孝男君） 内藤委員さんから御指摘のあった関係については、今説明したとおりで、我々のほうにもしっかりしたデータもないし、今後メーカー等を確認しながら検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 部長、そのとおりであって、とにかく今、数字を端的に5億という数字に出ましたけれども、それが例えば4億になっていたとしても、職員をそこに2人つけて、例えば機械を買って採算が合うとするならば、やはりそれはやるべきだというふうに僕は思うんですけども、当然今の職員の中でやれというのは大変難しいと思う。しかし、漏水を減らすこと、要するに有収率を上げるためにそのことによってメリットがあるとするれば、これはぜひ今後において考えるべきだというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（鈴木久男君） 窪野委員。

○委員（窪野愛子君） 3年前議会報告会を行って、そこで市長のほうに提言という形をとらせていただきまして、きょうお伺いして、水道料金の徴収業務を委託するとかというのを前向きに検討されていると思いますけれども、それ以外のちょっと進捗についてお伺いしたいです。

○委員長（鈴木久男君） 部長、お願いします。

○水道部長（榛葉孝男君） 2月12日の全員協議会でも若干のお話をさせていただいたと思いますが、料金の徴収の委託関係、29年度から実施したいということで、それも提言書の1つの中身であり、まず、大井川広域水道企業団の料金の改定ということでいただいておりますので、その関係につきまして、構成7団体、右岸・左岸で大分考え方が違うところがありまして、今年度4回ほど勉強会もやり、企業団に対して同じ認識を持つということで話をしました。昨年の11月議会、そして今年度に入り、2月の企業団議会へ、同じ意見で首長さんにお話をさせていただき、松井市長にも、企業団議会の中の運営協議会で、料金値下げの要望をさせていただきました。

11月のときには島田市長さんにも追従して話を出していただきましたし、今年2月の議会でも松井市長、それから牧之原市長さんからも同じ要望をしていただきました。企業団としては、28年度中には料金の見直しの単価を下げるといふ方向で結論を出していきたいと、掛川市としては、29年度から下げていただきたいという話を松井市長のほうからしていただきましたが、とにかく検討をして、そういう方向で考えるということでお答えをいただいたものですから、下がる方向にあるといふところが提言書で言われているところでもあります。

水道ビジョンの関係につきましても、全員協議会の中では、骨子の部分を説明させていただきましたので、28年度中にはその骨子の中身について、9月・10月ぐらいには、また全員協議会の中で中間報告をさせていただき、議員の皆さんからも御意見をいただいてまとめていきたいと考えております。

以上です。

○委員（窪野愛子君） ありがとうございます。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございますか。

鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 1点、404ページの債務負担行為ですが、期間5年間ということ、この根拠を教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 松下課長、お願いします。

○水道総務課長（松下 仁君） 民間委託ということで、今、県内でもほとんど民間委託が水道窓口業務で実施されておりますが、民間委託は1年という短い期間ですと、成果が出ないということがわかっておりまして、やはり最低でも3年、今は各自自治体では5年というスパンでやっているところがほとんどでございますので、コスト削減効果をより見込める5年間での設定ということで考えております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 5年間の御説明はわかったわけですが、一般的には3年ぐらいがという感じが私はしたものですから質問をさせていただきましたけれども、これについてはいろいろまた研究をさせていただきますので、以上で終わります。

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「委員長、もう1点いいですか」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） では、お願いいたします。

○委員（内藤澄夫君） これは提言の中にも含まれているのではないかなというふうに思っていますけれども、南部の要するに良質な水、特に大須賀にはいい水があるわけでありまして、あるものはまだ使っていただいているというところも番町についてはありますけれども、ほとんどが今眠っている状況であることは間違いないところです。

企業団との提携もありますけれども、現実には、確かに水質にとってみましても、すばらしくいいですし、まったく無滅菌でも飲めるくらいの水ということで、いまだに簡易水道の皆さん、使っているところもありまして、その皆さんに入れと言っても、1カ月幾ら使っても1,500円でありますので、使い放題で、とても入らぬわけですがけれども、何かあったときに困るというような話もあるわけでありまして、基本的にはその地区の皆さんはいまだにそれを使用していると。

確かに飲んでみるとおいしいんですね。冬は温かくて夏は冷たいという水でありまして、非常に水もおいしいわけです。あちこちからもらいに来ている人もいますけれども、場所によっては自噴して捨てている分もあるのです。田町というところはそうなんです。よっぽどの水が噴いています。やはりそこも水質がよくて、全部どぶへ捨てているわけでありまして、もったいないなというふうに思うんですけれども、別に電気を使っているわけではありませんので、自噴しているわけでありまして、そういう場所もあるということでもあります。

何かそういう水を、例えば掛川市の水として、水道課でなくても市として、例えばそれを売って出て行くとか、今、水というのは随分売れますので、おいしければ、よければ。そういうことを含めて、何か企画をしたり、例えば水道の中でも何か使えるような、水道部としてもそういう気持ちがあるかないか、もしあったら教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 部長、お願いします。

○水道部長（榛葉孝男君） 水道ビジョンの中で、水源方策の中で持続という欄に、自己水源の確保の検討を入れさせていただいております。

今、委員さんおっしゃったように、平成13年度に地下水の調査で、大須賀のところでは、全体で2万4,000立米水があつて、現在、企業さん等々、今簡易水道も含めて2万立米ぐらいが使われていて、4,000立米が余っているというデータがございます。そういうものをもう一度しっかり調査をしたいと思っております。

その中で、今言われた有効利用という話がありますので、企業団のほうでも全体計画の更新をやっております。これもこの前の全員協議会で説明させていただきましたが、今後人口が減少していくとかいろいろな形の中で、全体計画ももう少し見直す必要があるというお話も出ておりますので、掛川市に来ている分については、企業団から1本の管で来ているものですから、すごくリスクが高い面があります。やはり自己水源の確保も必要でありますので、今言われたことも含めて、我々のほうで28年度に検証をしながら検討をしていくということをやりたいと思っております。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 大きな課題だと思いますので、また検討してください。
ほかに質疑はないようですので、この辺で質疑を終結したいと思います。
よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 以上で、質疑を終結いたします。
討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。
採決に入ります。

議案第15号、平成28年度掛川市水道事業会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。
議案第15号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き審査に入ります。

議案第 5号、平成28年度掛川市公共用地取得特別会計予算についてを議題といたします。

それでは、管財課の説明をお願いします。

笹本管財課長、説明願います。

○管財課長（笹本 厚君） 議案第 5号、平成28年度掛川市公共用地取得特別会計予算につきまして御説明いたします。

この公共用地取得特別会計は、土地開発基金を活用して公共用地の先行取得を行うための会計でございます。

本特別会計は、他の会計と異なり、財源を土地開発基金からの繰入金で賄っており、土地が売却されるなどの収入が発生すれば基金に繰り出し、逆に、歳出は基金からの繰入金を財源としております。

それでは、特別会計予算事項別明細書にて説明させていただきます。

172ページをお願いします。

172ページ、1款財産収入、1項 1目財産貸付収入 116万円は、土地開発基金保有地に係る貸付収入を本会計に収入するものです。

下段の 2項 1目不動産売払収入 6,539万円は、売り払い予定地は備考欄のとおりですが、子育てセンターさやのもり用地は、先行取得しました土地を一般会計に10年間で売り払っているものの、最終年次分、葛川下俣線用地は区画整理促進のため先行取得していたものを、一般会計に買い戻ししていただくものでございます。大池公園用地と原里大池線用地につきましては、保育園用地及び地区公会堂用地として一般会計に売り払うものです。なお、公会堂用地につきましては、地元への有償での貸し付けを予定しております。

次に、176ページをお願いします。

2款繰入金、1項 1目基金繰入金 6,658万円は、土地開発基金からの本会計への繰入金です。

先ほど御説明いたしました財産貸付収入及び不動産売払収入と、後ほど御説明いたします預金利子相当分です。

次に、178ページをお願いします。

3款繰越金、1項 1目繰越金 3億 7,175万 7,000円は、平成27年度の本会計歳入歳出差し引き残高見込み額を計上したものです。

次に、180ページをお願いします。

4款諸収入、1項 1目預金利子 3万円は、基金の運用として預金利子を計上したものです。

次に、182ページをお願いします。

歳出です。

1款公共用地取得費、1項 1目公共用地先行取得費 4億 3,833万 7,000円につきましては、必要に応じて公共用地を先行取得するための公有財産購入費を枠予算として計上するものです。

次に、2目土地開発基金繰出金 6,658万円につきましては、歳入で御説明いたしました財産貸付収入、不動産売払収入及び預金利子分を基金へ繰り出すもので、同額が歳入の繰入金となるものです。

次に、184ページの土地開発基金調書をごらんください。

資産の部では、28年度末には計17件で、表の最下行、合計欄に記載のとおり、面積が、右から2番目ですが、23万 4,834.89平方メートル、金額が13億 154万 9,594円となる見込みです。保有土地の処分につきましては、今後も一般会計と連携を密にして、計画的に進めていく予定

でございます。

右の185ページ、上の現金の部では、合計欄右側のとおり、28年度末で4億3,833万6,132円を見込んでおります。

下の表は、資産の部と現金の部の合計の見込み額です。

表の右側の合計欄のとおり、平成28年度末で、資産、現金合わせて17億3,988万5,726円を見込んでおります。

以上、公共用地取得特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） 183ページですか、公共用地の先行取得4億3,000万ぐらいが計上されているのですけれども、この土地はどこか目星がついているということですか。

○委員長（鈴木久男君） 笹本課長、お願いします。

○管財課長（笹本 厚君） 用地の特定はされておりません。あくまでも公共用地特別会計で取得できる金額全てここに枠予算として計上してあるだけで、今後緊急なものが出てきた場合に備えてという予算計上です。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

○委員（二村禮一君） はい。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございますか。

内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） 184ページの調書の関係でありますけれども、取得したときの価格と現在の簿価というのは、数字的にどうなんでしょうか。特にこの中で違いあるものというものがあつたら、例えばマイナスですね。買ったときと今の簿価と比べてみると、今はもう下がってしまっていると、それが著しいというようなものがあつたら、教えていただきたいということであります。

○委員長（鈴木久男君） 特別なものについてございましたら、課長、答弁願います。

お願いします。

○管財課長（笹本 厚君） 大きく評価が下がっているところとしましては、商工会議所の駐車場用地、上から4番目です。それから、下から6つ目ぐらいの旧富田鉄工所跡地あたりが大きく下がっているところです。

○委員（内藤澄夫君） その単価を教えてください、どれくらいになるという。買ったときが幾らで、今現在は何のぐらいという数字があるとしたら。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

課長。

○管財課長（笹本 厚君） 取得価格といいますか、台帳価格が表に出ていますので、現在の実勢価格が、商工会議所の場合が2,277万3,000円ほど、差し引き3,270万ほどのマイナスになります。

それから、旧富田鉄工跡地のほうにつきましては、実勢価格が687万5,000円、差し引き1,931万円ほどのマイナスになっています。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

○委員（内藤澄夫君） きのうもちょっと話をしましたけれども、150号線を下がって、とくに南、150号線についたところが、特に下落しているということでもあります。ほかにも随分下がっているところはあると思うけれども、実際のところはどうですか。

○委員長（鈴木久男君） 課長、お願いします。

もし答弁が難しかったら、後でまた精査した上でお願いしたいと思います。

○管財課長（笹本 厚君） 先ほどの質問と併せて資料を提出させていただきます。

○委員（内藤澄夫君） そうしてくれ。

○委員長（鈴木久男君） アップとダウン差の激しいものを今の二、三件出してくればよろしいかと思えます。

では、次にまいります、鷺山委員どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 今のページと同じですが、特別会計の目的は先行取得ということが最大の目的になっております。ところが、ここ今このページで、売れたものもありますけれども、内訳という欄を見ていきますと21件あるわけですが、上から下まで。実際、その先行取得としてこの中に、21件のうち、本当の目的に合致しているものと、今言ったような富田鉄工みたいな

もうどうにもならないというこの色分け、これが大事なことだと思うのです。しかも、もう要らないというものをいつまでも置いていてもいかなものかと。もう損してでも、これを、ないですけれども、もう処分してしまうと、思い切ったことをやはりやって身軽になるということも大事ではないかと思えますけれども、その点の御意見を伺います。

○委員長（鈴木久男君） 課長、答弁願います。

○管財課長（笹本 厚君） 委員さんおっしゃるとおりでして、私どものほうとしまして、当初の取得目的から外れてもう民間に売却してもいいと思われるような土地、それから当初の目的どおりではないが市として保有しておくべき土地、それから一般会計も使っている等で一般会計で買い戻しをしていただかなければいけない土地という一応 3種類に分類いたしまして、今計画を進めているところです。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） いずれにしましても、市民の財産ですので、それは大事に処分をする、処理をするということは大事ですけれども、例えば富田鉄工さんというのは、もうずっと長いことここへ出てくる品目ですね。こういったのは、では何を仕事されていたのかなと疑われても仕方がないようなこういうことになりますので、やはりそのところはしっかり、今、ABCの3ランクつけましたけれども、これはしっかり仕事をしていていただきたいというふうに思う。

それともう1つ、子育てセンターさやのもり、173ページです、説明欄。このさやのもりも10年間ということで、こういうものでも早く、10年ではなくて、5年でやってしまうというようなことというのは考えられなかったのか、何かその10年間の根拠というのもの。10年間という、私が議員になったばかりぐらいか、そのちょっと後かそこらですが、そこらでこういうの出ていたかもわかりませんが、それは忘れてしまっているもので質問をさせていただくわけですけれども、その点質問します。

○委員長（鈴木久男君） 笹本課長。

○管財課長（笹本 厚君） これは実際さやのもりが使用しているということで、一般会計でも早く買い戻しをしなければいけないということは理解していただいています、ただ、その時点で一般会計で全額一括で払うだけの余裕がなかったものですから、10年間の分割ということになって、28年度で最終という形になります。

○委員（鷺山喜久君） 結構です。

○委員長（鈴木久男君） ほかに質問はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、ほかに質疑はなしということで、質疑を終結いたします。討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第5号、平成28年度掛川市公共用地取得特別会計予算について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第5号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして審査に入ります。

議案第11号から議案第14号までの4件について、一括議題といたしますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、議案第11号、上西郷財産区特別会計予算、12号、桜木財産区特別会計予算、13号、東山財産区特別会計予算、14号、佐東財産区特別会計予算の4件を一括議題といたします。

これら4議案については、一括して当局の説明を受け、質疑、討論を行った後、採決したいと思います。

それでは、行政課の説明をお願いします。

中村課長。

○行政課長（中村克巳君） 行政課です。よろしくをお願いします。

それでは、4つの財産区特別会計の28年度当初予算について御説明いたします。

まず、議案第11号、上西郷財産区特別会計予算になりますけれども、議案書の53ページをお願いいたします。

議案書の53ページですけれども、第1条で、歳入歳出予算の総額になりますけれども、歳入歳出それぞれ185万9,000円と定めるものになります。

引き続きまして、議案第12号の桜木財産区特別会計の予算ですけれども、57ページをお願いします。

57ページ、第1条、歳入歳出予算の総額ですけれども、歳入歳出それぞれ5万8,000円と定めるものです。

続いて、議案第13号、東山財産区特別会計ですけれども、議案書の61ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額についてですけれども、歳入歳出それぞれ250万5,000円と定めるものです。

最後に、議案第14号、佐東財産区特別会計になります。議案書の65ページをお願いします。

第1条の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ991万4,000円と定めるものです。

それでは、引き続きまして、特別会計予算の事項別明細書により詳細に説明させていただきたいと思います。

まず、336ページをお願いします。

336ページの上西郷財産区の歳入からになります。

1款1項1目の財産貸付収入の30万8,000円は、農協西郷支所、それから西郷警察官駐在所等への土地の貸付収入で、その下の2目の利子及び配当金18万円は、静岡銀行の株式配当金を予定するものであります。

歳出は342ページになります。

1款1項1目管理会費の18万1,000円は、委員報酬や費用弁償等になります。

めくっていただきまして、344ページ、2款1項1目の一般管理費21万7,000円は、市財産区連絡協議会の負担金や研修負担金などでありまして。

2目の財産管理費35万2,000円は、山林管理の人夫賃ほかの区有地管理費を計上したのになります。

下段の2項1目の委員選挙費4万3,000円は、本年9月30日に任期満了となります委員選挙の執行負担金になります。

続いて、事項別明細書の356ページをお願いします。

356ページ、桜木財産区になります。

歳入の主なものは、2款1項1目の運営基金繰入金の5万5,000円です。

続きまして、歳出ですけれども、362ページをお願いします。

歳出は、1款1項1目の一般管理費3万7,000円は、損害保険料と市財産区連絡協議会の負担金で、その下の2目の財産管理費1万9,000円は、森林組合負担金となっています。

続いて、事項別明細書370ページをお願いします。

こちらは東山財産区の歳入になります。

この歳入の主なものは、1款1項1目の財産貸付収入で、静岡朝日テレビや中部電力、そういうところの土地貸付収入が173万3,000円、2目の利子及び配当金の運営基金利子収入が1万1,000円、そして、372ページの1款1項1目の運営基金繰入金が75万円という状況です。

歳出は、378ページになります。

主なものとしては、1款1項1目の管理会費62万円は、委員報酬や費用弁償になります。

380ページの2款1項1目の一般管理費129万円は、東山地域生涯学習センター活動助成金などでありまして。

2目の財産管理費53万2,000円は、山林管理の人夫賃が主なものになっております。

続いて、388ページをお願いします。

佐東財産区になります。

歳入の主なものは、1款1項1目の財産貸付収入は、ミオスのゴルフ場とか高瀬の瓦れき処分場の財産貸付収入811万2,000円になっています。

歳出は392ページになります。

歳出の主なものは、1款1項1目の管理会費で73万3,000円は委員報酬や費用弁償、めくって394ページの2款1項1目の一般管理費467万1,000円は、佐東公民館運営交付金や公共事業地区振興交付金及び基金積立金であります。

2目の財産管理費430万5,000円のうち、区有地管理費260万5,000円は、区有地の山林管理の人夫賃や原野の管理会交付金として170万円を計上しております。

以上で、4つの財産区の特別会計の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

- 委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。
以上、4つの財産区会計について、一括説明をいただきました。
ただいまの説明に対する質疑を願います。
質疑はございませんか。

〔「いいです」との声あり〕

- 委員長（鈴木久男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。
討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

- 委員長（鈴木久男君） 討論なしということですので、討論を終わらせていただきます。
それでは、採決に入ります。
議案第11号から議案第14号までの4件について、一括採決をいたします。
本4件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。
議案第11号から議案第14号までの4件につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔「ちょっと委員長、いいですか」との声あり〕

- 委員長（鈴木久男君） どうぞ。
○委員（鷺山喜久君） 副委員長も含めてですけれども、たしか議員規定には一括採決というのはだめとは書いていないのですが、好ましくないということが書いてあって、私も全部賛成なものですからごたごた言いませんけれども、来年はまた注意をしてやっていただくようお願いしたいと思います。

それはなぜかということ、やはりこういう議案というのは大事な問題なものですから、そのところはしっかりやらないといかぬなど、市民に示しがつくように。このことだけ申し上げて終わります。

- 委員長（鈴木久男君） それではまた検討させていただきます。
○委員（鷺山喜久君） 何でもそうしないといかぬとは言わないけれども、好ましくないというようこと。
○委員（栗原通泰君） いいたいことはわかるけれども、前段に委員長から提案されて、委員に出して、一旦言っているんですから、やっちゃった後に、その問題を出すというのはおかしいよ。

- 委員長（鈴木久男君） きょうはそのほかについては避けますが、ということで、また当局一緒に検討しましょう。

恒例になってしまっているの。

- 委員（鷺山喜久君） いかぬとは言わないけれども、好ましくない。要は、みんな理解があればいいみたいだけれども、何でもだめだということではないです。

- 委員長（鈴木久男君） 続いて、審査を進めます。
議案第16号、掛川市行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。
それでは、行政課の説明を願います。

中村課長。

- 行政課長（中村克巳君） 行政課です。よろしくお願ひします。
議案第16号、17号、21号、22号の4件、及び第50号から52号までの3件につきましては、改正行政不服審査法の施行に伴う条例案ですので、お手元に配付させていただきました資料の説明の後、各議案の改正概要等の説明等をさせていただきますようお願いいたします。

- 委員長（鈴木久男君） はい、お願ひします。
○行政課長（中村克巳君） では、行政不服審査法の改正に伴う例規整備についてという説明資料をごらんください。

- 委員長（鈴木久男君） お手元の資料をごらんください。
○行政課長（中村克巳君） 行政不服審査法が制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われ、平成28年度から新しい制度で施行されます。

この改正行政不服審査法は、国の決定に関して国民が所管省庁に不服を申し立てられる制度です。今回この関連法の制度整備や拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から見直しが行われました。

この改正により、掛川市においても条例の制定や改正が生ずるため、その概要について御説明させていただきます。

2の改正の概要ですけれども、1つ目として、審理員制度が導入されます。これは市の中で不服申立てに関する事務処理に関与していない職員が審理手続を行うこととするものです。

2つ目として、行政不服審査会を設置することになります。有識者からなる第三者機関を設置して、諮問・答申の手続が導入されます。この委員会の委員の数は5人を想定しています。委員には、弁護士や大学教授などを考えています。

3つ目として、不服申立ての手続において、異議申し立てが廃止されて審査請求に一元化されることになりました。

4つ目として、審査請求をすることができる期間が、現行60日から3カ月に延長されることになりました。

不服申立てのイメージ図をごらんください。

市民税の課税に対する不服申立てのケースです。現行では、不服申立てをする場合、申立人は、①の異議申立てを関係書類を添えて市税課へ行うこととなります。市税課では、当該事案の再調査などを行い、本人へ回答する流れとなっております。

改正後では、審査請求人は異議申立ての証拠書類を審理員に提出します。審理員は事務手続に関与していない職員になります。想定では行政課で取り行うと考えています。審理員は、場合によっては、意見書を添えて行政不服審査会へ諮問を行います。審査会では資料に基づき審査を行い、その結果を審理員へ答申します。その答申をもって審査請求人に採決を行う流れとなります。

なお、生活保護、国民健康保険、介護保険等に関する処分に対する不服がある場合は、市長に対してではなく、県知事に対して審査請求を行う制度となっておりますので、対象となる業務は少ないと考えています。

3の審査会委員の罰則について、委員を新たに選任することになるわけですが、委員に対する守秘義務が課せられるので、違反した場合には50万円以下の罰金が規定されます。

また、(2)では、関連事項として、ア、地方公務員の守秘義務違反の罰則も改正され、3万円以下から50万円以下となります。この地方公務員の守秘義務違反の改正と整合を図るため、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員の守秘義務違反に対する罰金が、現行の3万円以下から50万円以下に改正されます。

裏面をごらんください。

4の改正行政不服審査法の施行に伴う掛川市の条例等の整備内容になりますが、(1)の掛川市行政不服審査法施行条例を新規制定します。

この条例の内容は、ア、新たに設置する第三者機関である掛川市行政不服審査会の組織及び運営に関して必要な事項を定めます。

イ、審査請求に係る資料の交付手数料の額及び減免の取り扱いを規定します。

ウ、審査会の委員に対する守秘義務規定及び守秘義務違反に対する罰則規定を1年以下の懲役または50万円以下としています。

(2)で、掛川市情報公開条例及び個人情報保護条例については、一部改正を行います。

内容は、ア、審理員による審理手続においては、情報公開と個人情報保護、それぞれの条例で独自の審査会を設けているため、行政不服審査会の適用除外規定を設けています。

イ、それぞれの審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定のうち、罰金額を現行の3万円以下から50万円以下に引き上げることとしています。

ウ、改正法の施行に伴い、旧法の引用条項のずれを修正します。

(3)掛川市行政手続条例、その他の条例の一部について、旧法の引用条項のずれ等を修正することになります。

(4)行政不服審査会を設置しがたい一部事務組合の事務を掛川市の審査会が受託する旨の規約を新規に制定します。一方、一部事務組合では、小笠老人ホーム施設組合、掛川市・菊川市衛生施設組合、東遠工業用水道企業団になりますが、それぞれの組合議会で事務の委託に関する規約を新規制定します。その後、一部事務組合などで関係するそれぞれの議会で議決後に、静岡県知事へ届け出を行い、規約を公示する。掛川市は告示する手続が行われます。

資料の説明は以上になります。

それでは、定例会議案書の71ページをお願いいたします。

議案書の71ページの議案第16号、掛川市行政不服審査法施行条例の制定につきまして御説明をさせていただきます。

今回の条例制定は、改正行政不服審査法に基づいて設置する掛川市行政不服審査会の組織運

営に関する事、並びに手数料及び委員の守秘義務違反に関する罰則規定について必要な事項を定めております。

めくって、72ページをお願いします。

第1条では、行政不服審査法に基づき、必要な事項を定める旨を規定しています。

第2条では、行政不服審査法第81条第2項の機関として、掛川市行政不服審査会を置くこととしています。

第3条から第7条までは、審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めています。

審査会は、委員5人以内として、委員は学識経験者から市長が委嘱することとしています。委員の任期は、諮問に応じて審議が終了するまでとなります。また、委員には守秘義務が科せられます。

第8条及び第9条では、行政不服審査法第38条その他の規定により、書面等の交付にかかる手数料としての額を、白黒のコピー代はA3までであれば1面10円、カラーコピーは1面50円としています。また、手数料の減免では、経済的困難者や生活保護受給者に減免の取り扱いを規定しています。

第10条では、審査会の委員の守秘義務違反に関して罰則規定を定めています。

附則では、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの議案第16号に対する説明が終わりましたので、これから審査に入ります。

質疑をお願いいたします。

鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） ページ数で72ページの第3条の2項、学識経験者、これはわかりますけれども、市長が委嘱するというので、想定されるのはどういう方が委嘱対象になれるのか、その点について伺います。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長。

○行政課長（中村克巳君） やはり審査会の委員ですので、今も情報公開審査会とか個人情報審査会の委員の方には、大学の先生とか弁護士の方をお願いしていますので、そういった方を想定してまして、まだ具体的に人は決まってはいませんけれども、今回静岡県でもこういった審査会を設置しますので、そういったところの先生と同じようにやれるかどうかというようなことを、また事務を通して打診していきたいと思っております。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

○委員（鷺山喜久君） いいです。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

松本委員、どうぞ。

○委員（松本 均君） 先ほどの説明の中で、生活保護と国民健康保険、介護保険については、市は関与しませんというようなお話で、県知事のほうに対して審査請求をしてくださいと。これについては、もう個人が、もう市は関係ないからというようなことばかりではないのですね、その間に入っていてということもちゃんとやりながら個人でというような方向になるわけですか。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長、答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） やはり市民の窓口は市になるものですから、そこのところは市のほうに来ますので、そういった御案内は当然していきますし、かかわっていくと。ただ、制度的なところを言いますと、県が実際には、県知事に申し立てをしてくださいという制度になっているものですから、制度的なことを言うとそうなんですけれども、やはりあくまでも窓口としては、それぞれの担当課になるものですから、その担当課を通して、具体的なそんなことになれば県のほうに紹介していくということになろうかと思っております。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） そのほか質疑はなしということで、質疑を終結させていただきます。討論はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論はなしということで、討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号、掛川市行政不服審査法施行条例の制定について、原案のとおり可決することに

賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第16号につきましては賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査に入ります。

議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明を願います。

中村行政課長。

○行政課長（中村克巳君） 75ページをお願いします。

議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定内容について御説明申し上げます。

改正行政不服審査法の施行に伴い、用語の変更等の改正を行うため制定するものであります。めくって76ページをお願いします。

第1条は、掛川市行政手続条例の一部を改正するもので、お示しの表中、左の表が改正前、右の表が改正後となります。

第3条第1項第10号の異議申立てが、再調査の請求に改めるものです。

第2条では、掛川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正するもので、77ページ上段ですけれども、第20条第4項のアンダーライン部分は、処分があった日の翌日から起算した日が、改正前の60日から、改正後は3カ月に改める条文に改正するものであります。

第3条では、掛川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもので、異議申立てから審査請求に改正するものです。

附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日としています。

以上で、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「字句の意味合い、ちょっと」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 栗原委員、お願いします。

○委員（栗原通泰君） 改正前と改正後の字句のアンダーライン引いてあるところなんです、現行、異議申立てですね、それが再調査の請求という、再調査という部分と異議申立てというのはちょっと意味合いが変わってくるんですが、この辺どうということなんでしょうか、それだけ教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長。

○行政課長（中村克巳君） もともとこの異議申立てになりますと、処分した人にそれを提出するというところで、この改正行政不服審査法の元のところは、公正な者に審議をしてもらうというようなところがありまして、そういったことを踏まえて、異議申立てから審査請求というように言葉が変わったというふうに考えて。

○委員（栗原通泰君） 異議申立ても全般のことと理解すればいいですね。わかりました。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 以上で討論を終わります。

それでは採決に入ります。

議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） はい、ありがとうございます。

議案第17号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き審査に入ります。

議案第21号、掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、行政課の説明をお願いします。

中村行政課長。

○行政課長（中村克巳君） 続きまして、89ページをお願いします。

89ページ、議案第21号、掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について御説明させていただきます。

改正行政不服審査法の施行に伴い、審査手続に係る規定の改正及び附則で証明・閲覧等に係るコピー代等の手数料の規定を、掛川市手数料条例に追加するものであります。

めくって90ページをお願いします。

お示しの表中、左の表が改正前、右の表が改正後となります。

第4条の審査の申し出においては、申出書における記載内容や書面の添付事項がつけ加えられました。

第6条では、第2項で書面審理の弁明書がインターネットを利用して提出することが認められることになりました。

第11条では、決定書に記載する項目が定められました。

附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日としています。

めくっていただきまして、92ページになりますけれども、92ページでは、掛川市手数料条例の第6条で手数料の減免について、また、第7条では、証明・閲覧等に係る手数料について、行政不服審査会の資料閲覧等と同様な取り扱いとなるように一部改正を行っています。

以上で、議案第21号の説明とさせていただきます。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑はないようですので、質疑を終結したいと思います。

続いて、討論をお願いします。討論はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第21号、掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第21号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて審査に入ります。

議案第22号、掛川市情報公開条例及び掛川市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

行政課の説明をお願いします。

中村行政課長。

○行政課長（中村克巳君） 続きまして、95ページ、議案第22号、掛川市情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正について御説明させていただきます。

改正行政不服審査法の施行により、不服申立ての手続や審査会委員の守秘義務違反の罰金が見直されたこと等に伴い条例の一部を改正するものであります。

めくって96ページをお願いします。

第1条では、掛川市情報公開条例の一部を改正するもので、97ページ中段の第2節では、不服申立て等から審査請求に言葉が変わり、審理員による審理手続に関する適用除外につきまして、不服申立てがあったときは、既にこの条例で設置してあります掛川市情報公開審査会に諮問することとなりますので、行政不服審査会への諮問は行わないこととしております。そのほかアンダーラインの部分は、不服申立てから審査請求に改正されたことに伴い字句の改正を行っております。

めくって99ページ中段、第29条の罰則の規定では、委員の守秘義務違反について罰金が3万円以下から50万円以下に改正をしています。

続きまして、第2条では、掛川市個人情報保護条例の一部を改正するものですが、改正内容につきましては、第1条の情報公開条例と同一のため説明は省略させていただきます。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。よろしく御審査くださいますようお願い

いたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。
説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。
質疑をお願いします。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑なしということで、質疑を終結いたします。
討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。
採決に入ります。

議案第22号、掛川市情報公開条例及び掛川市個人情報保護条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。
議案第22号につきましては全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。
ここで暫時休憩をとらせていただきたいと思います。再開は11時15分ということでお願いします。

午前11時03分 休憩

午前11時11分 開議

○委員長（鈴木久男君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。
議案第23号、掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

行政課の説明をお願いします。
中村行政課長。

○行政課長（中村克巳君） 105ページをお願いいたします。
議案書 105ページ、議案第23号、掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員法の一部が改正されて、従来の勤務評定から能力、業績の両面から評価する人事評価に制度が改められたことや、退職管理の状況についても公表することとなったため改正するものです。

めくって 106ページをお願いします。

お示しの表中、左の表が改正前、右の表が改正後となります。

第3条の報告事項に、(3)職員の人事評価の状況が追加されます。また、改正前の(7)職員の研修及び勤務成績の評定の状況からは、勤務成績の評定が削除になります。また、(8)に職員の退職管理の状況が加わります。

第5条の公平委員会の報告事項では、改正行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立てから審査請求に字句が改正されるものであります。

附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日としています。

以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。
ただいまの説明に対する質疑を願います。
質疑はございませんか。

鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 106ページのこの(3)のところの職員の人事評価の状況ということ、これと職員の退職管理の状況ということですか。言葉ではこういうことになっていますが、具体的にはどういう状況になるんですか。

○委員長（鈴木久男君） 中村行政課長、答弁願います。
課長。

○行政課長（中村克巳君） まず、人事評価の状況ですけれども、これにつきましては、実は掛川市においては旧掛川市のときから人事評価についてやっけていまして、それがここにおいては勤務成績の評定という言葉が、地方公務員法の改正によって人事評価の状況ということに変わったものですから、内容は特に変わるものではありませんけれども、そういうことで評価については、1月1日を基準日として、課長が各職員、課員の評価等を見ておりまして、そういった中で、面接も年二、三回ほどやって評価していまして、そういったことを取り入れていま

すということの状況を公表しているということになります。

〔「退職は」との声あり〕

○行政課長（中村克巳君） それと、すみません、退職管理の状況なんですけれども、これも実は国のほうの国家公務員のほうの法が改正になって、それこそ国家公務員においては、退職した後の就職先がもとの公務員がいた勤務先とか、あるいはその関係団体とか、そういったことがあるものですから、そういうところも公表しなさいということになりまして、市においても同じような取り扱いということで、定年退職者が次にどこへ行ったかという統計的な状況を公表するというようなことになっております。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） (3)のほうですが、今御説明いただいたのですが、なかなかちょっと理解に苦しむというところがあるわけですが、例えば学校の成績で言うと、5、4、3、2、1と、もっと小さい子供はよくできました、もうちょっと努力必要ですとか、そんなようなことですか。

〔「具体的にどういように文書で出てくるのか」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 部長、答弁願います。

○総務部長（釜下道治君） これまで勤務成績の評定というような表現、これが今度人事評価というような表現になります。評定という言葉に関しては、上司から一方的な評価で結果は知らされないとか、そういうようなイメージある言葉なんです、今回評価ということで、その方の能力とかを伸ばしてやりたい、人材育成にも活用したいというような意味合いを込めて言葉が変わったというふうに聞いております。

〔「結構です」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はございませんか。

二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） それにちょっと関連した質問ですけれども、当然それでは上る人もあれば下がる人もあると思うんです、評価によっては。

○委員長（鈴木久男君） 中村行政課長。

○行政課長（中村克巳君） それこそ異動とかそういったのもあるものですから、自分の合った部署だと点が高かったり、あるいはほかのところに行ったらちょっと苦手な部署とか、そういったものもやはり人によってはあるものですから、そういった部署によっての上下というのはやはり出てきます。

○委員長（鈴木久男君） 続いて、二村委員、どうぞ。

○委員（二村禮一君） では、例えばですけれども、今まで課長をやった人が、評価が落ちたから下へ下がるという、これからはそういう部分も当然あり得るということですね、こういう評価をすると。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

中村課長。

○行政課長（中村克巳君） やはり人事評価というのは、そういったのを踏まえて適正な配置と人材育成、そういったものにつなげていくというのが主眼になっているものですから、そういったことも当然起こり得るということでもあります。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

○委員（二村禮一君） はい。

○委員長（鈴木久男君） 栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 人事評価についてはどこでもやっていることなんです、加点主義とどうか、加点評価と減点評価、最近というのですか、市の現況的には、減点方式的なものの評価が多かったんですけれども、この行政関係で、市のほうでは加点評価という部分を重きを置いた評価という形でやっているんでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 中村行政課長、答弁願います。

○行政課長（中村克巳君） 加点というよりは、基本的にはやはり行政マンというのは、平均的に仕事をこなすと。異動もあるものですから、あらゆる部署において平均的な業績を残してほしいというような点があるものですから、そういったところに主眼を置いてはいますけれども、やはりこういった時代になると、専門性がやはり要求されるということもありまして、やはりそういった専門的なところを伸ばす職員については、当然そういったところをしっかり見ていくというような評価をしていくということで、異動なんかも含めて、これは思慮をしていますので、適材適所に合うような形の材料にもさせていただいています。

○委員長（鈴木久男君） 栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 私もサラリーマンでしたので何ですけれども、やはりそのやる気を起こすという前提の中でその評価をしていくということが大事でなかろうかなと。

減点を中心に物を見てしまうと、マイナスばかりの部分が際立ってきてしまって、結局、人事そのものは半分以下だったら成功だというふうに言われていますけれども、100人が100人全部全てそうではないと。行政マンですと、いろんな部署に配置がえをされて経験を積ませていく、浅く広くというような状態が多かろうと思いますので、そうした評価というのは、やはり本人の立場に立った中での評価というのをぜひともお願いしたいというふうに思います。意見です。

○委員長（鈴木久男君） 鷲山委員、どうぞ。

○委員（鷲山喜久君） 先ほどの（3）の御答弁の中で、年3回課長が部下を評価すると、こういうことだと思いますけれども、ということは、4カ月に1回やっているということになると思いますが、それでよろしいですか。

○委員長（鈴木久男君） 中村課長、どうぞ。

○行政課長（中村克巳君） 年3回と言ったのは、面接を年3回はやって、具体的に部下に、例えば年度の当初には今年度の目標を立ててもらって、半年後にはその目標について、本人とどれくらいその目標にできているかというようなそういった面接、それから最後に、そういったことを踏まえて1年間の結果ですね、そういったものを自身と課長とが確認し合うというようなことをやっているということで、評価としては、時点は1月1日なんですけれども、面接は3回やっている、そういう意味でございます。

○委員（鷲山喜久君） はい、結構です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは、以上をもちまして質疑を終結いたします。
討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第23号、掛川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第23号につきましては賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて審査に入ります。

議案第28号、掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

行政課の説明を願います。

中村行政課長、お願いします。

○行政課長（中村克巳君） 議案書の133ページをお願いします。

掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条文にずれが生じたため、引用条項の整合を図るため改正するものであります。

めくって134ページをお願いします。

お示しの表中、左の表が改正前、右の表が改正後となります。

第1条、第2条とも地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めるものであります。

附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日としています。

以上で、議案第28号の説明とさせていただきます。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑なしということで、質疑を終結いたします。

討論はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第28号、掛川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び掛川市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第28号につきましては全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第50号、行政不服審査会事務の受託について（小笠老人ホーム施設組合）を議題といたします。

行政課の説明をお願いいたします。

中村行政課長。

○行政課長（中村克巳君） 続きまして、議案書の 243ページをお願いいたします。

243ページから 248ページの議案第50号から52号までの行政不服審査会事務の受託についての 3件は、改正行政不服審査法が今年 4月 1日から施行されることに伴い、一部事務組合を含む地方公共団体は審査請求の内容を調査審議する新たな第三者機関の設置が義務づけられましたが、少数の職員で業務を行っている一部事務組合では、単独で審査会を設置し運営することが極めて困難であるため、掛川市長が管理者を務める組合につきまして、地方自治法の規定に基づき係る審査会に関する事務を受託することについて、地方自治法第 252条の14の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

めくって、244ページをお願いします。

議案第50号は、小笠老人ホーム施設組合と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約になります。

第 1条では、行政不服審査会事務の管理及び執行を掛川市へ委託すること。

第 2条では、審査会の運営と事務の管理及び執行については、掛川市の条例・規則等によって行うこと。

第 3条から第 5条では、経費については組合の負担として、その金額は市との協議により定めることとし、また、予算において明らかとなるよう規定しています。

附則で、この規約の施行日を平成28年 4月 1日と定めています。

以上で、議案第50号の説明とさせていただきます。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第50号、行政不服審査会事務の受託について（小笠老人ホーム施設組合）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 50号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

あと 2件につきましては、類似した議案になってまいります、 まいります。

続いて、議案第 51号 行政不服審査会事務の受託について（掛川市・菊川市衛生施設組合）を議題といたします。

行政課の説明をお願いします。

中村課長。

○行政課長（中村克巳君） 続きまして 245ページ、議案第 51号 掛川市・菊川市衛生施設組合から、審査会事務の受託とすることについて定める規約になります。

内容につきましては、議案第 50号と同様になっています。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審査いただけますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑なしということで、質疑を終結いたします。
討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。
それでは、採決に入ります。

議案第 51号 行政不服審査会事務の受託について（掛川市・菊川市衛生施設組合）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 51号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 52号 行政不服審査会事務の受託について（東遠工業用水道企業団）を議題といたします。

行政課の説明をお願いします。

中村課長。

○行政課長（中村克巳君） 247ページをお願いします。

議案第 52号 東遠工業用水道企業団から受託することについての規定であります。

こちらの規約の内容につきましても、第 50号、第 51号と同様の規定でありますので、説明は以上とさせていただきます。

よろしく御審査いただけますようよろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

質疑はございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑なしということで、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 52号 行政不服審査会事務の受託について（東遠工業用水道企業団）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 52号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、審査に入ります。

議案第 29号 掛川市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

企画調整課の説明をお願いします。

山本企画調整課長、説明願います。

○企画調整課長（山本博史君） それでは、議案書の 137ページをお願いいたします。

議案第 29号 掛川市部設置条例の一部改正については、組織機構の改編に伴い、条例の一部を改正するものであります。

138ページをお願いします。

新旧対照表をごらんください。

第 2条において第 6項の都市建設部の事務文書、公園及び緑化推進に関することを企画政策部に移管するとともに、第 5項の環境経済部の下水道事業に関することを都市建設部に移管する改正を行うものであります。

枠外の下から 2行目の附則においては、施行期日を右側ページのとおり、平成 28年 4月 1日と規定するものです。また本条例の一部改正にあわせ、附則第 2項において掛川市緑の保全及び緑化推進に関する条例について、新旧対照表のとおり都市建設部を企画政策部に改める軸の修正を行うものであります。

説明は以上であります。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑なしということで、質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 以上で質疑を終結します。
討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終結いたします。
採決に入ります。

議案第 29号 掛川市部設置条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 29号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、審査に入ります。

議案第 30号 掛川市男女共同参画条例の一部改正についてを議題といたします。

生涯学習協働推進課の説明をお願いします。

大石協働推進課長、説明願います。

○生涯学習協働推課長（大石良治君） 議案第 30号 掛川市男女共同参画条例の一部改正についてを御説明をさせていただきます。

議案書の 141ページをお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、国が昨年 8月に成立をさせました女性活躍推進法や国の第四次男女共同参画の基本計画、こういった 2つのことも含め、当市の男女共同参画審議会の審議結果を踏まえた上での条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、おめくりいただきまして 142ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、第 3条に 6号として 1号を加えるものでございます。新旧対照表で御説明をさせていただきますが、第 3条基本理念の関係でございます。この条例の基本理念を上位法であります男女共同参画社会基本法の趣旨にのっとり定めておりますが、新たに追記の 6号を加えるものでございます。これにつきましては、暴力的行為の根絶について新たに定めたものでございます。これは、時代的背景からセクシュアルハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど、あらゆる形態の暴力的経緯行為の禁止が、男女共同参画社会の実現のためには必要不可欠な時代になったという時代的な流れ、こういった認識を持って取り組むことが重要であることから、第 1号の男女の人権の尊重に従来含まれていました暴力に対する人権尊重の大切さを別立てとして、条文で明確化を図ったものでございます。

次に、第 5条の市の責務では、まず第 2項で一部改正を、そして新たに 3項を加えるものでございます。内容を申し上げますと、第 2項の改正趣旨は、条文にあります支援という、左側でございます改正前という条文から、行政からの上から目線的な表現ということでございましたので、行政指導的な立場での施策展開であったという部分がありましたが、当市については平成25年の自治基本条例、そして昨年4月の協働によるまちづくり推進条例の制定によりまして、明確に協働という言葉を定義づけをしました。したがって、施策展開をする上で改めたというものでございます。

次に、新たに加えます 3項では、これは 1月 21日開催の全員協議会で御説明をいたしました。市が設置をいたします審議会など、附属機関の委員について具体的に男女の数を同数とすることを定め、女性に参画を一層推進していく条文の追加ということでお願いをするものでございます。

附則第 1項では、この条例の施行日を 4月 1日とするもの。第 2項では、任期満了の関係がございまして、そうした場合には到来の日ということで経過措置を講じているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑はありませんか。

窪野委員、どうぞ。

○委員（窪野愛子君） 3の項目ですけれども、以前、伺ったことがあるのかもしれませんが、すみません、もう一度お伺いしますけれども、法令等に定めがあるという、委員に関しての。どんな、具体的に法令があるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、お願いします。

○生涯学習協働推課長（大石良治君） まず、今、クオータ法というものが世間で言われております。これは、外国でございまして、今現在、法律を調べますと、男女ということでそれを定めている法律、もしくは当市の条例にはそれを定めたものはございません。今後、できた場

合についてもお守りの今現在ないんですが、そういったものに対応できるというもので定めてございます。

以上です。

○委員（窪野愛子君） わかりました。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） 条文の中で、この正しくそういうことをして実施に当たるといふ、非常に重い文章というんですか、非常に次元の高い文章、表現になったということなんですが、これらについては、男女共同推進係が中心になって今までどおり業務活動を進めていくというのですか。施策を立案して進めていくというふうに理解しておけばいいのでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

大石課長。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） まず暴力の根絶、この関係については、昨日も申し上げました女性相談員という者を当課に置いております。ただし、それだけではいけませんので、今後、今現在もそうですが、子ども希望部、もしくは福祉の方でもこういった取り組みをしておりますので、当然連携をして全庁的にやっていくというものがございます。

あと、男女の同数の関係については、当課が取りまとめをしましてヒアリングをして、できない理由とか、そういったものを含めて推進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 栗原委員、どうぞ。

○委員（栗原通泰君） はい、前段はわかりました。

この附則のほうの 2 番です。移行の関係については、本市としてはどういう状況になるのでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 今現在、4月1日を基準としておりまして、35.1%の達成率となっております。ただ、任期が4年の場合、3年の場合、2年の場合がありますので、そこを任期が来ないうちに変えるということは、これは不条理でありますので、あくまでも任期到来のときということでの経過措置をさせていただきます。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 既にある5条の3ですが、既にあるこの附属機関で、今35.1%を推進達成しているということですが、この男女のその他の機関の中で、相当差がある機関もあるのですか。今度のは少なくとも1人の差ということですが、今現在で相当ひどい差のある機関があるのですか。

○委員長（鈴木久男君） 大石課長、どうぞ。

○生涯学習協働推進課長（大石良治君） 今、鷺山委員さんが言われたとおり、ものにもよっては定員19に対しまして男性が18、女性が1ということで、達成登用率が6%というような部分もございます。こういった部分もありますので、そういった部分について今後、推進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） 鷺山委員、どうぞ。

○委員（鷺山喜久君） 市長に、一言、意見として申しますが、数の問題と同時に、比率の問題と同時に質の問題もやはり追及すべきじゃないかなということだけ一言申し上げておきます。

○委員長（鈴木久男君） 市長、お願いします。

○市長（松井三郎君） 全ての委員会で、どうしても女性が多い場合もあるし、男性が多い部署もありますけれども、どうしても人選をするときに、少しやはり女性が多かったり、男性が多かったりということも当然あり得ます。それは、審議会等々の全体の質の問題を考えたときに人選をするわけですので、そのときは少し調整をする、そういうこともその他、正当な理由がある場合はということに該当するということだというふうに思います。

いずれにしても、審議会が充実してしっかり審議いただけるような人選をするということがやはり、同数とするということと同じように重要だというふうに考えています。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 質疑を終結したいと思います、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） それでは質疑を終了いたします。
討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。
それでは、採決に入ります。

議案第 30号 掛川市男女共同参画条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 30号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。
それでは、引き続き審査に入ります。

議案第 31号 掛川市森の都ならここの里条例の一部改正についてを議題といたします。
地域支援課の説明を願います。

地域支援課長、松浦さん、お願いします。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 地域支援課です。よろしくお願いします。

議案書の 143ページをお願いいたします。

議案第 31号 掛川市森の都ならここの里条例の一部改正について、御説明申し上げます。

次のページ、144ページをお願いいたします。

現在、ならここの里キャンプ場には、AC電源つきのオートキャンプサイトが大小区画合わせ 23区画あります。50平方メートル程度の小区画が 9区画。100平米程度の大区画が 14区画ということです。かねてより、利用者から、大区画サイトの増設要望がありましたので、オートキャンプサイトの区画を大区画に統一し、28年 4月 1日から利用料金の改正を行うものです。利用料金は記載のとおりであります。

説明は以上です。よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（鈴木久男君） ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） この近くだと、竜洋にあるよね。

〔「はい」との声あり〕

○委員（内藤澄夫君） 近郊の川と比べて、この価格はどうなの。高いなの、普通なの、それとも高いか安いかどっちなの。近隣と比べてみると。例えば、竜洋と比べてみた場合、どうなんでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 松浦課長、答弁願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 今おっしゃった形の中で、近傍のキャンプ場との料金、調べて、遜色のないというか、竜洋よりも安くなっております。

〔「もう一点いい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） はい、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） それより、50平米、100平米と言うけれども、河口にそれだけあって、それだけを利用できるということなんですか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 50平米の中に、車をとめていただいて、その中で利用していただくということです。広いところと狭いところということになりまして、狭いところがやはり人気がないものですから、その小さいところを広くするということです。

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員。

○委員（内藤澄夫君） ちなみに、50平米というと、坪数で言うと 3.3で割っても 16室あるのか。車を置いて、子供が遊んだり何かというと狭いと言うかもしれないけれども、例えば車を置いてテントを張って、テーブルを置くくらいだったら十分あると思うけれども、狭いものかね、そんなに。100平米って、もう 30坪ぐらいあるわけだよね。その辺もあわせて教えて。

○地域支援課長（松浦伸弥君） テント 2つぐらい張ると狭くなっちゃうんです。家族連れで行って、それで人間が寝るところが。ちょっと狭いという感じになっちゃうんです。

○委員長（鈴木久男君） 松浦課長、答弁願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） オートキャンプ場の区画サイトの、パンフレットの中にも写

真があるんですけども、車を1台置いて、その中で五、六人で利用するとなるとちょうどいい大きさになります。

○委員長（鈴木久男君） 榎原委員、どうぞ。

○委員（榎原通泰君） 144ページですが、3,000円と1,800円のこの小さい河口です。

今の御説明で人気がないということは利用者が少ないということですか。例えば、26年あるいは27年、そこら辺でどのぐらい少なかったのか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁ください。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 26年度の小区画サイトの利用者が2,050人。大区画サイトが3,805人と、割合にすると35%と65%となっております。27年度につきましても、28年1月までの集計ですが、同じような割合で35%と65%ということになっております。

○委員長（鈴木久男君） よろしいですか。

〔「よろしいです」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 以上で、質疑を終結してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 以上で、質疑を終了いたします。

討論はありませんか。

〔「ございません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 以上で、討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第31号 掛川市森の都ならここの里条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第31号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き審査に入ります。

議案第53号 辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

地域支援課の説明をお願いします。

松浦課長、説明願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 地域支援課です。よろしく申し上げます。

議案書の249ページをお願いいたします。

議案第53号 辺地総合整備計画の策定について、御説明申し上げます。

まず最初に、254ページ、辺地総合整備計画施設地図をごらんください。254ページです。

現行の辺地総合整備計画では、掛川市北西部、図の左側、久居島辺地、その北側の西之谷辺地、及び掛川市の最北端、黒俣辺地の3辺地において事業を行っておりますが、今年度末で期限を迎えるため、その既存の辺地事業に、新たに居尻辺地、ちょうど掛川の真ん中、北西部、北の真ん中ごろ、居尻辺地を越えて4辺地において平成28年度から平成32年度までの5カ年計画を策定するものであります。

それでは、次期の整備計画について、辺地ごとに御説明いたします。

250ページから順番に説明いたします。250ページをお願いします。

西之谷辺地の計画です。市道高山西之谷線、市道明ヶ島線、林道大尾大日山線の整備を継続実施するものです。また新規事業として、平成28年度明ヶ島キャンプ場の総合案内施設と、炊事場の浄化槽の修繕工事を行います。事業費3億8,730万円のうち国県補助金が1億7,500万円。残額2億1,230万円に辺地債を充当します。

251ページをお願いします。251ページは、久居島辺地の計画です。

市道高山西之谷線を継続整備するもので、9,600万円でその全額を辺地債で充当いたします。

252ページをお願いします。黒俣辺地の計画です。市道居尻黒俣線の継続整備をするもので、事業費7,500万円で、その全額を辺地債で充当します。253ページは居尻辺地の計画です。居尻辺地では、中山間地域における観光レクリエーション施設、森の都ならここの里が老朽化していることから、施設の延命、長寿命化を図るため、改修、改築計画を行うもので、ならここの湯のボイラーのハウシン、キャンプ場のくみ取りトイレの水洗化、バンガローの建てかえ等、年次計画により進めていきます。整備は、9,670万円でありますが、その全額を辺地債により充当します。

以上で、議案第53号の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い

いたします。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑を願います。

質疑はございませんか。

鷲山委員、どうぞ。

○委員（鷲山喜久君） 253ページ、5年間でということで、5年っていうとなかなか長いなと。

最初の1年目にやったのが5年目になって悪くなっちゃったと、こういうことはないでしょうね。それだけお尋ねします。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） そのようなことがないように、施設の必要な整備を行います。

○委員長（鈴木久男君） 榎原委員、どうぞ。

○委員（榎原通泰君） 1つだけ。

ここに、それぞれ載っている(3)辺地度点数。これは点数評価した100点以上というものが辺地債という方法に当てはまるんですか。

○委員長（鈴木久男君） 答弁願います。

○地域支援課長（松浦伸弥君） 今、御質問の辺地の要件であります、辺地度点数というものを計算します。100点以上ということが要件になりまして、その中に50人以上の人が住んでいるということも要件にあるものですから、無人のところでは使えないということです。50人以上の人口を有して辺地度点数が100点以上ということになります。

○委員長（鈴木久男君） いいですか。

〔「はい」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 本谷は、これ基本的に地元地域から、うちを辺地債、辺地から省いてほしいという話があって、辺地の会合にも出てこないようになっていくんですけども、基本的には、地元地域を外れても、辺地としての指定は残っているわけですよ、基本的に。

その辺が地域の皆さんも理解しているというふうに思うんですけども、例えば本谷の場合なんかを考えても、本谷地区。地域をずっと東に行って、袋井小笠線へ抜ける道、林道を上げて、上へ上がるんですけども、あそこ、将来にわたって何とか舗装してほしいし、何とか車がスムーズに上がれるような道路をつくってほしいというのは、あそこの地域の念願ではあるんですけども、行ってみると、林道の、あれ林野庁の管轄になると思うんですけども、払い下げる金額が結構高いということで、なかなか時価ということでできないというのが現状であるんですけども、そういうところもまたぜひ課長のほうで、頭の隅に入れておいてください。そういう要望が出てきていること。

○委員長（鈴木久男君） 市長、お願いします。

○市長（松井三郎君） 頭の隅ではなくて、次期の計画にはぜひ取り入れて対応していきたいと、林道整備で上の県道につなげると。

私も市長になって、やはり袋井の地域を通过这个の市役所に来るということは、やはり可能な限り直接、掛川の市内の道路を通過して中心市街地に行けると、こういうようなことが改めて必要だというふうに思っておりますので、今回、なかなか辺地債の計画事業がたくさんあったものですから入れられなかったということと、もう一つは、西大谷トンネルを開削してあそこを整備するというと5年ぐらいかかっちゃうので、それにあわせて林道整備をしていきたいと、こういうことで担当、これは道路建設のほうでは、そういう今、協議を進めておるので、そういう方向で進めていきたいと思っています。

〔「よろしくをお願いします」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「いいです」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第53号 辺地総合整備計画の策定についてを採決いたします。

議案第53号 辺地総合整備計画の策定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙

手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 53号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 57号の審査に入ります。

議案第 57号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市二の丸美術館）を議題といたします。

文化振興室の説明をお願いします。

高柳室長、お願いします。

○文化振興室長（高柳由美君） 文化振興室です。よろしくお願いいたします。

議案書の 269ページをお願いいたします。

議案第 57号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市二の丸美術館）について御説明申し上げます。

二の丸美術館は、平成 28年 4月 1日から指定管理制度を導入することとしたため、指定管理者の指定を行うものであり、掛川市大坂 7373番地公益財団法人、掛川市生涯学習振興公社理事長、杉浦靖彦を指定するものであります。指定の期間は、平成 32年 3月 31日までであります。公益財団法人、掛川市生涯学習振興公社を指定するのは、本施設は、隣接するステンドグラス美術館との一体管理を前提としており、ステンドグラス美術館の現在の指定管理者に 2館一体での管理を任せ、効率的な管理運営により両施設の有効活用を図ること、また当財団が今後本市の文化振興の推進主体となる位置づけであることからであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これから審査に入ります。

質疑はございませんか。

窪野委員。

○委員（窪野愛子君） この公益法人の学習振興公社、以前、シートピアとか掛川城のその辺の施設を指定管理に移行したわけですよ。やはり、文化振興の、本当に大変な必要なことですけれども、やはり運営から経営という感覚も絶対的に必要だと思います。その辺できちっと市の思いを申して、これに何で私が反対をするわけではありませんけれども、そういったことを改めて申し伝えてほしいなと思って今、申しました。

○委員長（鈴木久男君） 要望ですが、部長、答弁してください。

○企画政策部長（鈴木哲之君） ありがとうございます。

公社とは、この指定管理、その前のステンドグラス館の指定管理につきまして、もうずっと協議を続けてまいりました。今、既におっしゃられたように、経営という面が少なかったというか、今までは管理ということが主になっておりました。ただ、このステンドグラス館を契機に、やはり経営というところに、収入を得るということに、だんだんシフトしてきました。公社みずからも、公社のこれからのあり方というものを今まとめております。

今後、3月末に評議員会もでございます。私も評議員になっていますが、そういうことでこれからもっと公社が市民のために、みずから収入も得ながら、実施事業をやりながら管理もしっかりしていくということで、今あり方をまとめております。

そういったことで、さらにこのステンドグラス館と隣の二の丸美術館があわせて管理されるということになると相乗効果もありますし、その相乗効果の一つが、竹の丸も非常に入場者がふえてサービスも、それをまた使って、さらに入場者が回遊するという、そんなところが見えてきましたので、大変非常にいい効果があらわれていると思っております。

以上です。

○委員長（鈴木久男君） ほかにございませんか。

[「ないです」との声あり]

○委員長（鈴木久男君） それでは、他に質疑がございませんようですので、質疑を終結いたします。

討論はございますか。

[「なし」との声あり]

○委員長（鈴木久男君） 討論なしということで、討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 57号 公の施設の指定管理者の指定について（掛川市二の丸美術館）、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

議案第 57号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。引き続きまして、審査に入ります。

続いて、議案第 38号 掛川市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

予防課の説明をお願いします。

大石消防次長、お願いします。

○消防次長兼予防課長（大石和博君） それでは私からは、議案第 38号 掛川市火災予防条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案書の 183ページをお開きください。183ページになります。

今回の条例改正は、対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、施行後 10年以上を経過し、当初想定していなかった設備や器具が流通してきた現状を踏まえまして一部改正されたため、整備するものであります。対象火気設備とは、厨房設備やストーブ、コンロを言います。省令施行後 10年以上を経過していることから、別表内の所要の整理もされております。細かな改正箇所が多いことから、別表第 1の全部改正とさせていただきます。別表第 1は、185ページからとなります。

改正内容につきましては、掛川市火災予防条例の別表第 1に、新たにガスグリドル付コンロを追加するとともに、同表において離隔距離、離隔距離とは可燃物との安全な距離となりますけれども、この距離を規定している電磁誘導式加熱式調理器、いわゆる IH調理器ですけれども、この IH調理器について、最大入力値を 5.8キロワットに引き上げるものでございます。追加するガスグリドル付コンロですけれども、お配りのグリルのついた資料 1をごらんください。資料 1のグリルの絵をご覧ください。左側が、通常魚を焼くグリドル付コンロになります。グリドル付コンロは、直火による放射熱で調理する器具ですけれども、今回追加される右側がグリドル付コンロになります。このグリドル付コンロは、直火で加熱したプレートから電動熱によって調理する機器となります。このグリドル付コンロを別表に追加するものであります。この条例の施行日は、離隔距離の改正がなされないため、経過措置は設けなく、平成 28年 4月 1日といたします。

以上で、議案第 38号 掛川市火災予防条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木久男君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これから審査に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤澄夫君） 言っていると、プレートが過熱されて焼き物ができることだと思うんですけど、煙とかそういうにおいなんかどうなんでしょう。今、基本的に、ガスのグリドルというのはほとんど無煙式なんだよね。無煙式とは何かというと、この水を下にひいたりして、水の中へ全部落としてしまうというということで、グリドルから外に出ないような真新しい今、グリドルなんだけど、今度グリドルになると、水を引くということが、まずできんと思うのよ。となると、煙とかにおいはどうなるのかなと、その辺、どうでしょうか。

○委員長（鈴木久男君） 次長、答弁願います。

○消防次長兼予防課長（大石和博君） すみません、うちの魚焼くのが普通のグリドルなものですから、グリドル付コンロがちょっとないものですから何とも言えないんですけども。

○委員（窪野愛子君） 変えたばかりなものですから、今のコンロ、グリドルというのに。煙はほとんど出ません。においは若干出ますけれども、換気口がついていますが、煙いということはありません。

○委員（内藤澄夫君） 換気口がついているというのは、グリドルの中に換気があって外に出るということ。

○委員（窪野愛子君） 外には出ない、何かそれはなく。

○委員（内藤澄夫君） つまり、今のグリドルと同じように換気がついているわけでしょう、後ろに。グリドルの後ろについているわけでしょう。

○委員（窪野愛子君） グリドルがあるでしょう。それで、その後ろ側に排気口、煙が出るところじゃないです。熱を逃すみたいな感じで、そこは触れば熱くなると。

○委員（内藤澄夫君） じゃ、煙は基本的には出ないの。

○委員（窪野愛子君） 出ていません。

○委員（内藤澄夫君） じゃやっぱ、グリドルと同じなんですね、今の水を張る。

- 委員（窪野愛子君） そうですね。
- 委員（内藤澄夫君） 水を張るようなのとかないわけでしょう。
- 委員（窪野愛子君） ありません。
- 委員（内藤澄夫君） いいねそれ、煙が出ないの。焼けば煙が出るのは当たり前だと思うんだけど。
- 委員（窪野愛子君） いや、出ませんね。においは出ます。
- 委員（内藤澄夫君） いいです、わかりました。
- 委員長（鈴木久男君） 鷺山委員、どうぞ。
- 委員（鷺山喜久君） この条例、なかなかページ数も多いわけですね。それで10年が経過したと。そして、新たな設置基準ですと。新たな設置基準はいいわけですが、今まで住んでいるうちで、この条例を適用すると、いやいや引っかけちゃうよと、違反になっちゃうよというようなお宅というのはあるのではないですか。
- 委員長（鈴木久男君） 大石次長、どうぞ。
- 消防次長兼予防課長（大石和博君） 一般家庭で一応距離は決められているんですけども、大体80センチという距離になっているんですけども、置いたときに大体火を使うというのはわかっている、大体そこら辺は距離は通常離れているというふうに理解しております。
- 委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はございませんか。
〔「ありません」との声あり〕
- 委員長（鈴木久男君） ほかに質疑はないようですので、質疑を終結してよろしいでしょうか。
〔「いいです」との声あり〕
- 委員長（鈴木久男君） 以上で、質疑を終結いたします。
討論はありませんか。
〔「なし」との声あり〕
- 委員長（鈴木久男君） 討論はなしということで、以上で討論を終わります。
それでは、採決に入ります。
議案第38号 掛川市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕
- 委員長（鈴木久男君） はい、ありがとうございます。
議案第38号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、総務委員会に付託されました議案の全ての審査を終了いたしました。
次に、閉会中の継続審査申し出事項についてを議題といたします。
お手元に資料を配付してありますので、ごらんをいただきたいと思います。
資料のとおり、9項目の内容でよろしいでしょうか。
〔「はい」との声あり〕
- 委員長（鈴木久男君） それでは、総務委員会の継続審査申し出事項につきましては、資料のとおり9項目といたします。
次に、その他に入ります。
皆さんから、その他、何かございましたらここで発言をいただきたいと思います。
よろしいですね。
〔「はい」との声あり〕
- 委員長（鈴木久男君） それこそ、長時間にわたりまして審査を熱心にしていただきありがとうございます。
以上で、総務委員会に付託された全てが終了いたしましたので、ここで総務委員会を終了いたします。2日間にわたりありがとうございます。
午後0時17分 散会